



# 周防大島町地球温暖化対策 実行計画

令和8(2026)年 3月

周防大島町

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

# 目次

## はじめに

## 第1章 計画策定の背景

1-1 地球温暖化の影響	…… 4
1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向	…… 8
1-3 周防大島町の取組	…… 9

## 第2章 周防大島町の地域特性

2-1 自然的特性	…… 11
2-2 経済的特性	…… 15
2-3 社会的特性	…… 16
2-4 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル	…… 21
2-5 周防大島町における気候変動の影響	…… 26
2-6 アンケート調査結果・ワークショップの意見	…… 32
2-7 地域課題のまとめ	…… 43

## 第3章 計画の基本的事項

3-1 計画の位置づけ	…… 45
3-2 計画期間	…… 46
3-3 計画の対象	…… 47

## 第4章 温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計

4-1 温室効果ガス排出量の現況	…… 49
4-2 温室効果ガス排出量の将来推計	…… 51
4-3 エネルギー消費量の現状と将来推計	…… 61

## 第5章 将来像と計画の目標

5-1 目指す将来像	…… 64
5-2 温室効果ガス削減目標	…… 65
5-3 再生可能エネルギー導入目標	…… 66

## 第6章 目標達成に向けた対策

6-1 施策の体系図	…… 69
6-2 施策の推進と各主体の取組	…… 70

本計画における実践(温暖化や気候変動への対策)を記載しています。  
具体的な行動を知りたいという方は、特に注目して読んでみてください。

## 第7章 地域課題解決に向けた「分野横断プロジェクト」

7-1 「分野横断プロジェクト」の考え方	…… 101
7-2 目指す未来像と「3つの柱」	…… 102

## 第8章 町の事務事業における対策

8-1 計画の基本的事項	…… 107
8-2 温室効果ガス排出量の現況	…… 111
8-3 温室効果ガス削減目標	…… 116
8-4 目標達成に向けた取組	…… 117

## 第9章 計画の推進体制・進捗管理

9-1 計画の推進体制	…… 121
9-2 計画の進捗管理	…… 122

## 資料編

### 【本計画の図表について】

- 各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- 注釈は「※」で示しています。



# はじめに



出典：周防大島町ホームページ

## ■ 周防大島町の特徴

「瀬戸内のハワイ」とも呼ばれる本町は、美しい海や豊かな山林を有し、水産業や農業、観光業が盛んな、**自然と共に生きる町**です。また、島という地域特性上、町内外への**移動手段や物資・エネルギーの供給体制**等、本土の自治体とは異なる特性を持つ地域でもあります。

## ■ 地球温暖化の影響・災害や事故への備え

近年、「**地球温暖化**」や「**気候変動**」といった言葉をよく耳にすることと思います。上述した特徴を持つ本町にとって、地球温暖化や気候変動が与える影響は無視できるものではありません。「昔は獲れた魚が今は獲れなくなった」「農作物の品質や収穫量が落ちた」「猛暑や大雨による被害が心配」といった実感を持つ人も多いのではないのでしょうか。

加えて、本町と本土をつなぐ大島大橋や水道管、あるいは電気の送電線が断たれてしまった場合、物資やエネルギーの多くを本土から得ている本町の暮らしは、**根底から崩れてしまう可能性**があります。台風や豪雨、南海トラフ地震、あるいは平成30(2018)年の貨物船事故のような事態が起きても対処できるよう、対策を進めていく必要があります。

## ■ 本計画の目的

今回策定する「周防大島町地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化の進行や既に生じている影響について対策していくための計画です。

そして、**単なる地球温暖化対策に留まらず、町の課題を解決し、町の良さを活かすこと**を目指しています。例えば、住宅へ太陽光パネルを設置すれば、仮に本土からの電力供給が途絶えても、自家発電で必要な電気を賄うことができます。

この計画は、町民の皆様、事業者の皆様、そして行政が一丸となって取り組んでいくことが必要です。私たちの暮らしと町の豊かな自然を守り、次の世代に引き継いでいけるよう、共に取り組んでいきましょう。



# 第1章

## 計画策定の背景

# 1-1 地球温暖化の影響

## ■ 地球温暖化とは

地球は温室効果ガスにより適度に暖められ平均気温を約15℃に保ち、生物にとって快適な温度になっています。

しかし近年、人類の活動により、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の気温が上昇し、自然界のバランスを崩しています。これが「地球温暖化」です。

このまま温室効果ガスが増え続け気温が上昇すれば、地球環境が悪化し、私たちの生活や健康に大きな被害がもたらされることになります。

表1-1 温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数*	性質	用途・排出源
CO <sub>2</sub> 二酸化炭素	1	地球温暖化への影響が最も大きな温室効果ガス。植物等により吸収されるが、人為的な排出量はその吸収量を大きく上回っている。	化石燃料の燃焼など。
CH <sub>4</sub> メタン	28	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N <sub>2</sub> O 一酸化二窒素	265	数ある窒素酸化物の中でも最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,300など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,190など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF <sub>6</sub> 六フッ化硫黄	23,500	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF <sub>3</sub> 三フッ化窒素	16,100	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

全国地球温暖化防止活動推進センターの資料を基に作成

※地球温暖化係数は、二酸化炭素と比較した温室効果の強さを表します。例えばメタンの「28」は、温室効果が二酸化炭素の28倍強いことを表します。ただし、二酸化炭素は他のガスと比べて排出量が圧倒的に多く、産業革命以降における二酸化炭素の地球温暖化に対する寄与率は約76%とされているため、地球温暖化に最も影響を与えているのは二酸化炭素と言えます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-1 地球温暖化の仕組み

## ■ 地球温暖化の現状とこれからについて

### 温暖化と人間活動の影響

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「**人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない**」と明言されています。

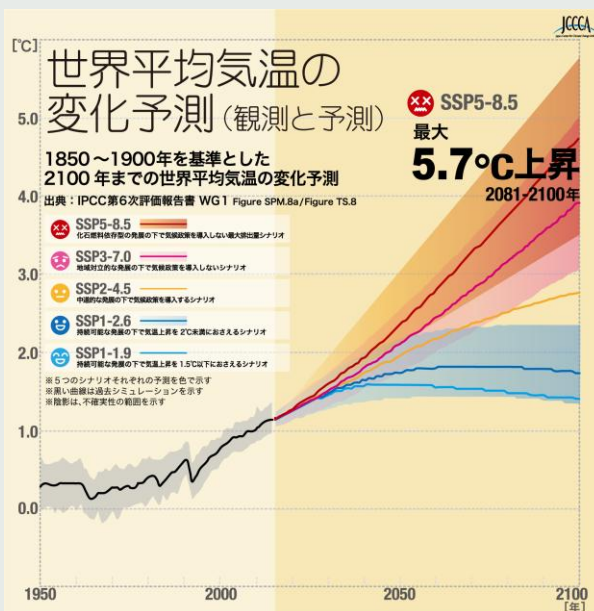
第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995	1995年	「影響が全世界の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。

出典：IPCC第6次評価報告書

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-2 IPCC報告書における表現の変化

### 将来の影響予測



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

令和6(2024)年の世界平均気温は産業革命前より1.55°C上昇し、**観測史上最高**となりました。世界平均気温は少なくとも**今世紀半ばまでは上昇を続ける**ことが予測されており、化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入しない最大排出シナリオでは、2100年には最大5.7°C上昇することが予測されています。

図1-3 世界平均気温の変化予測

## ■ 世界の自然災害

世界の平均気温の上昇により、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度・強度の増加が更に拡大しています。それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。

まさに人類は深刻な環境危機に直面しているといえます。

### 2024年に世界各地で発生した気象災害

高温	<p>■ サウジアラビアのリヤド国際空港 6～8月の3か月平均気温37.6℃(平年差+1.8℃)を記録</p>
	<p>■ 日本 5月から9月の全国における熱中症救急搬送人員の累計は97,578人となり、昨年度同期間と比べると6,111人増加</p>
台風	<p>■ 中国南部～東南アジア 7月の台風第3号、9月の台風第11号、10月の台風第20号や大雨の影響により合計で1,240人以上が死亡</p>
大雨	<p>■ スペイン東部 10月の大雨により230人以上が死亡</p>
	<p>■ アフリカ北部～西アフリカ 3～9月の大雨により合計で2,900人以上が死亡</p>

出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書



資料：ABACA PRESS/時事通信フォト



資料：AFP＝時事

図1-4 ベトナムの台風被害の様子(上)とケニアの大雨の洪水被害の様子(下)

## ■ 周防大島町の自然災害

周防大島町では、近年以下のような自然災害が発生しています。

### 平成30(2018)年7月 土砂災害

7月5日から8日にかけて断続的に激しい雨が降り、総降水量は、屋代ダム雨量局で333mm、宮崎川雨量局で394mm、和田雨量局で313mm、浮島雨量局で349mm、白木山雨量局で262mmを観測するなど、周防大島町においても大雨となりました。

大雨の影響により町内各地で土砂災害が発生し、半壊家屋4棟の被害が発生しました。

### 令和2(2020)年7月 豪雨

7月5日の午後5時から8日の午前11時にかけての総雨量は、周防大島町安下庄で349mmを観測しました。観測史上最大となる、1時間あたり51.5mmの雨が降ったことで、島東部の伊保田の県道脇の土砂が崩れ、雨振地区23世帯35人が孤立状態となりました。

8日朝までの雨により、国道と県道の計15カ所が全面通行止めになり、町内では床上浸水15件、床下浸水160件の被害が確認されました。



出典：周防大島町資料

図1-5 平成30年7月土砂災害時の被害写真

## ■ 緩和策と適応策

温室効果ガス排出削減に向けた取組が進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しています。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「**適応**」が不可欠になります。

**気候変動の影響を回避し低減することを目的として制定された「気候変動適応法(平成30(2018)年)」**が、令和5(2023)年に**熱中症対策を強化するため改正**されました。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図1-6 地球温暖化と緩和策、適応策の関係

# 1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

## 世界の動向

平成27  
(2015)年

### ■SDGs

- 国連サミットにおいて採択
- 17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」

### ■パリ協定

- 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択
- 「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が世界共通の長期目標に掲げられた

平成30  
(2018)年

### ■1.5℃特別報告書

- IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)により発表
- 2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030年までに2010年比で約45%削減」し、「2050年頃には正味ゼロ」とすることが必要とされた

令和5  
(2023)年

### ■COP28

- パリ協定の目標達成まで隔たりがあること、目標達成に向けて行動と支援が必要であることが強調された



出典：国際連合広報センター

図1-7 SDGs17の目標

## 日本の動向

令和2  
(2020)年

### ■2050年カーボンニュートラル表明

- 内閣総理大臣が所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言

令和3  
(2021)年

### ■地球温暖化対策の推進に関する法律(通称「温対法」)の一部改正

- 地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、地球温暖化対策計画の改定も併せて行われた
- 地域脱炭素化促進事業に関する規定が追加

令和5  
(2023)年

### ■脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(通称「GX推進法」)

- グリーン転換フォーメーション(GX)を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(以下、「GX推進法」という。)が公布

### ■気候変動適応法の改正

- 気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正

令和7  
(2025)年

### ■地球温暖化対策計画の改定

- 世界全体での1.5℃目標及び2050年ネット・ゼロ※の実現に向けた直線的な経路と整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指し、地球温暖化対策計画が改定(令和7年2月18日閣議決定)
- 新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付け

※ネット・ゼロ:温室効果ガスが排出される量と、吸収・固定される量が差し引きゼロになること。

## 山口県の動向

令和3  
(2021)年

## ■山口県気候変動適応センターの設置

- 気候変動適応法第13条に基づき、「山口県気候変動適応センター」開設
- さまざまな関係機関と連携しながら、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を広く発信

令和4  
(2022)年

## ■「2050年カーボンニュートラル」を宣言

- ✓ 多くの企業や県民の理解と積極的な参加に向けた環境整備を行い、あらゆる主体が一丸となって脱炭素社会の実現に向けた取組を加速すると宣言。

令和5  
(2023)年

## ■「やまぐち産業脱炭素化戦略」を策定

- 産業分野における事業者の脱炭素化の取り組みを促進するため、「やまぐち産業脱炭素化戦略」を策定。
- 基本目標の達成に向けて、5つの視点から取り組みを実施。
  1. エネルギー需給構造の変革
  2. イノベーションの加速・成長産業の創出
  3. 攻めの業態転換・新事業展開
  4. 産学公金の緊密な連携
  5. 国の施策などの積極的な取り組み

## 1-3 周防大島町の取組

令和3  
(2021)年

## ■第2次周防大島町総合計画を策定

- これからの新たなまちづくりの推進と持続可能な行財政を推進するため、将来の本町の姿を展望しつつ、令和3年度から10年間を計画期間とする長期的な視点に立った町政の総合的かつ計画的な経営指針となる計画として、「第2次周防大島町総合計画(基本構想・前期基本計画)」を策定

令和6  
(2024)年

## ■周防大島町ゼロカーボンシティ宣言

- 2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を周防大島町長が表明
- ゼロカーボンシティを達成するために、以下の方針を掲げる
  - ・町民、事業者、行政が協力して、脱炭素化の取り組みを進める
  - ・省エネ：電気やガスの使用実態を把握し、無駄を省く
  - ・再生可能エネルギーの利用：太陽光発電など自然エネルギーの利用計画
  - ・循環型社会の実現：ごみを減らし、資源を再利用する取り組みを進める
  - ・環境教育の推進

## ■温室効果ガス削減に向けた取組を開始

- ・公共施設へのカーボンオフセットLPガス(CO-LPG)の導入(令和4年度～)
- ・町内公共施設に整備したEV充電器を令和7年1月20日より供用開始
- ・再配達で排出される二酸化炭素を削減するため、「宅配ボックス設置促進補助金」を令和7年度に実施

令和8  
(2026)年

- 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定



## 周防大島町ゼロカーボンシティ宣言

周防大島町は、豊かな自然と歴史、そして温かい人々が育む美しい島です。私たちはこの美しい島を、次世代に引き継いでいく責任があります。気候変動は、私たちの生活や自然環境に深刻な影響を与えています。この危機を乗り越え、持続可能な未来を築くために、周防大島町は2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言します。

この目標達成のため、町民・事業者・町が一体となり、暮らしのあらゆる場面において、省エネ・再生可能エネルギーの利用・循環型社会の実現に向けて行動していきましょう。また、地域全体で、自然との共生、新たな産業の創出を図り、持続可能な社会の構築を目指しましょう。

この宣言を機に、周防大島町長を代表して、ゼロカーボン社会の実現に向けて、主体的に行動することを誓います。そして、周防大島町を、自然と共生し、未来を創る、活力ある持続可能なまちへと発展させていきます。

令和6年9月29日

周防大島町長

藤本 浄孝

図1-8  
周防大島町ゼロカーボンシティ宣言



## 第2章

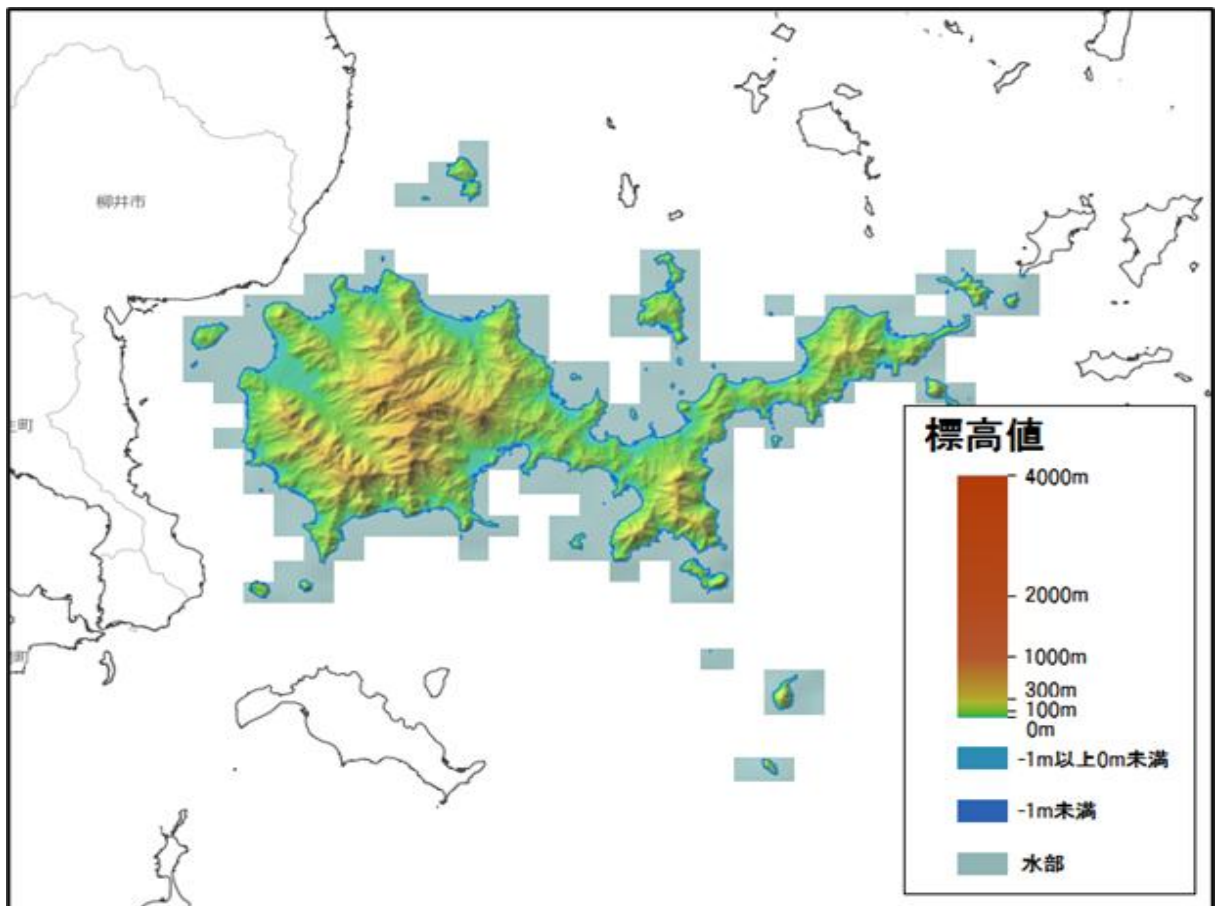
# 周防大島町の地域特性

## 2-1 自然的特性

### (1) 地理的特徴

本町は、山口県東南部の瀬戸内海に位置しています。北は広島県、南は愛媛県の島嶼部に隣接しており、瀬戸内海で3番目に大きな島です。全域が瀬戸内海国立公園に指定され、山頂からの瀬戸内海をはじめとする、美しい景色や自然に恵まれています。

また、本町は大島大橋により本土（柳井市）へ陸路での移動が可能であり、人や物の行き来に利用されています。一方で、橋が通行不能になってしまった場合、外部への移動や物資の搬入が大きく制限されてしまうリスクもあります。



出典：地理院タイル 色別表構図

図2-1 周防大島町位置図



## コラム① 瀬戸内のハワイ

本町はその海や自然、そして明治時代から続くハワイとのつながりから、「瀬戸内のハワイ」として知られています。観光業が盛んであり、町外からも多くの人を訪れる点は、本町の大きな特徴の一つです。



出典：周防大島町ホームページ  
片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場



出典：周防大島町Facebook  
サタデーフラ



## コラム② 大島大橋の事故

昭和51(1976)年の大島大橋開通により、町と本土の間での行き来が24時間いつでも可能になり、暮らしの利便性は大きく向上しました。一方で、平成30(2018)年の貨物船による事故の際には通行が大きく制限され、長期間の断水も生じました。したがって、非常用の物資の貯蓄や、太陽光発電、蓄電池、電気自動車(EV・PHEV)、LPガス等の非常時のエネルギー源を複数確保することで、万が一の事態に備えて対策を行い、リスクを分散することが重要です。



出典：山口県 平成30年10月22日大島大橋  
外国船衝突事故対応記録

**事故による通行規制**

## (2) 土地種別

総面積のうち、山林が58.1%、次に畑が28.2%と高い割合を占めており、緑豊かな町であることを示しています。

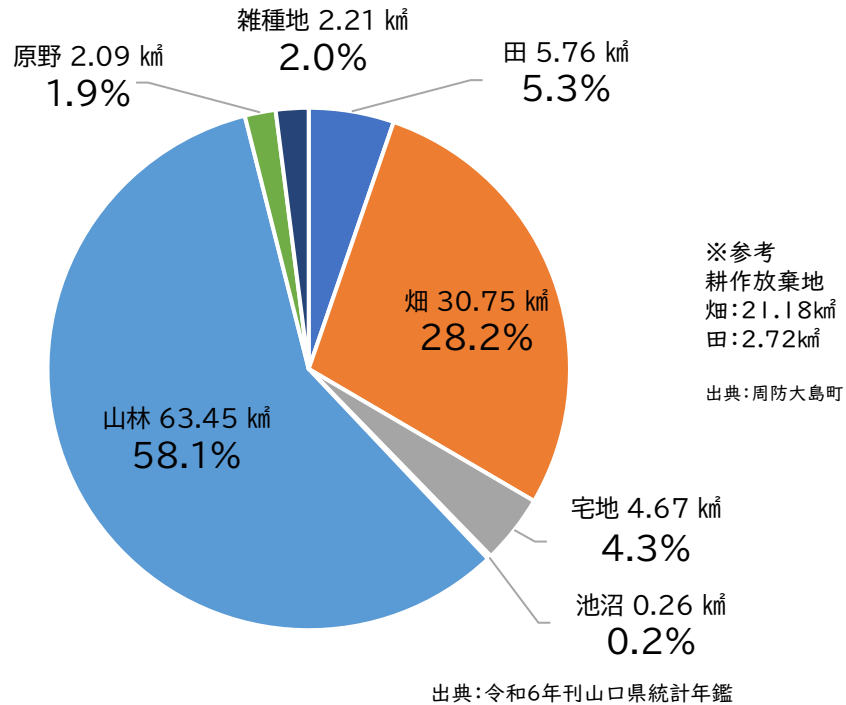


図2-2 地目別民有地面積割合



### コラム③ みかんの島

本町は山口県内最大のみかん生産地であり、オリジナルブランドの「島そだち」や、やまぐちブランドの「ゆめほっぺ」をはじめとする柑きつ類が、県内から首都圏まで幅広く出荷・販売されています。名物料理のみかん鍋や、秋から冬にシーズンを迎えるみかん狩り、みかんの運搬用農道である「大島オレンジロード」など、みかんはまさに本町の象徴的な存在です。



出典:周防大島町

一方で、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地といった課題が懸念されています。

また、近年では高温による浮皮や日焼けも問題となっています。7~9月に気温が35度に達すると、柑きつ類の生育適温を超えてしまうとされています。高温だけでなく、干ばつや豪雨、あるいは極端な寒波による樹勢の低下や、冬の気温が高いことによる害虫の越冬率上昇など、気候変動はみかんの栽培に大きな影響を及ぼしています。

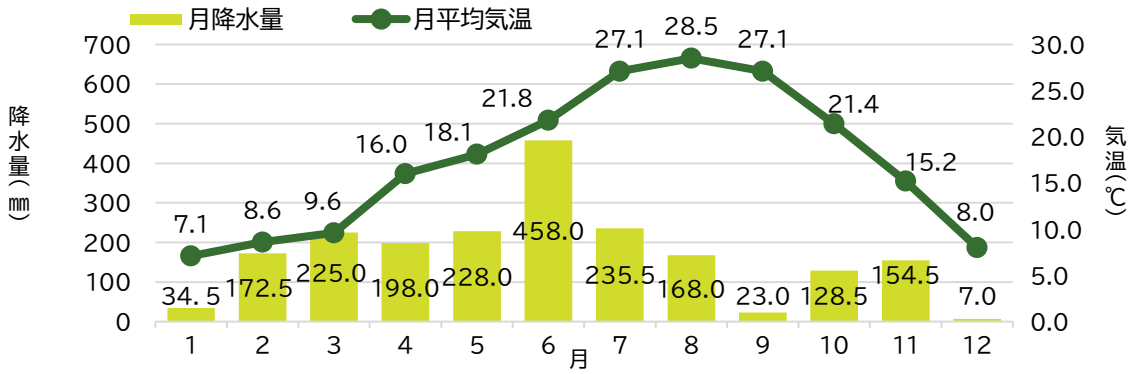
それぞれの課題について対策を検討し、持続可能な農業を推進していく必要があります。

### (3) 気候

気候は、四季を通じて比較的温暖で、平均気温も15度を超えています。雨が少なく、冬でも晴天の日が多く降雪・積雪もほとんどない、温暖な気候となっています。

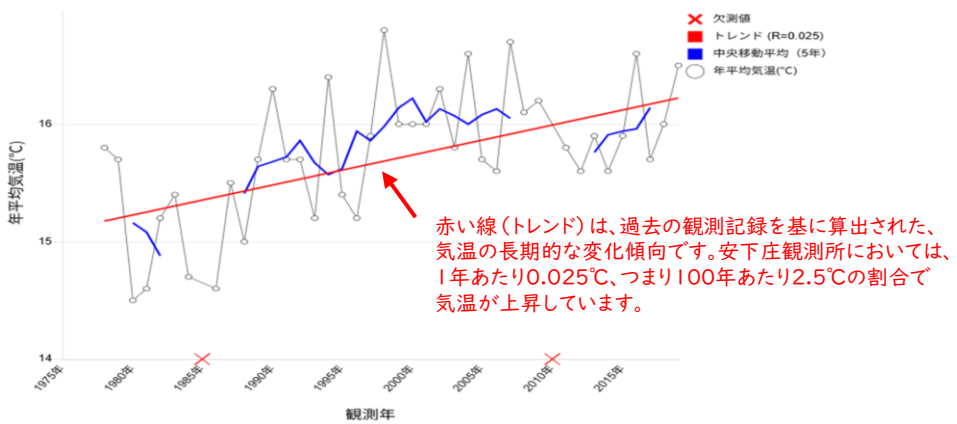
本町における年平均気温は、100年間あたり2.5℃の割合で上昇しています。

また、山口県における1時間降水量50mm以上の年間発生件数も増加傾向にあります。



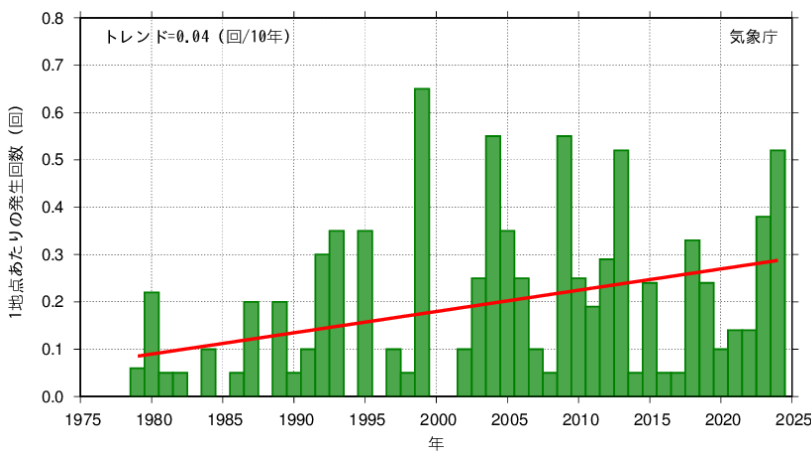
気象庁「過去の気象データ」を基に作成

図2-3 令和6(2024)年における周防大島町(安下庄観測所)の月平均気温と降水量



気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)のデータを基に作成

図2-4 周防大島町(安下庄観測所)における年平均気温の推移



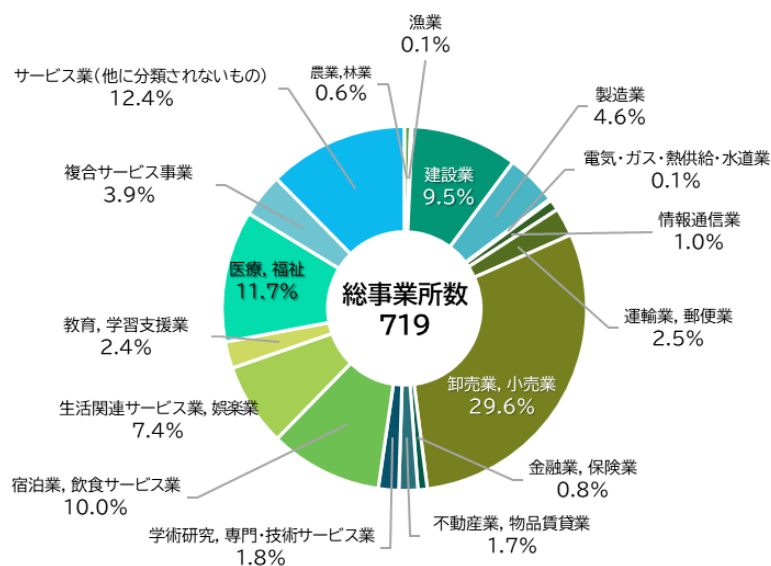
出典:気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

図2-5 山口県における1時間降水量50mm以上の年間発生回数(アメダス)

## 2-2 経済的特性

### (1) 事業所割合

令和3年経済センサス活動調査によると、本町には719の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く29.6%、次いで医療、福祉が11.7%、宿泊業、飲食サービス業が10.0%、建築業が9.5%となっています。



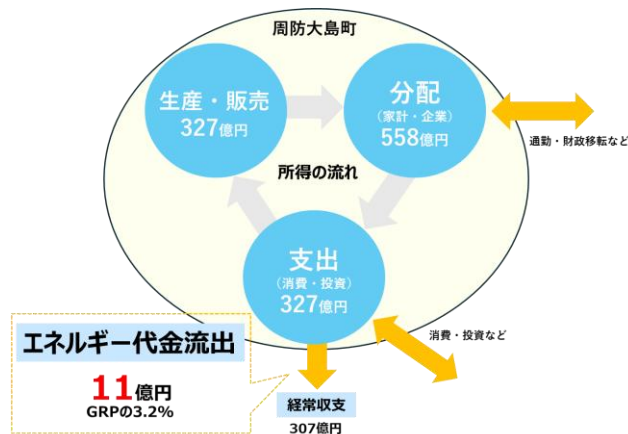
令和3年経済センサス活動調査のデータを基に作成

図2-6 事業所割合

### (2) エネルギー経済収支

環境省による最新の地域経済循環分析(2020年版)によると、本町のエネルギー代金(電気、ガス、灯油等)は域外へ11億円流出しています。

本町のGRP(域内総生産。下記の図の「生産・販売」部分)の合計は約327億円であるため、域外に流出しているエネルギー代金11億円は、GRP全体の3.2%を占めていることになります。



「地域経済循環分析」(環境省、株式会社価値総合研究所)を基に作成  
※地域経済循環分析自動作成ツール(2020年版)のデータを参照

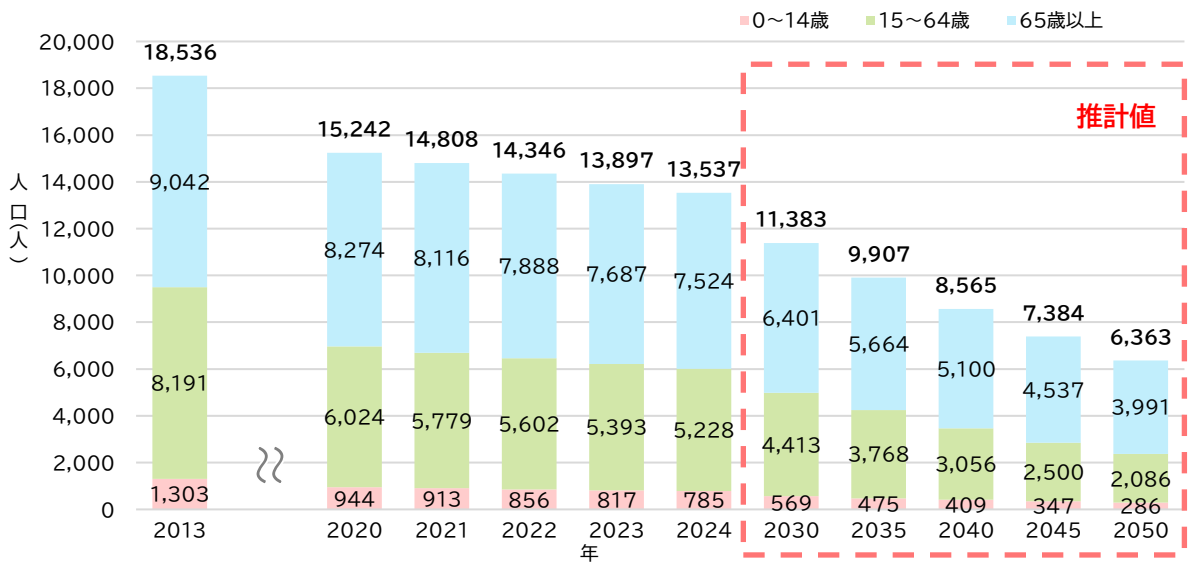
図2-7 地域の所得循環構造

## 2-3 社会的特性

### (1) 人口

本町の令和6(2024)年の人口は13,537人、世帯数は8,005世帯で、減少が続いています。年代別の人口推移をみると、0~14歳の年少人口、15~64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口のすべての年代において減少傾向にあり、高齢化及び過疎化が進行しています。

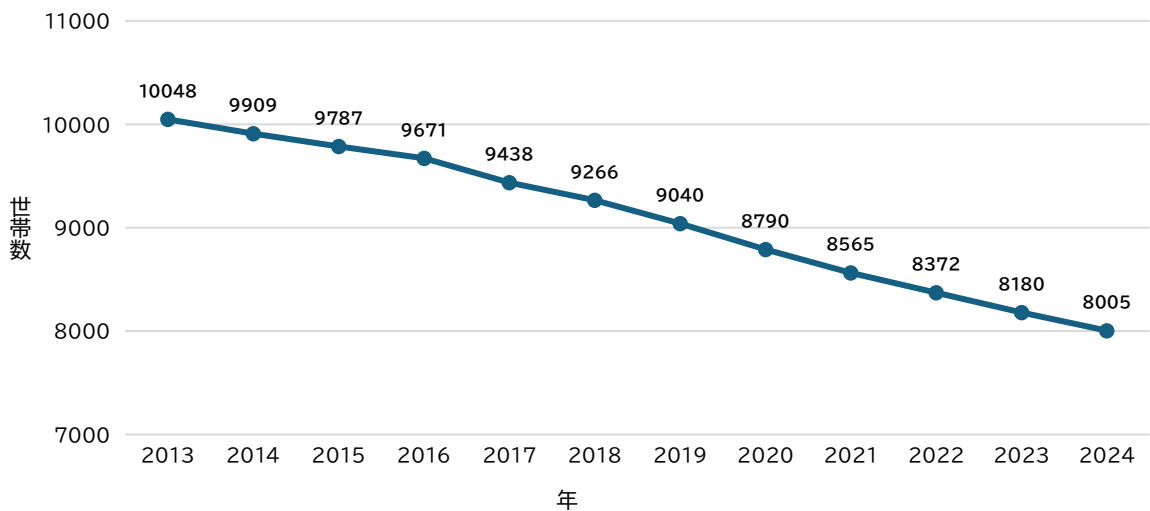
国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計では、本町の人口は2030年には11,383人、2050年には6,363人にまで減少すると予測されています。



2024年までは住民基本台帳のデータを基に作成

2030年~2050年は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に作成

図2-8 人口の推移及び将来推計



住民基本台帳のデータを基に作成

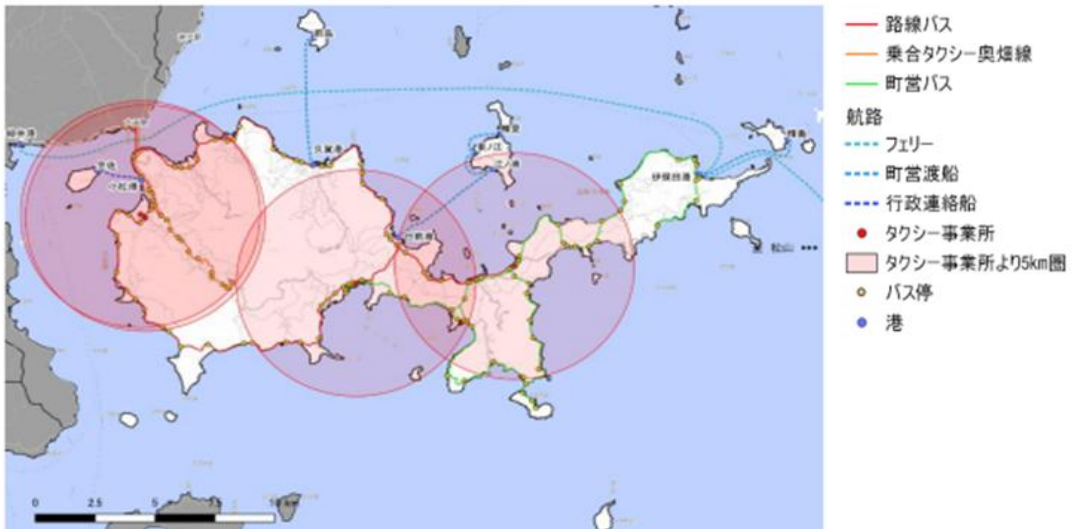
図2-9 世帯数の推移

## (2) 交通(自動車保有台数・路線図)

本町内の交通状況は、民間路線バス、町営バス(スクールバス一般混乗型)、乗合タクシー奥畑線、航路(フェリー、町営渡船、行政連絡船)、一般乗用タクシー、福祉タクシーが公共交通として運行・運航しています。

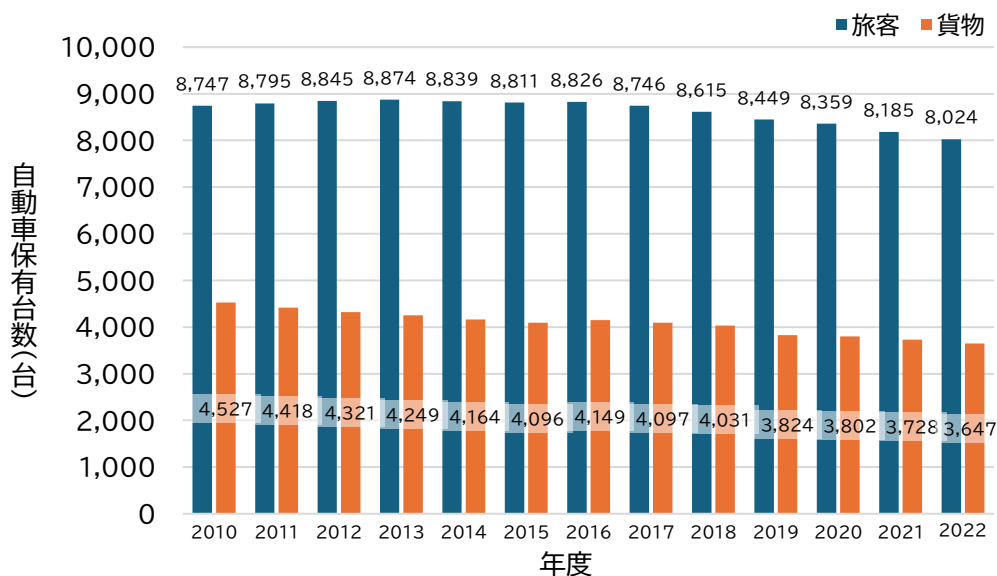
また、医療機関、温泉施設、宿泊施設の無料送迎バスが町内全域を運航しているほか、町内の小中学生向けのスクールバス等も運航しています。

自動車保有台数については、旅客、貨物ともに減少傾向で推移しています。なお、旅客用自動車(自家用車等、移動の際に用いるための車)については、令和4(2022)年度時点で、およそ1.8人あたり1台を所有していることになります。



出典:令和5年3月 周防大島町地域公共交通計画

図2-10 周防大島町公共交通ネットワークの概要



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図2-11 自動車保有台数



## コラム④ 電気で走る自動車

本町では、日々の暮らしに車が欠かせません。その中で、環境に優しい自動車として注目されているのが、電気だけで走るEV（電気自動車）や、電気とガソリンの両方で走るPHEV（プラグインハイブリッド車）です。どちらも走行中の排気ガスをあまり排出しないため、地球温暖化を防ぐ取組に貢献できます。エンジン音が静かで、近所への移動も気持ちよく、燃料代の節約にもつながります。

また、これらの車は“走る電源”として活用できる点も大きな強みです。車にためた電気を家電や照明に使えるため、災害や事故による停電が起きた時には、家庭の非常用電源として役立ちます。特に島しょ地域である本町では、本土と島を結ぶ送電線が絶たれてしまった場合、町内全域で停電が起きる可能性があるため、EVやPHEVはいざという時の安心につながります。（なお、EVやPHEVから家庭への電力供給を行う場合は、「V2H」や「V2G」と呼ばれる専用の機器が必要になります。）



Electric Vehicle

出典：環境省

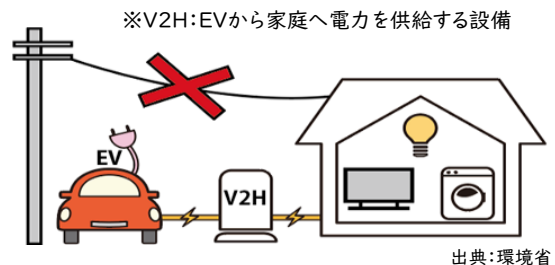
EV（電気自動車）



Plug-In Hybrid Electric Vehicle

出典：環境省

PHEV（プラグインハイブリッド車）



出典：環境省

EVから家庭への電力供給イメージ

EVやPHEVの走行には充電設備が必要ですが、本町では令和7（2025）年12月時点で町内の計13ヶ所の公共施設に継ぎ足し充電をしながら周遊できるように配置整備を行っています。モバイルアプリ「Terra Charge」に登録するか、充電器に掲示のあるゲストモード用QRコードを読み込むことで誰でも利用できますので、ぜひEV・PHEVを用いた町内の移動にご活用ください。



本町のホームページから、充電設備の設置場所や使い方を確認できます。

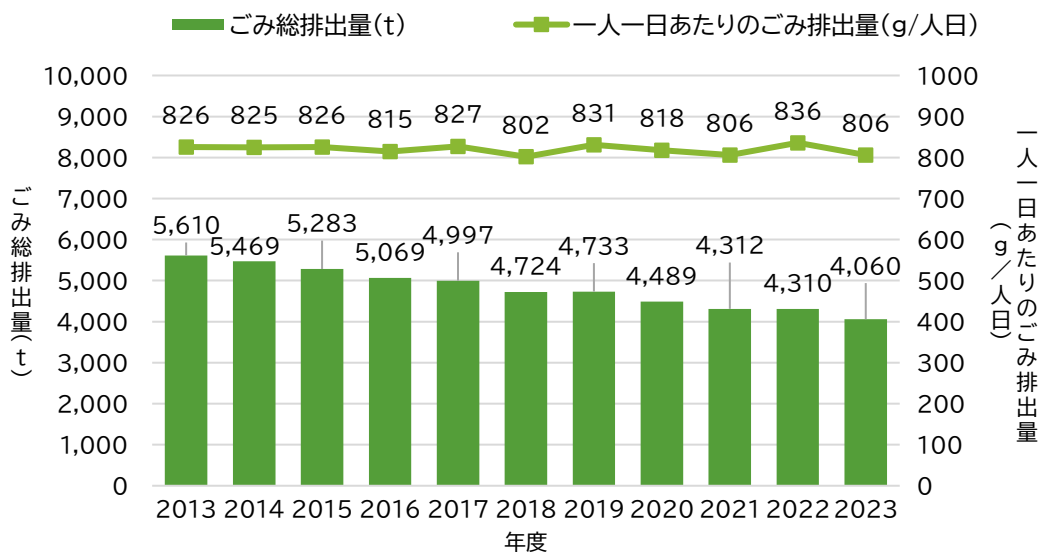
また、本町と日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社の3者は、令和7年5月に電気自動車（EV）を普及させ、脱炭素化を推進し、災害時の非常用電源として活用する「脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」を締結しました。



### (3) 廃棄物

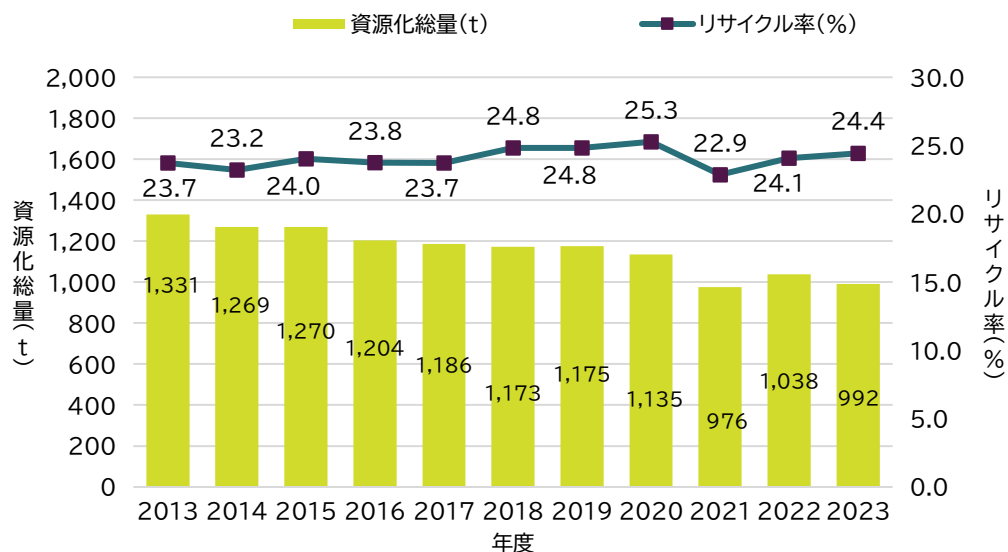
本町では新たな「周防大島町一般廃棄物処理基本計画」を令和6(2024)年3月に策定しており、ごみの減量化や資源化の取組として、古紙の再資源化検討や清掃センターの適正管理、海ごみ対策などの施策を行っています。

平成25(2013)年度と比較すると、令和5(2023)年度における町全体でのごみ排出量は1,550t削減されました。一方で、一人一日あたりの排出量は、年度ごとの変動はありますが、ほぼ横ばいとなっています。また、リサイクル率は0.7%増加しています。



環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に作成

図2-12 ごみの総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移



環境省 一般廃棄物処理実態調査のデータを基に作成

図2-13 資源化総量とリサイクル率の推移



## コラム⑤ 生ごみをたい肥に

家庭から出る生ごみは水分が多く、そのため処理する際にエネルギーがかかり、温室効果ガスの排出にもつながってしまいます。

その対策として手軽に取り組めるのが「コンポスト」です。コンポストとは、生ごみを微生物の力で分解し、たい肥として再利用できるようにする仕組みのことで。



地面に設置するコンポストのイメージ図

必要な材料は、市販のコンポスト容器や段ボール、土壌改良剤などで、身近な道具で手軽に始められます。種類にもよりますが、おおむね数千円程度で材料をそろえることができ、家庭でも無理なく導入できます。

生ごみをコンポスト容器に入れて混ぜるだけで量が減り、時間とともに土に戻っていくため、ごみ削減に直接つながります。できあがったたい肥は家庭菜園や花づくりに使え、土を豊かにする効果も期待できます。

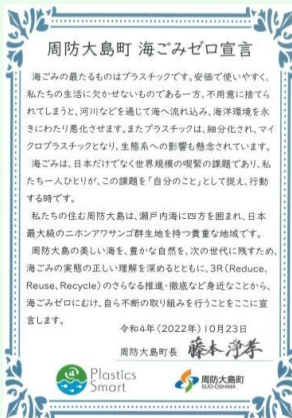
身近な資源を上手に循環させるコンポストを、暮らしの中に取り入れてみませんか。



## コラム⑥ 海ごみ対策

本町の魅力である美しい海と砂浜ですが、海からのごみが打ち上げられている様子を目にしたことのある方もいるのではないのでしょうか。

本町は令和4(2022)年に「周防大島町 海ごみゼロ宣言」を表明しており、町民の皆様と共に、定期的に海ごみの回収や海岸の清掃活動を行っています。



周防大島町 海ごみゼロ宣言



Honda ビーチクリーン活動(令和7(2025)年)

出典:周防大島町

また、海ごみの8割は陸地から流れ出たものであるとも言われています。そのため、海ごみを減らすためには、ポイ捨てをしないことや、ごみの分別・適切な処理も重要です。

一人一人の心がけと行動で、美しい海と砂浜を守っていきましょう。

## 2-4 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

### (1) 再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーとは、自然界に存在する、永続的に利用できるエネルギーのことです。具体的には、太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地中熱、バイオマス等が挙げられます。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを生み出せることから、地球温暖化対策として重視されており、加えて国内で生産できるため、エネルギー自給率の改善にも貢献することができます。

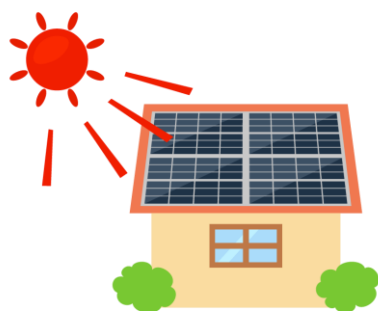
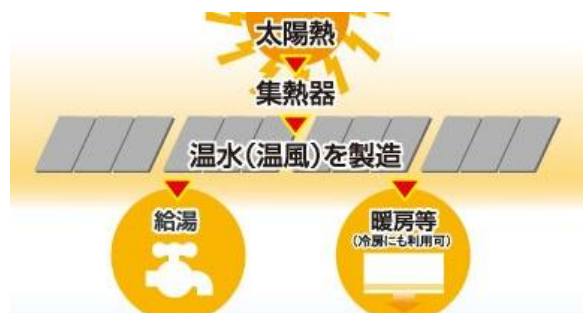


図2-14 太陽光発電



出典：資源エネルギー庁ホームページ

図2-15 太陽熱利用の仕組み



図2-16 風力発電



出典：環境省「～2024年度～ 再エネ熱利用に関する技術概要」

図2-17 バイオマス熱利用の仕組み

本町においても、地域の自然環境を活かし、調和を図りながら、再生可能エネルギーを導入することが重要です。地球温暖化の抑制はもちろん、災害対策の面でも有効です。家庭や公共施設に蓄電池を設置し、太陽光発電等により生み出した電気を溜めておくことで、台風や大雨により停電が発生した場合でも、照明の確保や通信手段の維持など、必要最低限の生活機能を支えることが可能となります。もちろん、日照が確保できている時間帯は、太陽光発電による自家発電により、使用電力を賄うことができます。

また、発電した電力が余った際には売電による収入確保ができ、自宅で利用すれば電気料金の削減につながります。再生可能エネルギーの導入は、環境負荷の低減と災害時の備え、そして家計面での利点を同時に実現する取組として、暮らしにとってのメリットにもなります。

## (2) 再生可能エネルギーの導入状況

本町で導入されている主要な再生可能エネルギーは太陽光発電であり、導入状況の推移をみると増加傾向にありました。

なお、FIT・FIP制度※における風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については導入実績がありませんでした。

※FIT（フィット）制度：再エネ設備から発電された電力を、電力会社が一定期間、市場価格に関わらず固定価格で買い取る制度のこと。発電コストが高い再エネの導入を推進するため、2012年7月に施行された「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（再エネ特措法）によって導入された。

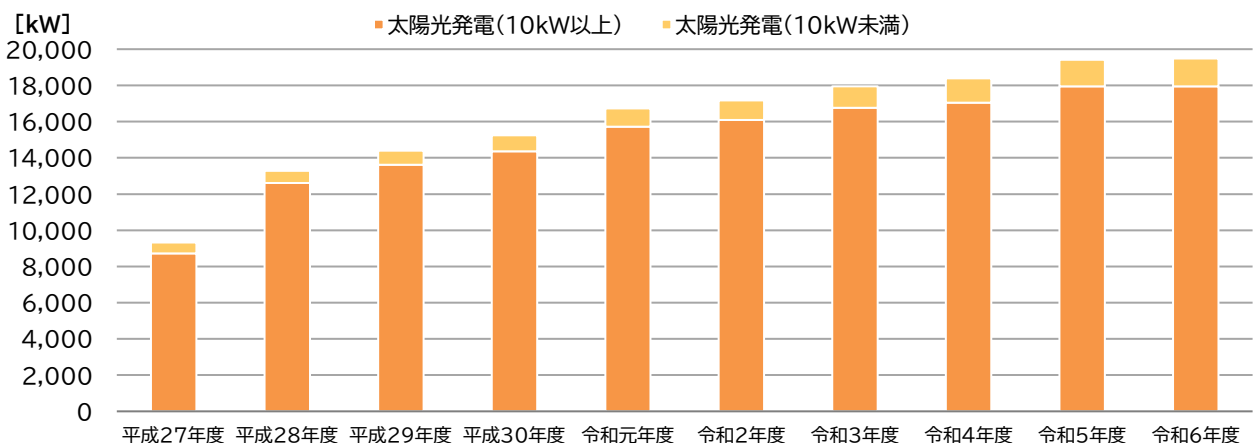
※FIP（フィップ）制度：FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ由来電力を卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。

FIT制度のために国民に課される再エネ賦課金や、電力需給のバランスを取るインセンティブが発電事業者に対して発生しないことで、効率的な発電を実現するのが困難であるという課題を解決するために導入された。加えて、再エネ発電事業者の電力市場への参画と、再生可能エネルギーの自立を後押しすることも目指している。

表2-1 再生可能エネルギー電力導入状況（令和7（2025）年3月末時点）

発電種		設備容量 (MW)	発電電力量 (MWh/年)
FIT・FIP対象	太陽光発電 (10kW未満)	1.535	1,843
	太陽光発電 (10kW以上)	17.951	23,745
	風力発電	0	0
	水力発電	0	0
	地熱発電	0	0
	バイオマス発電	0	0
非FIT	太陽光発電	1.723	2,267
再エネ導入量合計		19.674	27,855
町内の電気使用量 (再エネ以外も含む)			78,461

再生可能エネルギー電子申請サイトのデータを基に作成



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成

図2-18 再生可能エネルギー電力導入状況の推移

### (3) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャル※1の推計については、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。

本町の再生可能エネルギーポテンシャルで最も高いものは、太陽光発電となっています。次いで地中熱となっていますが、導入に際しては、地下水に関する事前調査や工事費用、導入する施設の検討等、いくつかの課題が存在しており、現時点で導入は見込んでいません。

また、ポテンシャル全体に対しての割合こそ少ないものの、太陽熱を利用した温水器も既に導入事例があり、今後の拡大が期待できます。

※1 導入ポテンシャル:発電設備の設置可能面積、平均風速、河川流量等から算出できるエネルギー資源量(賦存量)のうち、法令、土地用途などによる制約を除いたエネルギー資源量。本町において再生可能エネルギーを追加導入できる余地の見込みを表す。

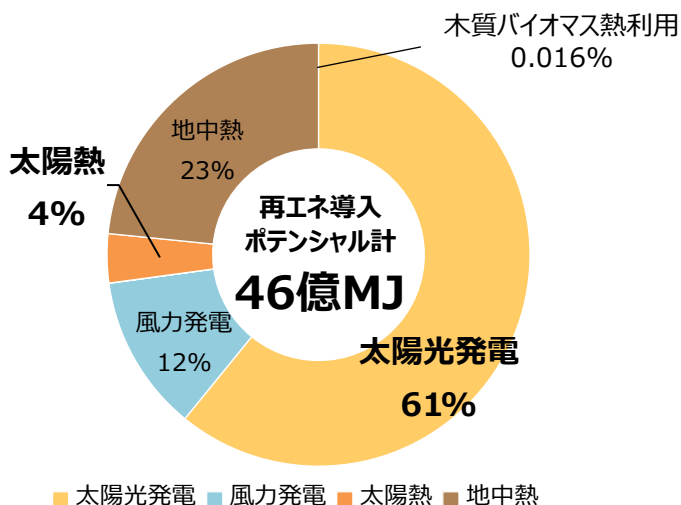
➤ 本町でも既に導入されている**太陽光発電・太陽熱の導入ポテンシャル**に着目

表2-2 周防大島町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

大区分	中区分	設備容量	発電・発熱量
太陽光	建物系	178.261 MW	243,293 MWh/年
	土地系	397.242 MW	540,698 MWh/年
	合計	575.503 MW	783,991 MWh/年
風力	陸上風力	63.700 MW	153,969 MWh/年
中小水力	河川部	0.036 MW	204 MWh/年
	農業用水路	- MW	- MWh/年
	合計	0.036 MW	204 MWh/年
再生可能エネルギー(電気)合計		639.239 MW	938,164 MWh/年
地中熱	地中熱	-	1,084,860 GJ/年
太陽熱	太陽熱	-	173,480 GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		-	1,258,340 GJ/年
木質バイオマス熱利用※2		-	752 GJ/年

再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】のデータを基に作成

※2 木質バイオマス熱利用のみ、本町の森林面積等を考慮し、独自推計にて算出しています。



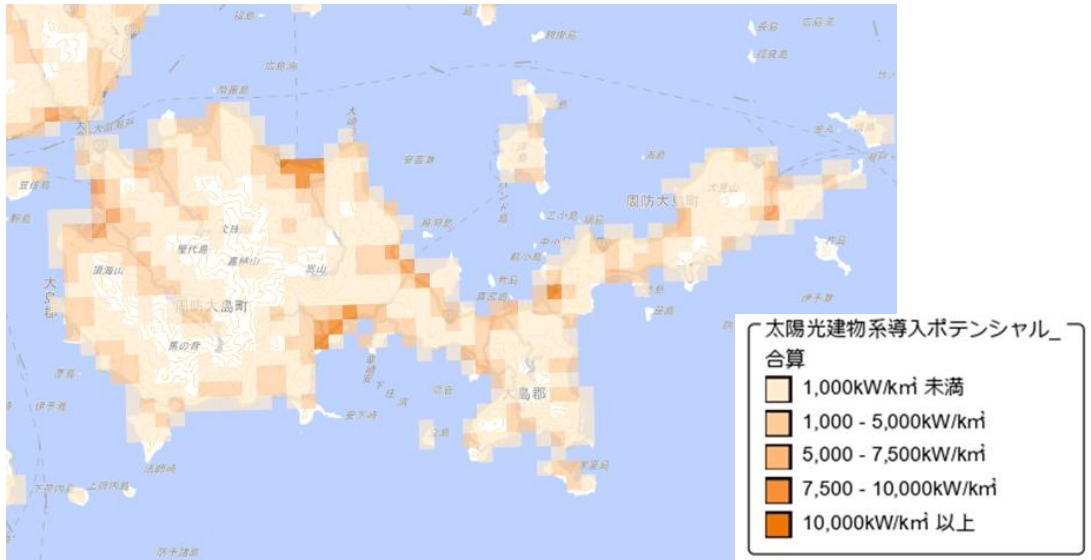
出典:自治体排出カルテ(令和7年3月)

図2-19 導入ポテンシャル(発電電力量・利用可能熱量)

#### (4) 太陽光発電の導入ポテンシャル

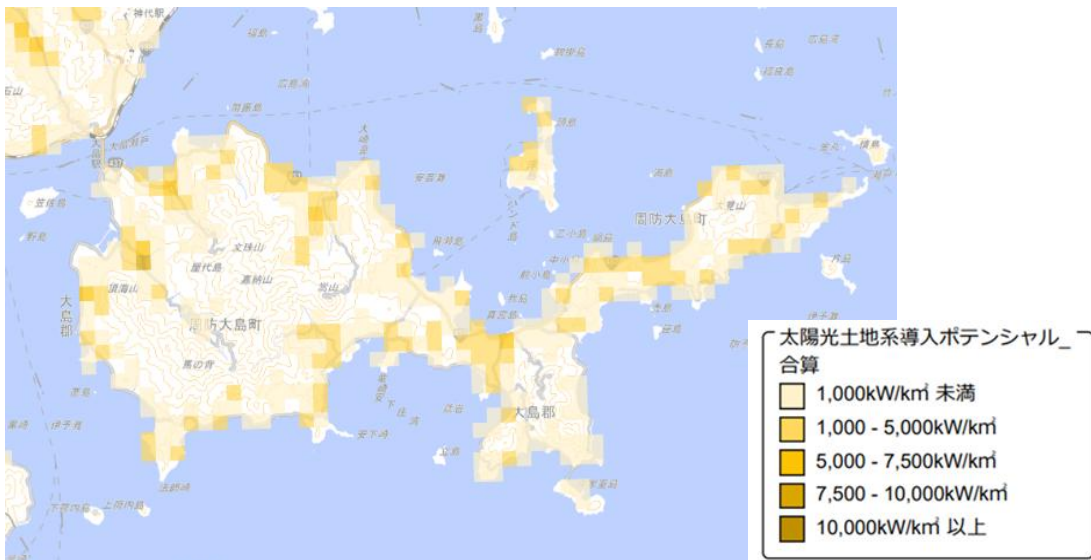
本町の中央部は600m級の山々が連なる傾斜地であるため、海岸部の傾斜がなだらかな場所に居住域が形成されています。この特性上、町を囲う形で太陽光発電の導入ポテンシャルが存在しています。

特に建物系に関しては、町役場(大島庁舎)周辺や久賀地区、安下庄地区などの地域の導入ポテンシャルが高くなっています。



出典:再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】

図2-20 太陽光発電導入ポテンシャル(建物系の合計)

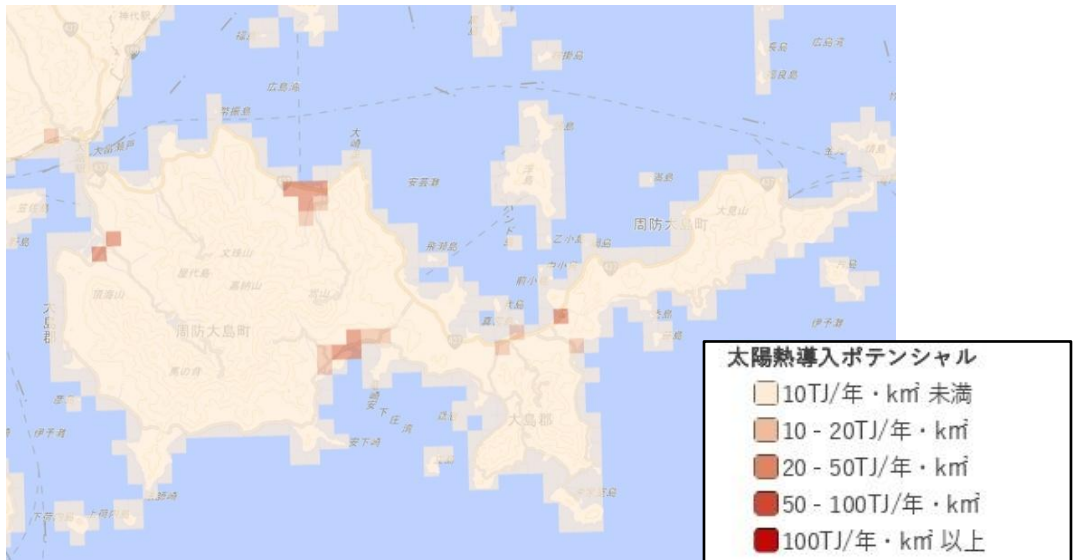


出典:再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】

図2-21 太陽光発電導入ポテンシャル(土地系の合計)

## (5) 太陽熱の導入ポテンシャル

太陽熱利用に適した場所としては、日当たりの良さに加え、給湯等の熱利用が可能な建物・施設が存在することが条件として挙げられます。そのため、上述した条件に合致する久賀地区、小松地区、安下庄地区等の地域で、特にポテンシャルが高くなっています。



出典：再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS(リーポス)】

図2-22 太陽熱導入ポテンシャル



### コラム⑦ 日常で使うエネルギー量

日々の暮らしの中でどのくらいのエネルギーを使っているか、意識することはあるでしょうか。

日本では、1世帯が1年間に消費するエネルギーの平均は、電気が3,950kWh、LPガスが26㎡、灯油が126リットル(令和4年度の統計による平均値)、ガソリンが約697リットル(令和6年度の統計による平均値)とされています。

これらのエネルギーは、日ごろの工夫や行動によって、使用量を減らしていくことができます。例えば、エアコンのフィルターを月に1~2回清掃することで、年間で電気31.95kWh、電気料金にして約990円を節約することができます。

太陽光発電設備を住宅に導入した場合は、年間で約5,000kWhの発電が見込め、その内のおよそ7割を売電に充てられるという調査結果もあります。

エネルギー使用量を減らしたり、エネルギー源を再生可能なものに転換したりすることは、環境配慮であるのはもちろん、長期的には経済的メリットが生じることも多いです。自宅や自社で使っているエネルギーについて、一度見直してみるのはいかがでしょうか。

#### 参考資料

- ・環境省「令和4年度家庭部門のCO2排出実態統計調査 資料編(確報値)」
- ・国土交通省「自動車燃料消費量統計年報 令和6年度(2024年度)分」
- ・政府統計「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(2024年)」
- ・経済産業省資源エネルギー庁 省エネポータルサイト

## 2-5 周防大島町における気候変動の影響

地域気候変動適応計画策定マニュアルに基づき、国の気候変動適応計画に記載の主要7分野について、国の気候変動影響評価や県の気候変動適応計画を活用し、適応策を講じる必要のある分野・項目を検討します。



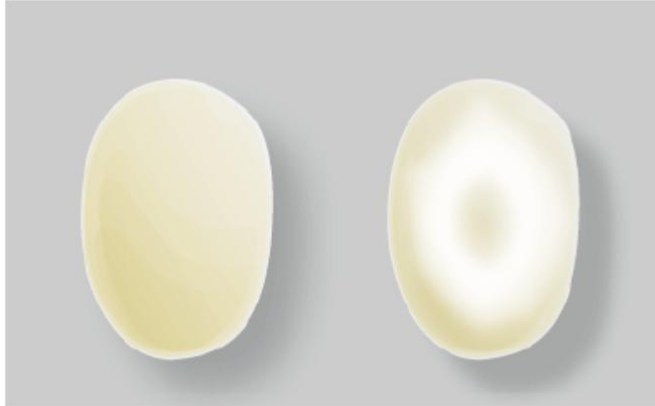
出典:気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT)

図2-23 気候変動適応7分野の概要

## (1) 農業

現在、高温により内部が白濁する米の白未熟粒の発生・水稻の品質低下、みかんの浮皮など果樹の品質低下などの影響が確認されています。

将来的には農作物の品質低下や病害虫の生息適地拡大、多雨や渇水による農業生産基盤への影響が懸念されており、渇水の発生の頻発化による取水制限や農業分野への影響も想定されます。



正常粒(左)と白未熟粒(右)

白未熟粒(右)は、でんぷんの蓄積が不十分なため白く濁って見える米粒

出典:令和6年刊山口県統計年鑑

図2-24 米の品質低下



写真提供:農研機構 果樹研究所 杉浦俊彦

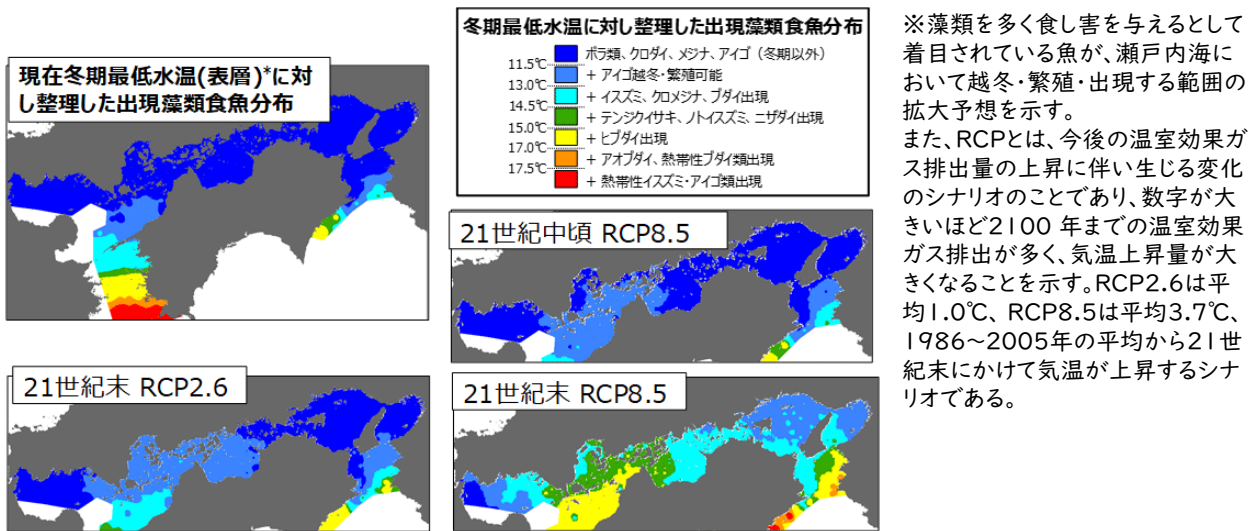
出典:全国地球温暖化防止活動センター

図2-25 みかんの浮皮(画像左)

## (2) 自然生態系、水産業

現在、山口県近海を含めた日本周辺の全海域において、海水温の上昇が観測されています。海水温が上昇すると、藻場やサンゴ礁が衰退するほか、暖水性魚介類が増加し、生物生息域が変化するため、生態系や水産業にも影響を及ぼします。

また、瀬戸内海のように陸域からの流出の影響を強く受ける閉鎖性海域では、豊富な栄養塩のもとで植物プランクトンの光合成が活発に行われていますが、環境や水温の変化によって植物プランクトンの光合成量が変わると、他の生物にも影響が及びます。気候変動もその誘因の一つであり、栄養塩の減少や生物生産性の低下といった瀬戸内海の水環境問題は、気候変動によって悪化する可能性があります。



出典：平成31年度 地域適応コンソーシアム中国四国地域事業委託業務成果報告書

図2-26 暖海性藻類食害魚の侵入域予測結果

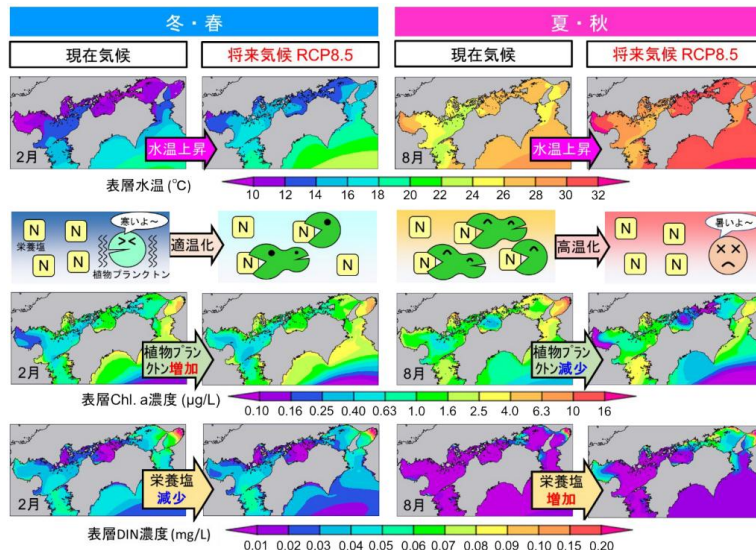
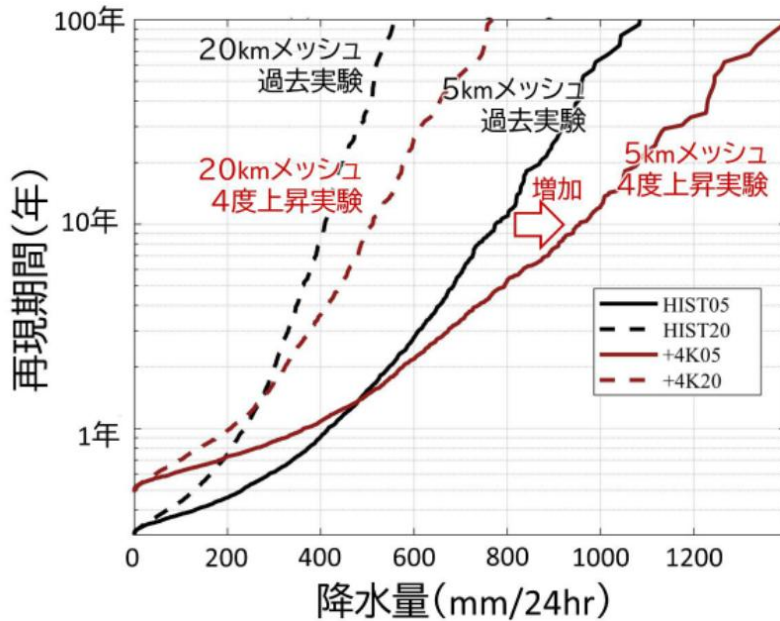


図2-27 水温上昇が植物プランクトンと栄養塩に及ぼす影響

### (3) 自然災害・沿岸域

山口県内では、過去10年間で4度、豪雨による甚大な浸水被害が発生しており、大型台風の発生も増加しています。本町においても、特に平成30(2018)年7月や令和2(2020)年7月の大雨の際は、土砂災害や一部地域の孤立化などの大きな被害が生じました。

将来的に、降雨状況が厳しくなることが予想され、人家に影響のある土砂災害により自立再建困難となる被災者が多く出ることが懸念されています。



※黒線は20世紀後半(過去)、茶線は世界平均地表気温が4°C上昇した状態での実験結果を示す。同じ線種(同じメッシュ)の線が右に移動すると、地球温暖化により降水量が増加することを意味する。縦軸は何年に一回の事象かを示し、例えば5kmメッシュモデル(実線)では、10年に1回の台風による最大24時間降水量は、20世紀後半は約800mmであるが、4°C上昇時には約1,000mmに増加する。

出典:日本の気候変動2025 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書

図2-28 台風による日本の陸上での降水量変化



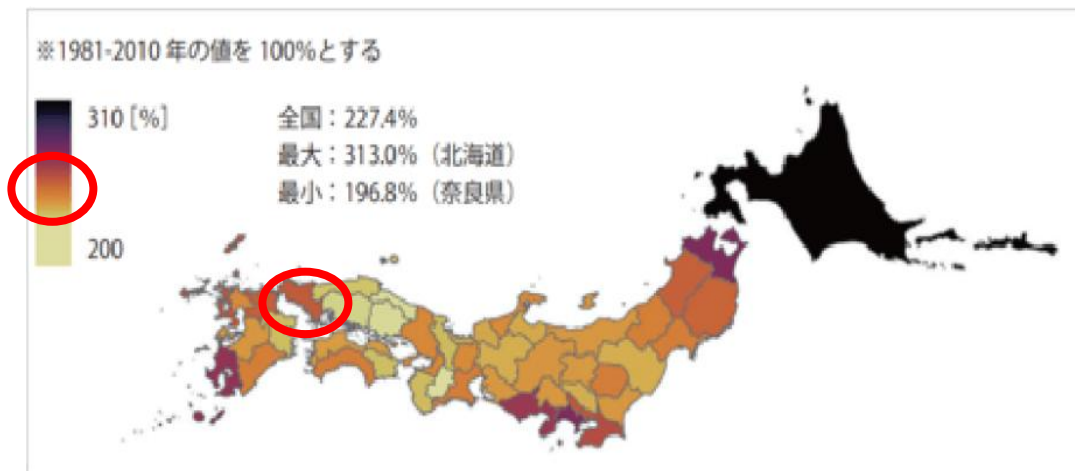
出典:周防大島町資料

図2-29 令和2年7月豪雨による雨振地区の被害

## (4) 健康

現在、熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死亡者数の全国的な増加傾向が見られています。将来(2031年～2050年)の熱中症リスクを予測した研究では、熱ストレス超過死亡数は、将来期間、RCP、年代によらず、国内のすべての都道府県において2倍以上となる事が予測されています。山口県においては、RCP8.5シナリオ(1986～2005年の平均から21世紀末にかけて気温が約3.7℃上昇する)の場合、図2-30が示すとおり、2050年までには熱中症リスク(熱中症による合計搬送者数)がおおよそ2.6倍ほど高まる可能性があります。

また、本町における年間の真夏日(最高気温が30度以上)の日数も増加傾向にあり、農業・漁業等の屋外作業従事者の方や、高齢の方、独居の方への影響が懸念されます。



出典:日本の気候変動2025 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書

図2-30 RCP8.5シナリオの将来(2031～2050年)気候下における熱中症リスクマップ(4GCMの平均値)

表2-3 安下庄観測所における月別真夏日日数の推移

	6月	7月	8月	9月	合計
2021年	1日	19日	16日	2日	38日
2022年	6日	16日	26日	12日	60日
2023年	2日	20日	28日	18日	68日
2024年	1日	22日	28日	24日	75日
2025年	<b>8日</b>	<b>28日</b>	<b>27日</b>	<b>14日</b>	<b>77日</b>

気象庁 安下庄観測所の観測データより抽出

## (5) 国民生活

豪雨や台風による洪水等での水道施設の被害や、渇水に伴う減断水などの事例が全国的に発生しています。さらに水道システムへの影響・被害に伴う他分野への影響も認められます（例：家庭での水利用制限、感染症リスク増加、事業者の営業休止、地域経済や雇用への影響）。本町においても、豪雨により上下水道への被害が生じた場合の適応力が懸念されます。

将来的には、気候変動による短時間の豪雨・強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響と共に、対策費（施設更新等）の増大も懸念されます。



出典：周防大島町資料

図2-31 令和2年7月豪雨による東和片添浄化センターの被害

## 2-6 アンケート調査結果・ワークショップの意見

本計画の施策や取組についての指針とするため、令和7(2025)年度に本町の町民・事業者・中学生に対するアンケート調査を実施しました。また、町民を対象にしたワークショップも実施し、本町の「良いところ」「温暖化や気候変動の影響」「どんな町になってほしいか」について議論を交わしました。

各主体が重要視する項目や課題を整理することで、問題意識を把握し、町民・事業者との連携や次世代を担う子どもたちを考えた地球温暖化対策を推進していきます。

### (1) 町民アンケート 回答数:312件

※18歳以上の町民1,000名を対象として実施

#### ①地球温暖化に対する関心

- ✓ 地球温暖化に対する関心については、42.6%の町民が「関心がある」、46.2%の町民が「どちらかといえば関心がある」と回答しており、合計して88.8%の町民が関心を持っていることが分かりました。

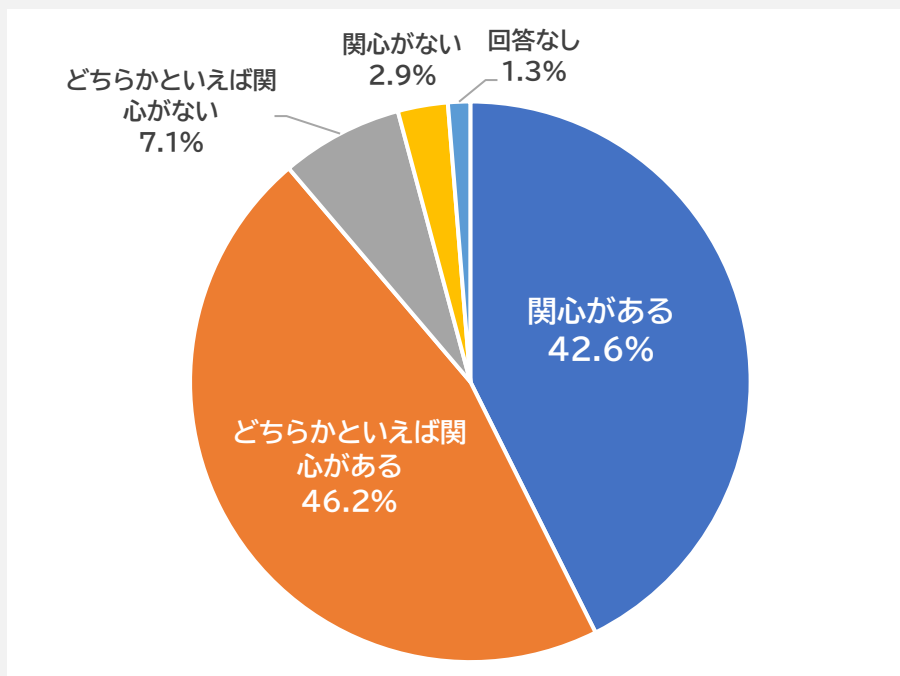


図2-32 地球温暖化に対する関心【単数回答】

## (1) 町民アンケート

### ②気候の変化による身近な地域での影響

- ✓ 「熱中症など暑さによる健康への被害が増えている」という回答が最も多く、全体の87.8%を占めました。
- ✓ 続いて、「雨が降らない日が多くなり、水不足といった渇水が増えている」との回答が52.6%となりました。また、「短時間に降る強い雨により土砂災害・浸水被害が増えている」といった回答も、45%以上となりました。
- ✓ 総じて、暑さや降雨の極端化により日々の生活の基盤を脅かされている点について、特に懸念が集まっていると言えます。

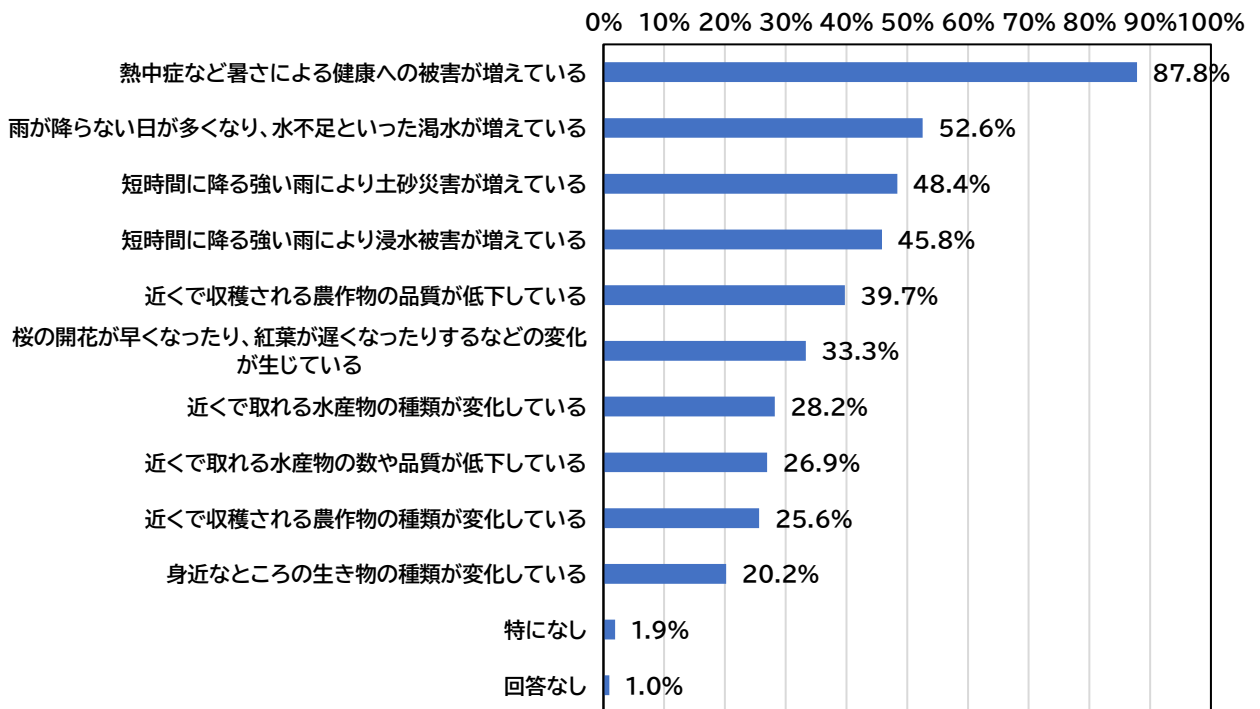


図2-33 身近な地域において、ここ数年間で生じている気候の変化【複数回答】

## (1) 町民アンケート

## ③本町の環境に関する重要度・満足度

- ✓ 本町の環境に関する各項目について、重要度と満足度の度合いを調査しました。満足度が低く重要度が高い項目は、町民が重視しているにもかかわらず、現状では十分な成果が得られていない分野であると考えられます。
- ✓ 図の左上に近いほど、満足度が低く重要度が高い地域課題であることを表します。特に「暑さや大雨(気候変動)の対策」は優先度が高いと言えます。

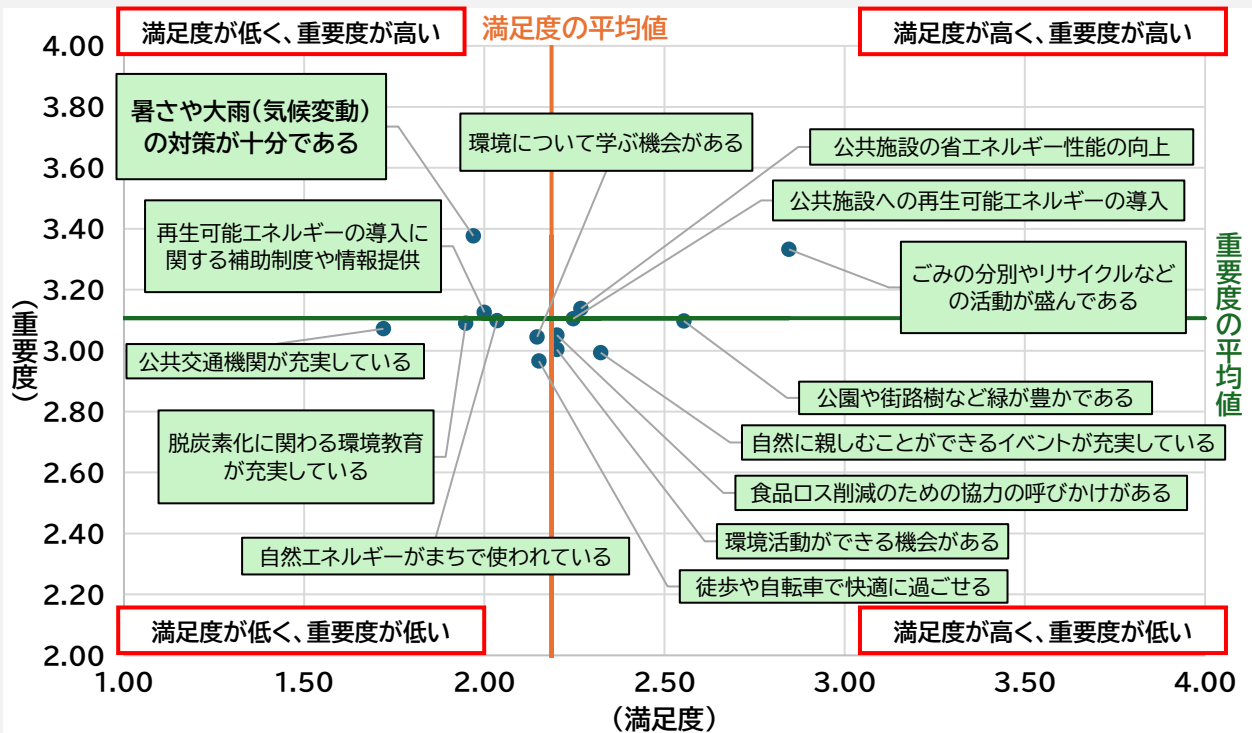


図2-34 本町の環境に関する各項目についてどのように感じているか

## (1) 町民アンケート

### ④町に行ってほしい取組

- ✓ 温暖化対策として町に行ってほしい取組については、「太陽光発電、蓄電池、省エネ設備導入のための補助金等支援制度の充実」が最も多く、全体の48.7%を占めました。次いで、「公共交通機関の利便性向上」が41.7%となりました。
- ✓ 設備導入にあたっての金銭的な問題や交通機関の運行形態といった、一人一人の取組では限界がある分野について、特に対策が求められていると言えます。

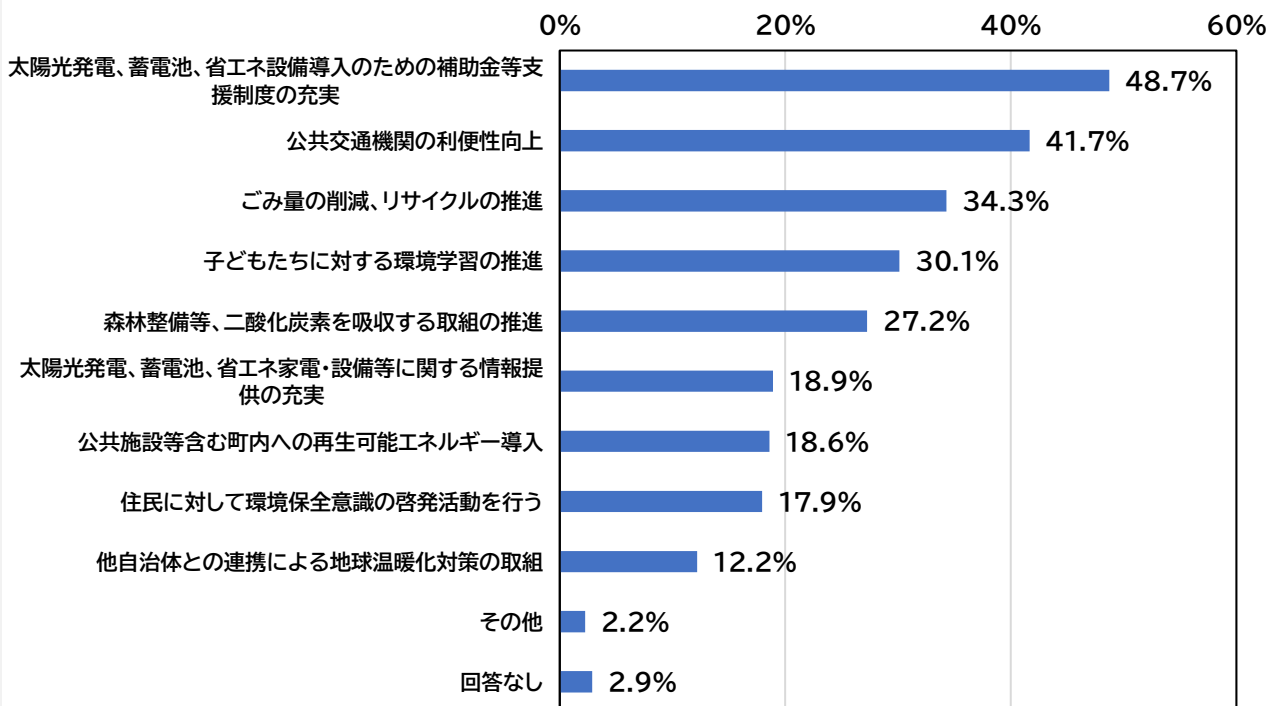


図2-35 地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、町に行ってほしい取組【複数回答】

## (1) 町民アンケート

## ⑤ 町が優先的に進めるべき取組

- ✓ 回答者の半数以上が「自然災害(洪水・土砂崩れ)」、「農業・水産業(食料の供給)」と回答しています。また、「町民生活全般(家屋・交通)」、「健康(熱中症・感染症)」についても、それぞれ40%以上の回答が集まりました。
- ✓ 災害対策に加え、住まいや食糧、健康といった日常生活に必須の要素を守るための取組が、特に求められていると言えます。

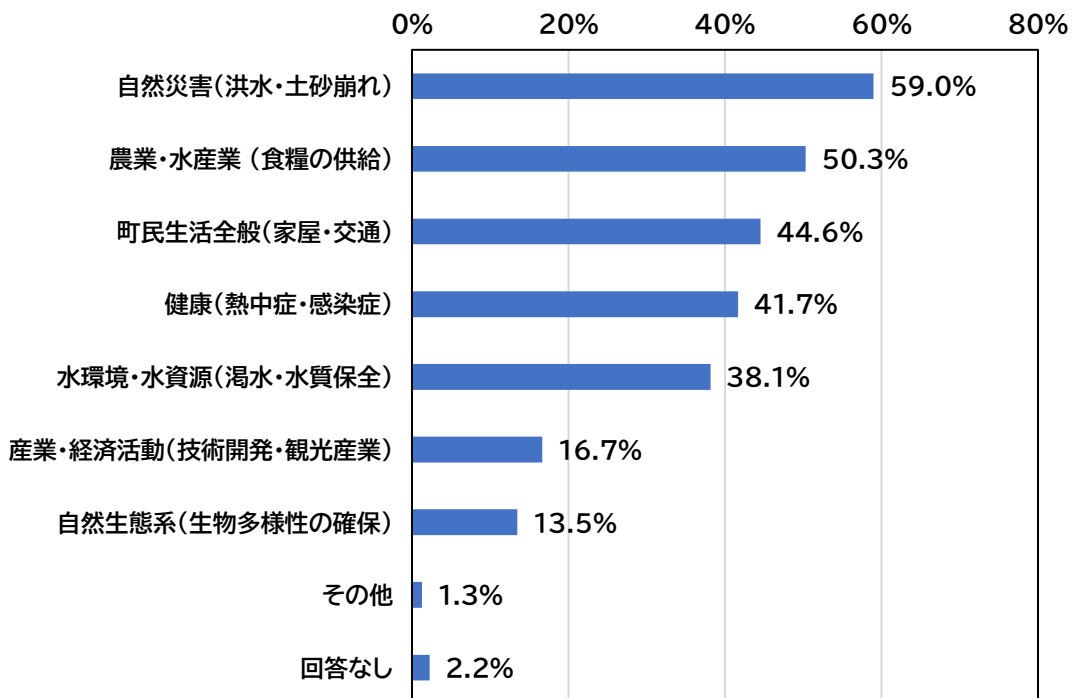


図2-36 地球温暖化に伴う影響(気候変動等)に対処するため、町が優先的に進めていくべき取組【複数回答】

## (2) 事業者アンケート 回答数:83件

※周防大島町商工会会員461社を対象として実施

### ①温室効果ガス排出量の把握

- ✓ 回答した事業者のうち、自社の温室効果ガス排出量を把握している事業者はいませんでした。

### ②温室効果ガス排出量の削減に向けた目標・方針

- ✓ 削減目標や方針を定めているという回答はなく、「現在検討中である」という回答が14.5%となりました。また、目標や方針を「定める予定はない」との回答が全体の69.9%を占めました。
- ✓ 多量の温室効果ガスを排出するような分野・規模の事業者が本町には少ないことが、上記の回答の背景として考えられます。まずは自社のエネルギー使用状況や、現実的な範囲での対策について知ってもらうところから始めることが必要だと言えます。

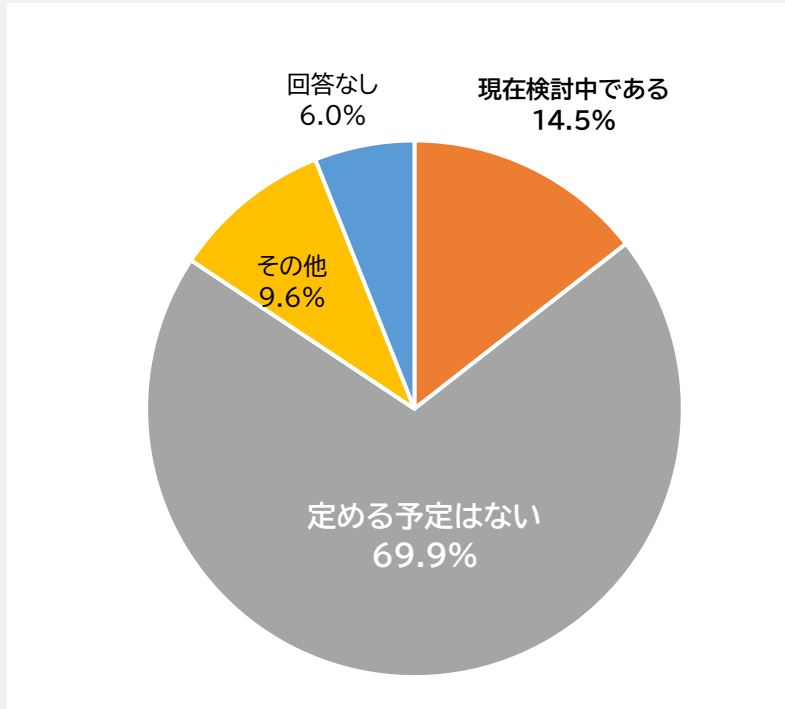


図2-37 温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めているか【単数回答】

## (2) 事業者アンケート

### ③地球温暖化対策を進める上での課題

- ✓ 「資金の不足」との回答が最も多く、56.6%となりました。次いで「費用対効果が分かりづらい」との回答が多く、41.0%となりました。
- ✓ 対策を推進していくためには、資金面についての補助制度の情報や、設備投資や取組の進め方、そしてその効果について、分かりやすく発信していくことが必要です。

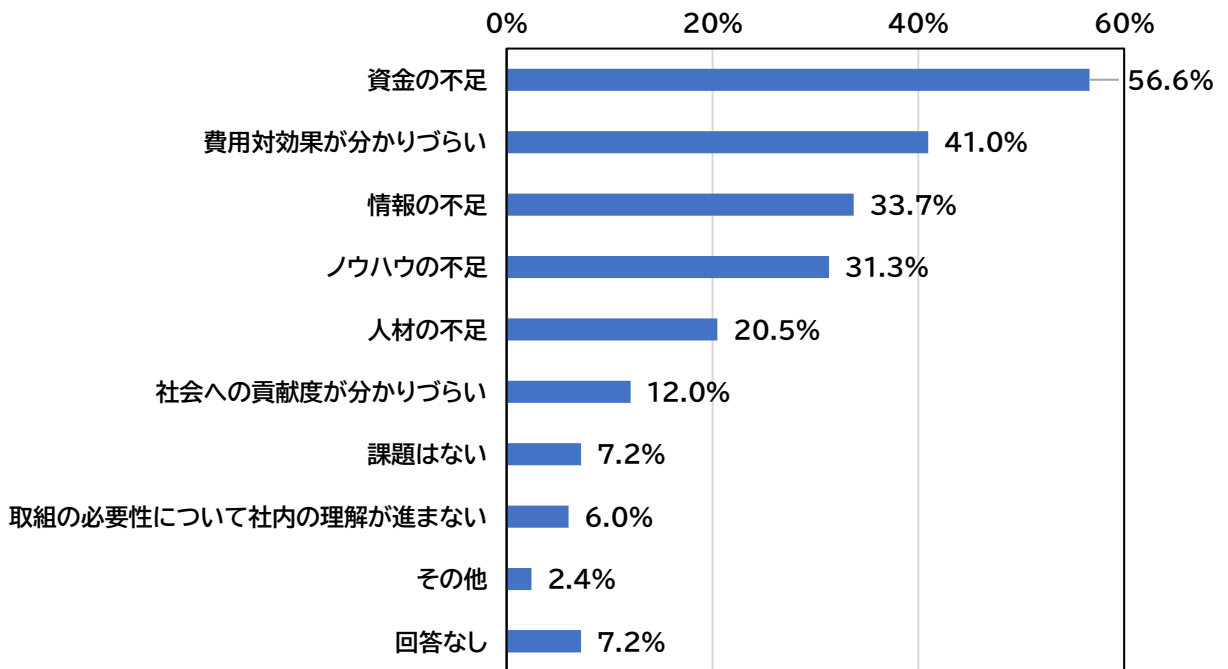


図2-38 地球温暖化対策を進める上で課題となっていること【複数回答】

## (2) 事業者アンケート

### ④地球温暖化に関して知りたい情報

- ✓ 「事業者向けの支援制度、補助金等の情報」という回答が50.6%と最も多く、次いで「国や町が行っている取組に関する情報」が49.4%となりました。また、「地球温暖化防止のために行動すべき具体的な取組やその効果に関する情報」との回答も多く、42.2%となりました。
- ✓ 支援制度、実際の取組例、そしてその効果について、具体的な情報を発信し、事業者の納得や動機につなげていくことが必要です。

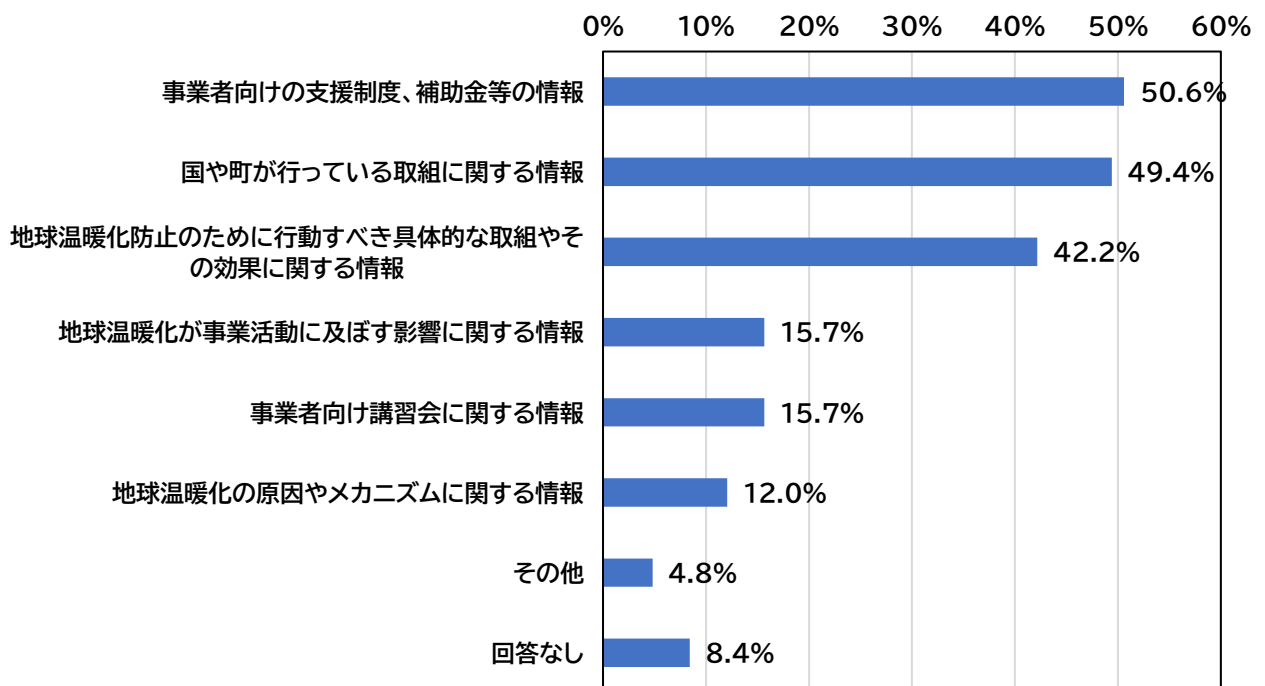


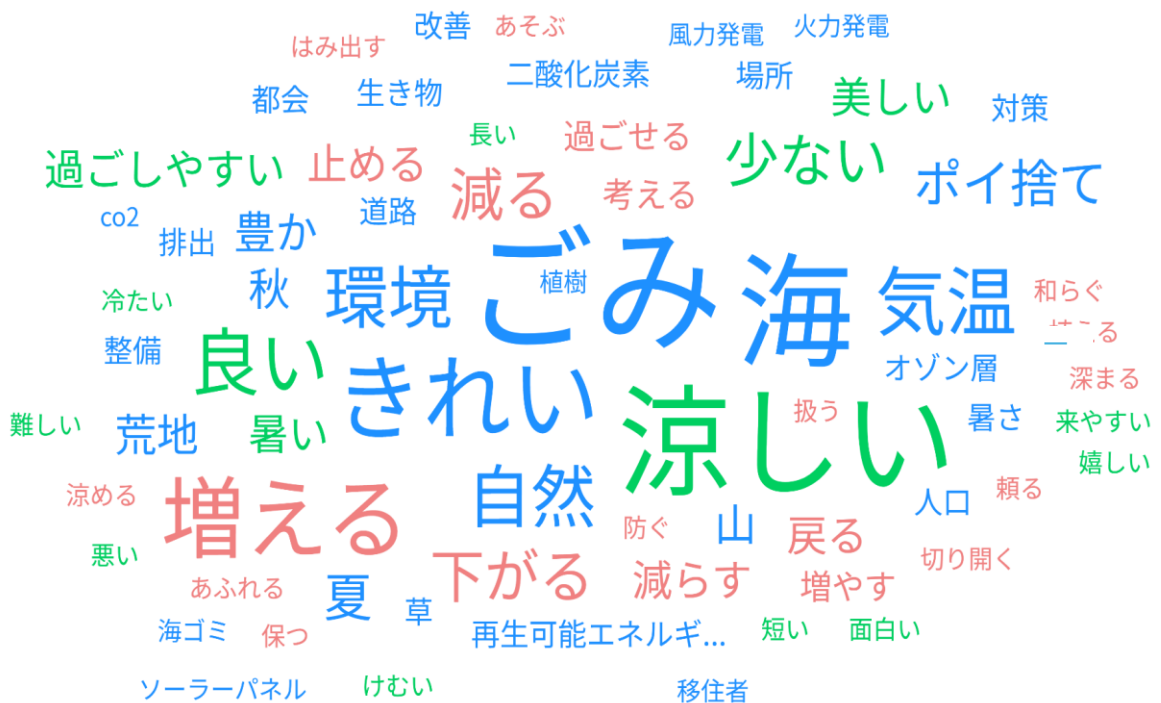
図2-39 地球温暖化に関して知りたい情報【複数回答】



## (3) 中学生アンケート

## ②地球温暖化や環境のことについて、「未来に向けてこうなったらいいな」と思うことについて

- ✓ 回答の中で多く出てきた言葉ほど大きな文字で表示されています。青は名詞、緑は形容詞、赤は動詞です。
- ✓ ごみについての意見が最も多く見られました。
- ✓ また、「涼しくなってほしい」「きれいな海であってほしい」という旨の意見も多く見られました。



AIテキストマイニングにより作成

図2-41 地球温暖化や環境のことについて、「未来に向けてこうなったらいいな」と思うこと(自由記述)

## (4) 町民ワークショップ 参加者数:14名

本町の「良いところ」「温暖化や気候変動の影響」「どんな町になってほしいか」について、町民の参加者の皆様から多くの意見をいただきました。一部を抜粋してご紹介します。

町の  
良いところ

- ・海がきれい。
- ・星空がきれい。
- ・果物がおいしい。
- ・魚が釣れる。
- ・お年寄りが元気。
- ・人が優しい。

温暖化や  
気候変動の  
影響

- ・独居の人の自宅での熱中症や死亡。
- ・米が育ちにくい。
- ・みかん栽培に影響。
- ・魚がとれない。
- ・雨の降り方が変わった。降らなかったり、土砂降りだったり。

どんな町  
になって  
ほしいか

- ・自給自足の島(水、エネルギー、食)
- ・星や海がきれいなままであってほしい。
- ・自然が今のまま残ってほしい。
- ・無駄に開発しないでほしい。
- ・災害に強い島。

図2-42 本町の「良いところ」「温暖化や気候変動の影響」「どんな町になってほしいか」について(自由記述 一部抜粋)

## 2-7 地域課題のまとめ

本章で示した地域特性やその他基礎調査から導き出された、本町の地域課題をまとめます。

地球温暖化対策や気候変動に適応するための取組を通じて、周防大島町ゼロカーボンシティの実現及び地域課題の同時解決を図ります。

(具体的な取組については第6章に記載しています。)

### 地域特性

- 海や山林をはじめとする豊かな自然資源
- 農業や水産業が盛んで、特にみかんは県内トップの生産量を誇る
- 観光地としての知名度が高い
- 島しょ地域であるため、人・モノ・エネルギーの移動手段が限定的(車・船・大島大橋)
- 太陽光発電、太陽熱利用の導入ポテンシャルが大きい

### 地域課題

- 災害や大島大橋の事故のリスクへの対策
- 気候変動が農業・水産業・日常生活に与える影響
- 少子高齢化、人口減少
- 地域公共交通の利便性
- マイカー利用の多さ
- 町民・事業者が地球温暖化対策に取り組むための支援や情報発信の不足



## 第3章

# 計画の基本的事項

# 3-1 計画の位置づけ

先述した地域特性や温室効果ガス排出量の推計を踏まえ、「周防大島町地球温暖化対策実行計画」を策定します。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条に基づく「地方公共団体実行計画」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「第2次周防大島町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」、県の「山口県地球温暖化対策実行計画」、町の関連計画等と整合を図ります。

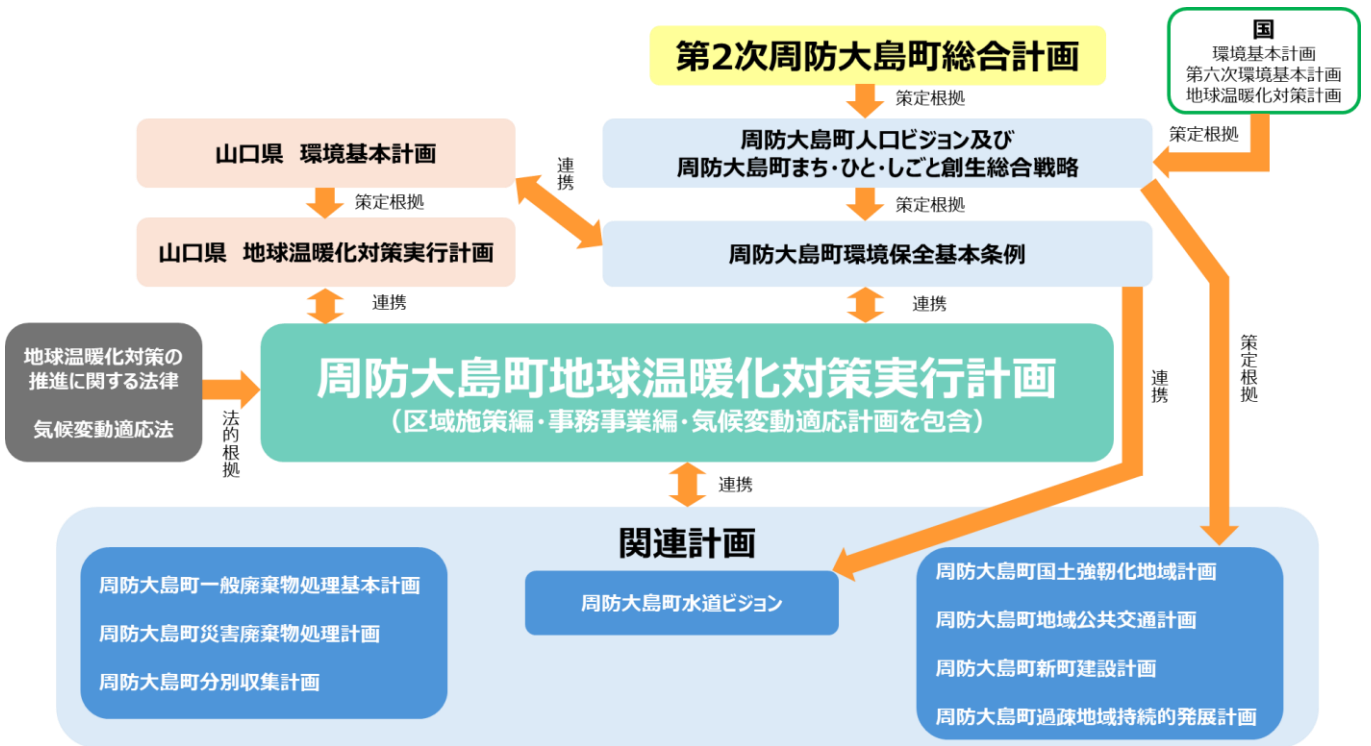


図3-1 計画の位置づけ

## 3-2 計画期間

本計画の期間は令和8(2026)年から令和12(2030)年までの5年間とします。

基準年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「山口県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、平成25(2013)年度とします。

目標年度は中期目標を令和12(2030)年度、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度とし、長期目標を令和32(2050)年度とします。

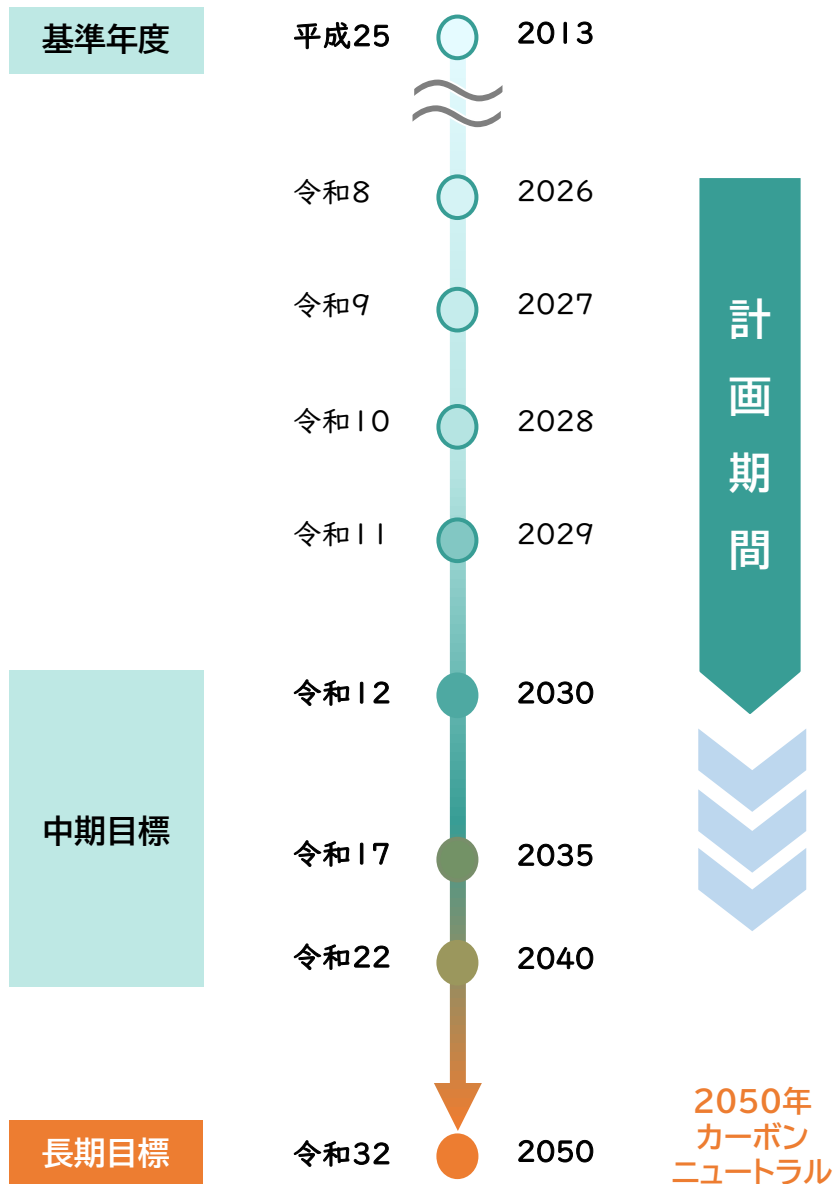


図3-2 計画期間

## 3-3 計画の対象

### ■ 対象とする範囲

周防大島町全域を対象とします。

町、町民、町内事業者が丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

対象地域

周防大島町全域

### ■ 対象とする温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガス※のうち、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を対象とします。

その他の温室効果ガスについては、把握が困難であることから算定対象外とします。

対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

※温対法に定められている7種の温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、

パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)を指します。各ガスの特徴は1章の表1-1のとおりです。



## 第4章

# 温室効果ガス排出量の 現況把握と将来推計

## 4-1 温室効果ガス排出量の現況

### 温室効果ガス排出量の算定対象とする部門・分野

続いて、本町の温室効果ガスについて、現在の排出量を推計します。なお、排出量の把握における難易度や地球温暖化への影響度を考慮し、推計対象は二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に限定しています。

排出源としては、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」により、「特に把握が望まれる」とされている部門及び本町の地域特性から「船舶」を対象とします。

表4-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野		説明
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費に伴う排出
	船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野 (焼却処分)	一般廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

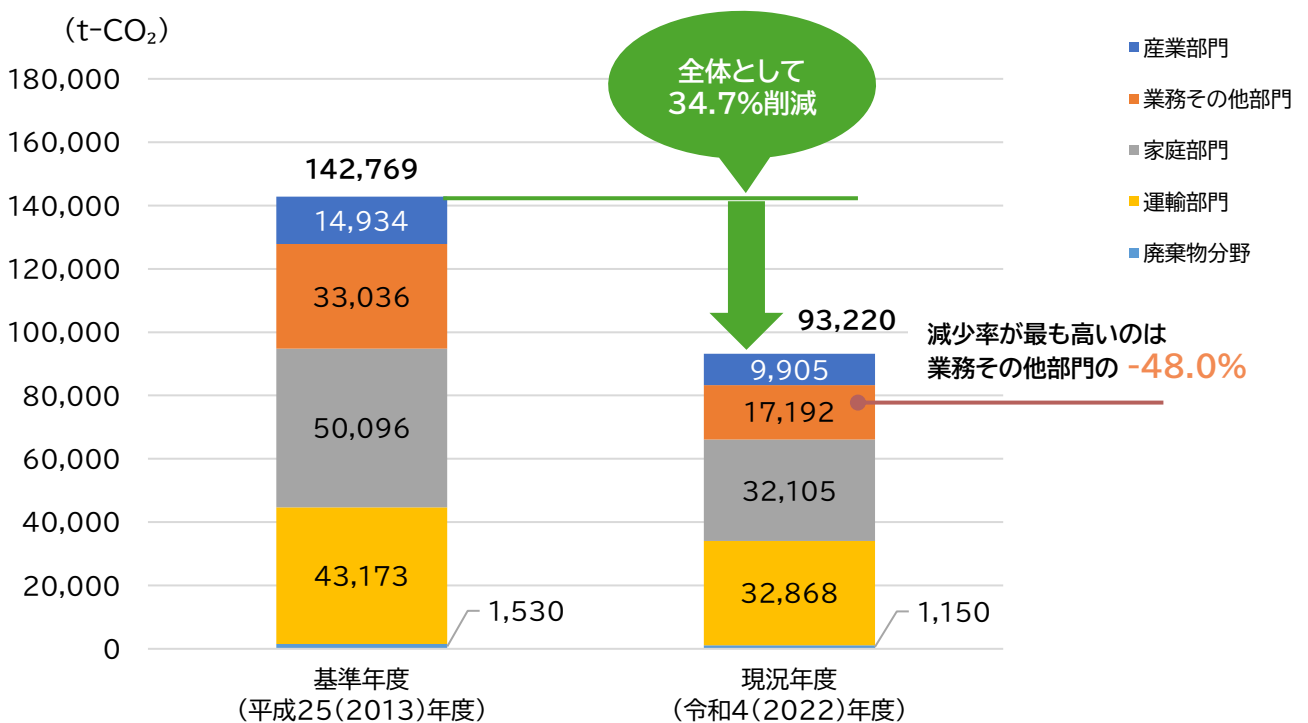
## 温室効果ガス排出量の現況推計

現況推計は、本計画の対象部門・分野の二酸化炭素について、「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ本町独自の推計値である「現況排出量独自推計値」を算出しました。

その結果、本町における現況年度（令和4（2022）年度）の二酸化炭素排出量は93,220t-CO<sub>2</sub>で、全体として基準年度（平成25（2013）年度）から34.7%減少しています。

部門ごとに見ると、「業務その他部門」の削減率が最も高く、-48.0%となっています。それ以外の部門においても、人口や自動車保有台数等といった活動量※の減少に伴い、排出量は減少傾向にあります。

※活動量：一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令（平成11年政令第143号）第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められている。



※各部門・分野の排出源の例は以下のとおりです。

産業部門：建設業、農林水産業、製造業等  
 業務その他部門：事務所、公共施設、サービス業等  
 家庭部門：家庭で消費した電気やガス等  
 運輸部門：自動車、船舶  
 廃棄物分野：廃棄物の焼却

図4-1 温室効果ガス排出量の現況

## 4-2 温室効果ガス排出量の将来推計

### 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

温室効果ガス排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、世帯数や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（①現状すう勢（BAU）ケース）をもとに、下記②～⑤の要素を総合的に踏まえた値で、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度及び令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量を推計します。

表4-2 温室効果ガス排出量の将来推計の考え方

要素	考え方
①	活動量変化による将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）
②	国の「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」に示された電力排出係数の低減による削減量
③	本計画で予定する二酸化炭素排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（省エネルギー対策の推進による削減量）
④	再生可能エネルギー導入による削減量
⑤	吸収源対策の推進による削減量（吸収量）

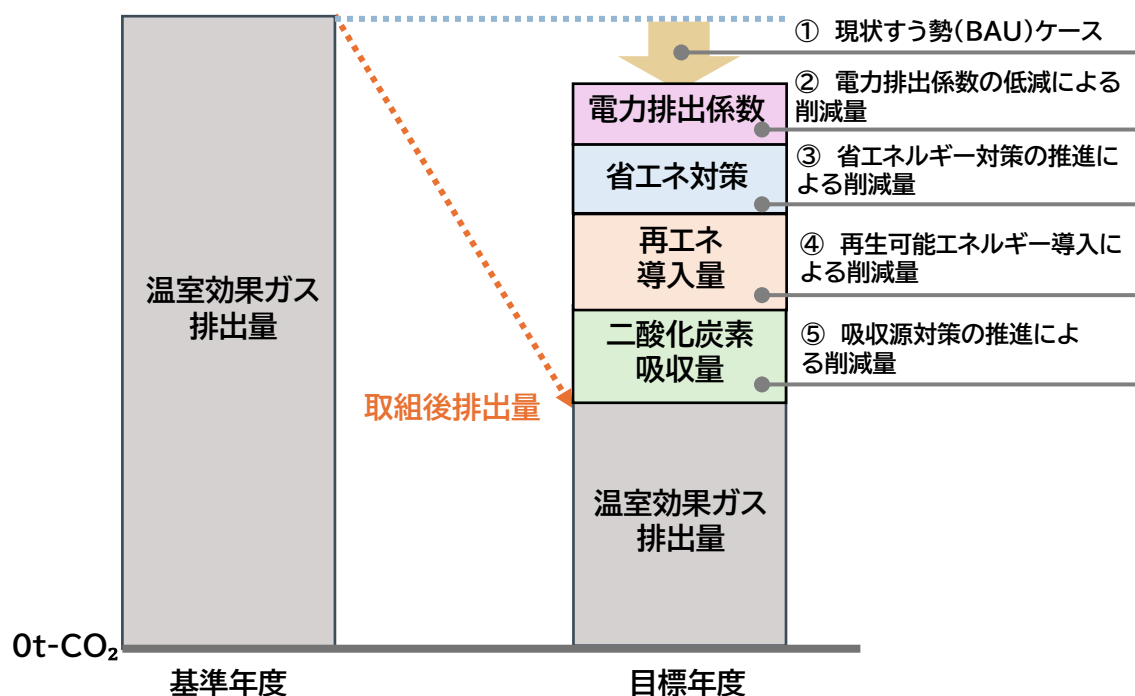


図4-2 将来推計の考え方のイメージ

## 要素① 現状すう勢(BAU)ケース

現状すう勢ケースとは、今後追加的な温室効果ガス削減対策を見込まずに、世帯数や製造品出荷額の増減等の活動量変化により、町の排出量が推移したと仮定して推計する方法です。

活動量の変化については、各活動項目について現況年度(令和4(2022)年度)を起点として、過去の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

表4-3 活動量の変化

部門・分野		活動項目	単位	基準年度 (2013年度)	現況年度 (2022年度)	将来推計 (2030年度)	将来推計 (2035年度)	将来推計 (2040年度)	将来推計 (2050年度)
産業部門	製造業	製造品出荷額	万円	373,256	339,420	332,310	328,530	325,497	320,788
	建設業・ 鉱業	従業員数	人	622	379	360	337	318	287
	農林水産業	従業員数	人	1,917	1,265	1,134	1,007	901	731
業務その他部門		従業員数	人	5,545	4,295	4,236	4,120	4,024	3,870
家庭部門		人口	人	18,536	14,346	11,383	9,907	8,565	6,363
運輸部門	自動車 (旅客)	保有台数	台	8,874	8,024	7,380	6,902	6,425	5,471
	自動車 (貨物)	保有台数	台	4,249	3,647	3,635	3,574	3,525	3,448
	船舶	入港船舶総 トン数	トン	902,511	818,013	812,423	800,289	790,551	775,434
廃棄物 分野	一般廃棄物	CO <sub>2</sub> 排出量	千t -CO <sub>2</sub>	2	1	1	1	1	1

推計の結果、現状すう勢ケースにおける排出量は、令和12(2030)年度の排出量は84,682t-CO<sub>2</sub>(基準年度比-40.7%)、令和17(2035)年度の排出量は79,628t-CO<sub>2</sub>(基準年度比-44.2%)、令和22(2040)年度の排出量は75,069t-CO<sub>2</sub>(基準年度比-47.4%)、令和32(2050)年度の排出量は67,398t-CO<sub>2</sub>(基準年度比-52.8%)と算出されました。

全ての部門において、活動量の減少による排出量の減少が見込まれました。これにより、令和32(2050)年度に向けた排出量は減少傾向となっています。

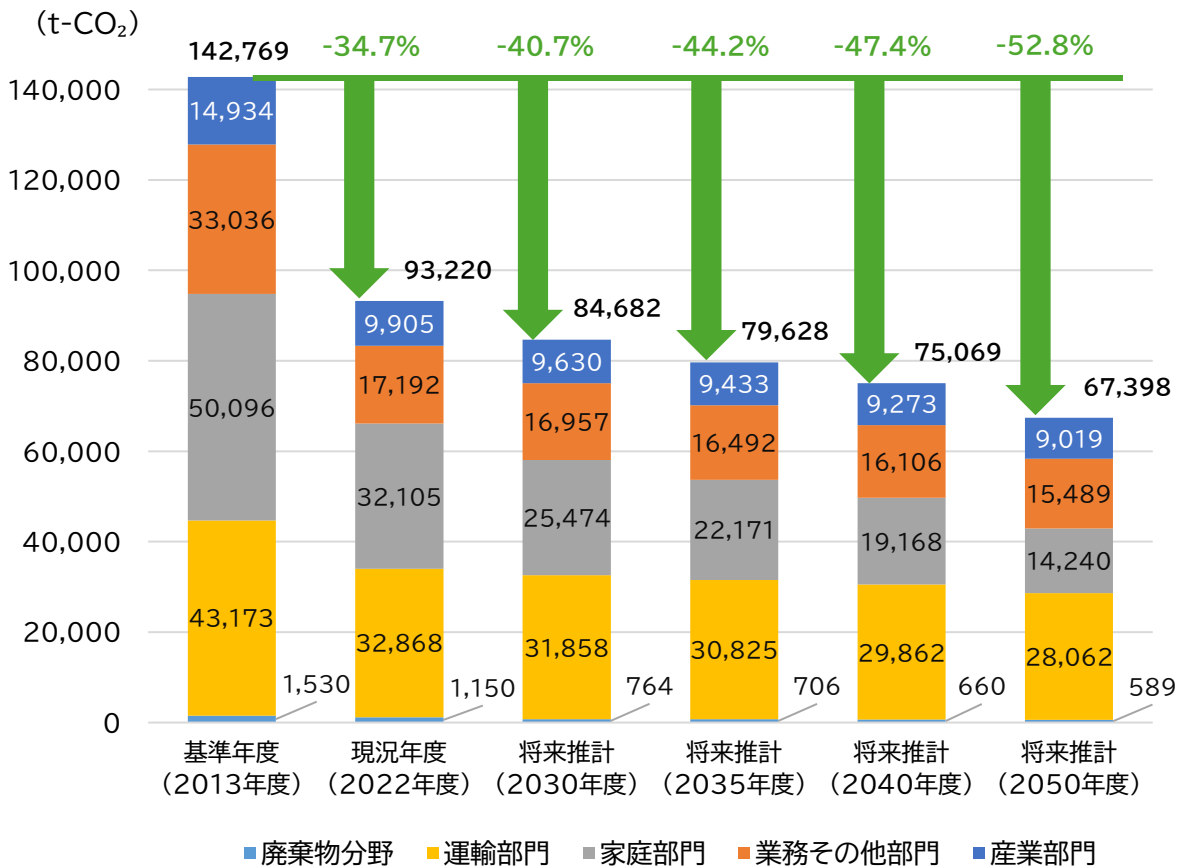


図4-3 温室効果ガス排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

## 要素② 電力排出係数の低減による削減量

「第6次エネルギー基本計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）では、令和12（2030）年度における電力の排出係数が0.000253t-CO<sub>2</sub>/kWh程度になると想定しています。

また、「第7次エネルギー基本計画」（令和7（2025）年2月閣議決定）の技術革新拡大シナリオでは、令和22（2040）年度における電力の排出係数が0.00004t-CO<sub>2</sub>/kWh程度になると想定しています。

上記の条件を踏まえ、本町においても電力排出係数が低減すると見込み、推計を行いました。

推計は、現況年度における電力排出係数を0.000520t-CO<sub>2</sub>/kWh（株式会社中国電力）と仮定し、将来推計における各部門の電力由来排出量に上記排出係数の低減を反映させることで算定しました。

表4-4 電力排出係数の低減による削減量（単位：t-CO<sub>2</sub>）

部門・分野	2030年度	2035年度	2040年度	2050年度
産業部門	-904	-881	-1,552	-1,499
業務その他部門	-6,376	-6,201	-10,887	-10,470
家庭部門	-10,780	-9,382	-14,582	-10,833
運輸部門	0	0	0	0
廃棄物分野	0	0	0	0
合計	-18,060	-16,465	-27,021	-22,802

### 要素③ 省エネルギー対策の推進による削減量

ZEB、ZEH等の建築物、住宅における省エネルギー化、高効率給湯器や高効率空調等の省エネルギー設備の導入等、国が「地球温暖化対策計画」において掲げる取組による削減見込量から本町の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

また、2035年度以降は、町が実施する省エネ対策に加え、国が実施する施策により本町も恩恵を受けると考えられる削減量についても加味し、算定しました。

表4-5 追加的施策による削減見込み量(単位:t-CO<sub>2</sub>)

部門・分野	取組の内容 (赤字の取組は、2030年度以降2050年度までに実施を検討しているものを表します。)	削減量			
		2030年度	2035年度	2040年度	2050年度
産業部門	高効率空調の導入/産業ヒートポンプの導入/産業用照明の導入/省エネルギー漁船への転換/業種間連携省エネルギーの取組推進		-497	-445	-370
業務その他部門	業務用給湯器の導入/高効率照明の導入/クールビズ・アロハビズ・ウォームビズの実施徹底の促進/事業者の省エネ行動/BEMS※ <sup>1</sup> の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施/トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上/水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等に向けた検討/下水道における省エネルギー・創エネルギー対策の推進/EVごみ収集車の導入	-603	-1,994	-1,945	-1,996
家庭部門	高効率給湯器の導入/高効率照明の導入/家庭エコ診断/脱炭素に資する省エネ行動の実践/クールビズ・アロハビズ・ウォームビズの実施徹底の促進/住宅の省エネルギー化(新築)/住宅の省エネルギー化(改修)/HEMS※ <sup>2</sup> 、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施/トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上/浄化槽の省エネルギー化	-1,038	-2,524	-2,617	-2,103
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善/エコドライブ/船舶の省エネ化/公共交通機関の利用促進/自転車の利用/カーシェアリング/環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化/地域公共交通の路線効率化/トラック輸送の効率化/共同輸配送の推進/海上輸送へのモーダルシフト※ <sup>3</sup> の推進/物流施設の脱炭素化/港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離削減に向けた検討/港湾における総合的な脱炭素化【静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進】に向けた検討	-1,032	-4,810	-4,557	-5,824
廃棄物分野	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進/廃プラスチックのリサイクルの促進/家庭における食品ロスの削減/古紙回収拠点・リユース促進/バイオマスプラスチックの普及	-255	-641	-573	-459
部門横断	建築物の省エネルギー化(新築)/建築物の省エネルギー化(改修)/地球温暖化対策に資する規制改革等	0	-1,146	-1,117	-1,070
国の取組	主な電力需要設備効率の改善や火力発電の高効率化等、国の施策として実施される取組	—	-2,528	-2,342	-2,017
	合計	-2,928	-14,140	-13,595	-13,840

※1 BEMS、※2 HEMS:建物や住宅におけるエネルギー使用量を管理するシステムのこと。後の6章で詳細を説明しています。

※3 モーダルシフト:トラック等の自動車で行われている貨物輸送を、環境負荷の小さい船舶や鉄道の利用へと転換すること。

## 要素④ 再生可能エネルギー導入による削減量

本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを踏まえ、町域への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力の導入など、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定し、削減見込量を算出しました。

表4-6 再生可能エネルギー導入量と温室効果ガス削減量（電気）

再生可能エネルギー種別	2030年度		2035年度		2040年度		2050年度	
	導入量 (MWh/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	導入量 (MWh/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	導入量 (MWh/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	導入量 (MWh/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
太陽光(建物系)	3,756	1,953	8,362	4,348	13,161	6,844	23,095	12,010
太陽光(土地系)	—	—	—	—	—	—	9,340	4,857
再エネ由来電力の導入	6,414	3,336	8,938	4,648	9,781	5,086	16,511	8,586
計	10,170	5,289	17,301	8,996	22,942	11,930	48,946	25,452

表4-7 再生可能エネルギー導入量と温室効果ガス削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	2030年度		2035年度		2040年度		2050年度	
	導入量 (GJ/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	導入量 (GJ/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	導入量 (GJ/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	導入量 (GJ/年)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
太陽熱	866	125	1,733	250	2,599	375	4,332	626
木質バイオマス熱利用	—	—	—	—	—	—	7,515	510
計	866	125	1,733	250	2,599	375	11,847	1,135

## 要素⑤ 吸収源対策の推進による削減量

本町の森林全体の温室効果ガス吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

令和12（2030）年度の推計は、森林経営活動を実施した面積に吸収係数（2.57t-CO<sub>2</sub>/ha・年）を乗じて算出しました。

表4-8 森林吸収量（2030年度）

区分	面積	単位	係数	CO <sub>2</sub> 削減量	単位
森林経営対象	65.32	ha	2.57	168	t-CO <sub>2</sub> /年
森林経営管理制度対象	17.68	ha	2.57	45	t-CO <sub>2</sub> /年
				213	t-CO <sub>2</sub> /年

2050年カーボンニュートラル達成に向けては、吸収源対策の推進が必要不可欠です。そのため、令和32（2050）年度においては、本町の民有林及び国有林の人工林の整備が進むと仮定し、推計を行いました。

推計は、樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表している FM 率（Forest Management 率、森林経営率）をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出しました。

なお、令和17（2035）年度及び令和22（2040）年度の吸収量は、令和12（2030）年度から令和32（2050）年度にかけての吸収量が一定の増加率を保持して推移すると想定して推計しました。

表4-9 森林経営面積（左：国有林、右：民有林）（単位：ha）

区分	樹種	国有林	国有林FM率	国有林FM面積	区分	樹種	民有林	国有林FM率	国有林FM面積
人工林	スギ	13	0.92	12	人工林	スギ	581	0.82	476
	ヒノキ	26	0.94	24		ヒノキ	1,124	0.89	1,000
	マツ類	2	0.87	2		マツ類	96	0.91	87
	その他	1	0.85	1		その他	26	0.75	20
合計				39	合計				1,583

表4-10 二酸化炭素吸収量まとめ（単位：t-CO<sub>2</sub>）

2030年度	2035年度	2040年度	2050年度
213	1,202	2,191	4,168

## 温室効果ガス排出量の将来推計まとめ

前述の要素①～⑤を踏まえて推計した各目標年度の温室効果ガス排出量の見込みは以下の数値となりました。

令和12(2030)年度は省エネルギー対策の推進、森林吸収量及び再生可能エネルギーの導入を実施することで、国の目標値(平成25(2013)年度比46%削減)を上回り、実質排出量が58,068t-CO<sub>2</sub>、基準年度(平成25(2013)年度)比で59.3%の削減が見込まれます。

令和32(2050)年度には、各種対策の実施により削減量が排出量と相殺されることで、実質の排出量が0t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度(平成25(2013)年度)比で100%の削減が見込まれます。

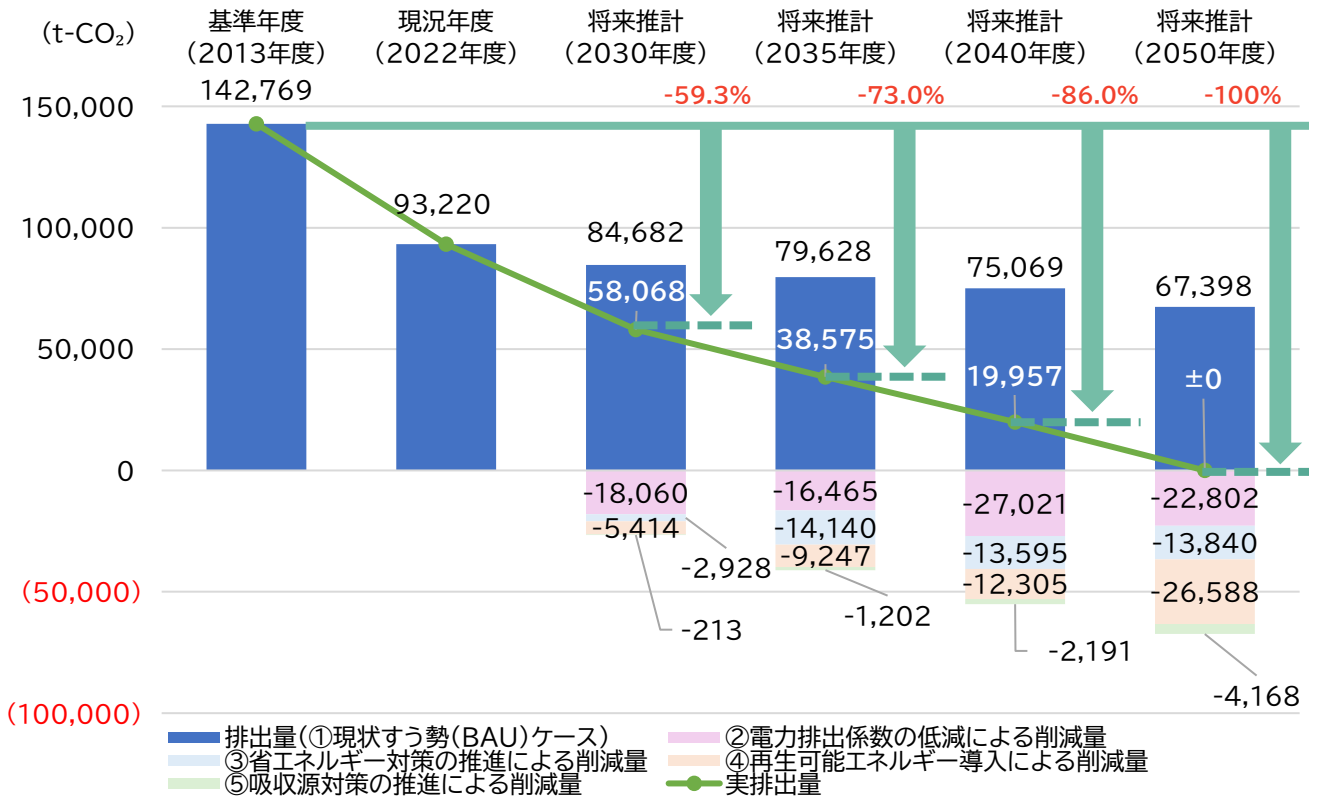


図4-4 温室効果ガス排出量の将来推計(まとめ)

## 温室効果ガス排出量将来推計(2030年度)の詳細

前ページで示した排出量の将来推計のうち、2030年度については、現況年度から近い時期であり確実性の高い予測がしやすいことから、表4-4における「取組の内容」を更に細分化して削減量を算出しています。なお、各取組の詳細内容は第6章に記載しています。

表4-11 省エネルギー対策の推進による削減量(2030年度)の詳細

取組の内容	取組の主体	削減量目標	削減効果	導入目標	導入目標の根拠	6章該当部分
住宅へのヒートポンプ給湯器の追加導入	町民	229t-CO <sub>2</sub>	0.53t-CO <sub>2</sub> /世帯	432世帯	住民アンケートにおける「導入検討中」の回答率	72ページ
住宅への高効率照明の追加導入	町民	289t-CO <sub>2</sub>	0.17t-CO <sub>2</sub> /世帯	1,697世帯		72ページ
「うちエコ診断」の受診	町民	0.45t-CO <sub>2</sub>	0.03t-CO <sub>2</sub> /世帯	累計15件	他県の実施例を参考に設定	72ページ
住宅の冷蔵庫の温度設定を「中」に設定	町民	93t-CO <sub>2</sub>	0.03t-CO <sub>2</sub> /世帯	3,106世帯	住民アンケートにおける「今後取り組みたい」の回答率	73ページ
住宅のエアコンの冷房・暖房時の温度を1℃緩和	町民	425t-CO <sub>2</sub>	0.18t-CO <sub>2</sub> /世帯	2,361世帯		73ページ
住宅の照明利用時間を1日1時間短縮	町民	2t-CO <sub>2</sub>	0.0015t-CO <sub>2</sub> /世帯	1,409世帯		73ページ
事業所へのヒートポンプ給湯器の追加導入	事業者	410t-CO <sub>2</sub>	9.51t-CO <sub>2</sub> /事業者	43事業者	事業者アンケートにおける「導入検討中」の回答率	74ページ
事業所への高効率照明の追加導入	事業者	136t-CO <sub>2</sub>	0.71t-CO <sub>2</sub> /事業者	191事業者		74ページ
事業活動における照明の利用時間を1日1時間短縮	事業者	4t-CO <sub>2</sub>	0.03t-CO <sub>2</sub> /事業者	165事業者	事業者アンケートにおける「今後取り組みたい」の回答率	74ページ
事業活動における冷房時・暖房時の設定温度をそれぞれ1℃緩和	事業者	26t-CO <sub>2</sub>	0.20t-CO <sub>2</sub> /事業者	130事業者		74ページ
事業活動においてPCの省電力モード及びダークモードを設定して使用	事業者	4t-CO <sub>2</sub>	0.04t-CO <sub>2</sub> /事業者	104事業者		74ページ
事業活動において複合機のスリープモード及び省電力モードを設定して使用	事業者	22t-CO <sub>2</sub>	0.21t-CO <sub>2</sub> /事業者	104事業者		74ページ
事業活動において紙を両面印刷する	事業者	0.72t-CO <sub>2</sub>	0.003t-CO <sub>2</sub> /事業者	216事業者		74ページ
次世代自動車の導入	町民	685t-CO <sub>2</sub>	40.7%(ガソリンのみで走行する自動車から変更した場合)	875台	住民アンケートにおける次世代自動車を「導入検討中」の回答率	76ページ
エコドライブの実施	町民	284t-CO <sub>2</sub>	0.12t-CO <sub>2</sub> /台	2,281台	住民アンケートにおける「今後取り組みたい」の回答率	77ページ
町有船舶の燃料における新燃料への転換	町	63t-CO <sub>2</sub>	250.37t-CO <sub>2</sub> /年	25%	他自治体の事例を基に設定	77ページ
可燃ごみの削減	町民	217t-CO <sub>2</sub>	可燃ごみ排出量目標:2,837t		周防大島町一般廃棄物処理基本計画の目標値に沿って設定	86ページ
食品ロスの削減	町民	38t-CO <sub>2</sub>	「ちゅう芥類」排出量目標:83t			86ページ
削減量目標 合計		2,928t-CO <sub>2</sub> /年				

表4-12 再生可能エネルギー導入による削減量(2030年度)の詳細

取組の内容	取組の主体	削減量目標	削減効果	導入目標	導入目標の根拠	6章該当部分
公共施設における太陽光発電設備の導入	町	104t-CO <sub>2</sub>	公共施設の電力による排出量の削減	50%	国の政府実行計画に沿って設定	79ページ
公共施設における再生可能エネルギー由来電力メニューへの切替	町	2,023t-CO <sub>2</sub>	庁舎の電力による排出量の削減	60%		81ページ
住宅や事業用建物における太陽光発電設備の導入	町民 事業者	1,849t-CO <sub>2</sub>	2.53t-CO <sub>2</sub> /戸	732戸	町の2050年ゼロカーボン達成に必要な削減量から逆算	82ページ
住宅における再生可能エネルギー由来電力メニューへの切替	町民	1,313t-CO <sub>2</sub>	2.40t-CO <sub>2</sub> /世帯	548世帯	住民アンケートにおける「ぜひ利用したい」「条件付きで利用したい」の回答率が2050年度に達成されると想定し、逆算	83ページ
住宅における太陽熱利用設備の導入	町民	125t-CO <sub>2</sub>	1.25t-CO <sub>2</sub> /世帯	100世帯	住民アンケートにおける「導入検討中」「効果が分からないから導入予定はない」の回答率が2050年度に達成されると想定し、逆算	83ページ
削減量目標 合計		5,414t-CO <sub>2</sub> /年				

表4-13 2030年度の排出量・削減量のまとめ

項目	排出量・削減量	4章該当部分
2030年度に予想される排出量(現状すう勢(BAU)ケース)	84,682t-CO <sub>2</sub>	図4-3/図4-4
電力排出係数の低減による削減量	-18,060t-CO <sub>2</sub>	図4-4/表4-3
吸収源対策の推進(森林の整備)による削減量	-213t-CO <sub>2</sub>	図4-4/表4-7
省エネルギー対策の推進による削減量	-2,928t-CO <sub>2</sub>	図4-4/表4-10
再生可能エネルギー導入による削減量	-5,414t-CO <sub>2</sub>	図4-4/表4-11
排出量 合計	58,068t-CO <sub>2</sub> /年	

※2035年度以降の推計値については、技術革新や経済情勢等の要因による数値の変動も考えられるため、計画改定のタイミング等で適宜見直しを図ります。

## 4-3 エネルギー消費量の現状と将来推計

### エネルギー消費量の現状

本町の令和4(2022)年度のエネルギー消費量は、1,064TJ/年となっています。部門別にエネルギー消費割合をみると、運輸部門(旅客自動車、貨物自動車及び船舶の合計)が37.8%と最も大きく、次いで家庭部門が20.8%となっています。

今後、消費量の大きいエネルギーの消費量を削減するとともに、化石燃料を再エネに転換していく必要があります。

なお、推計は「地方公共団体実行計画(区域施策減)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(環境省)が示す推計式を用いて、山口県のエネルギー種別のエネルギー消費量から部門別活動量を用いて按分しています。

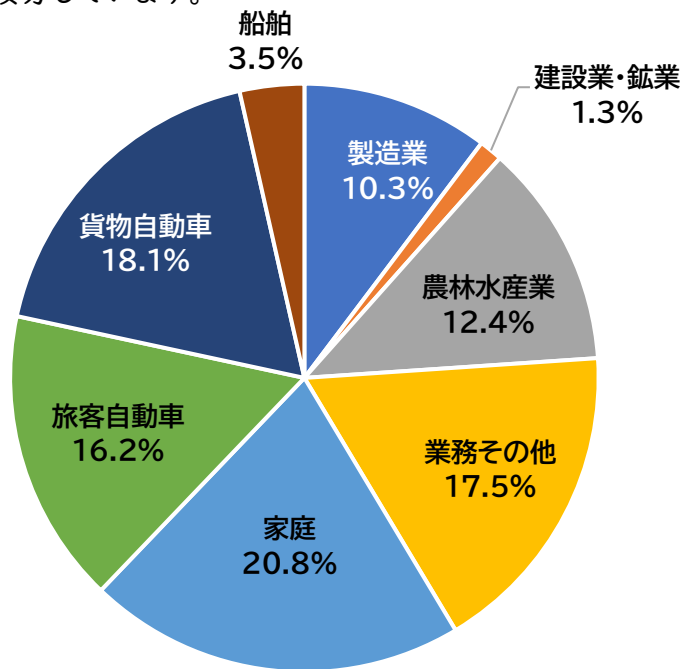


図4-5 エネルギー消費量割合

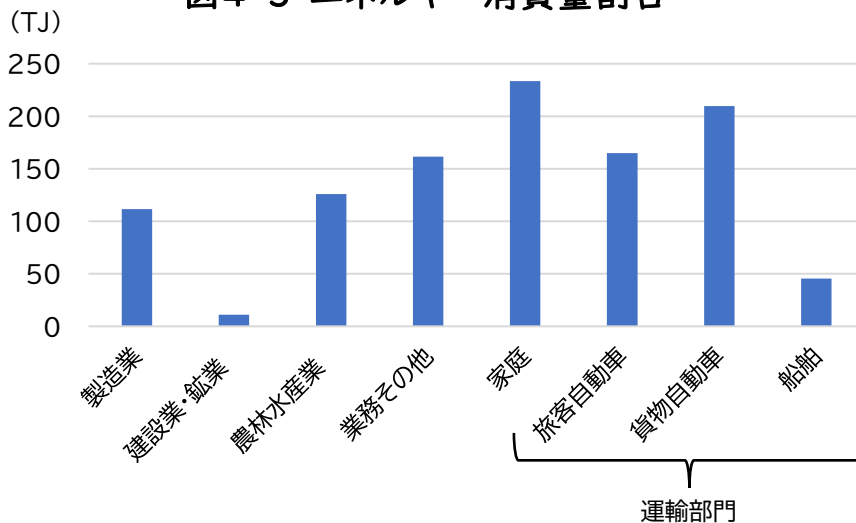


図4-6 エネルギー消費量

## エネルギー消費量の将来推計

本町のエネルギー消費量の将来推計は、前述活動量の変化率を現状のエネルギー消費量に乗じることで算出しました。

推計の結果、各目標年度におけるエネルギー消費量は、下の表のとおり見込まれました。2030年度以降は減少傾向が予想されます。

表4-14 エネルギー消費量の将来推計(単位:TJ)

区分	基準年度 (2013年度)	現況年度 (2022年度)	将来推計 (2030年度)	将来推計 (2035年度)	将来推計 (2040年度)	将来推計 (2050年度)
製造業	154	112	109	108	107	105
建設業・鉱業	19	11	11	10	9	8
農林水産業	184	126	113	100	90	73
業務その他	261	162	159	155	151	146
家庭	310	233	185	161	139	104
旅客自動車	242	165	152	142	132	112
貨物自動車	270	210	209	205	203	198
船舶	53	45	45	44	44	43
合計	1,493	1,064	983	926	875	790

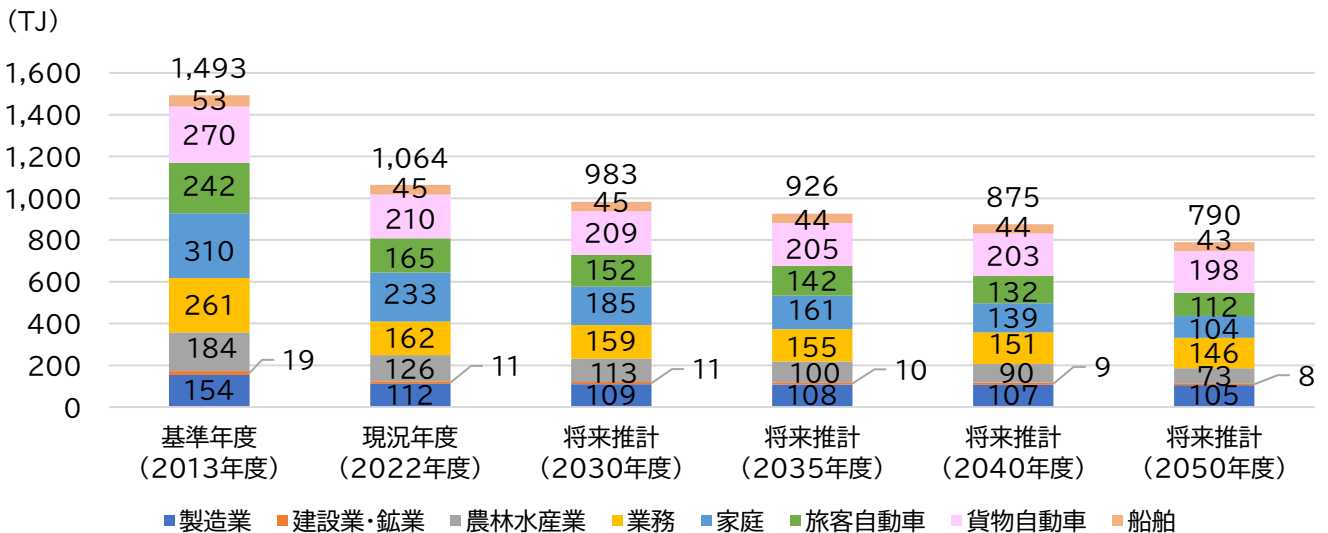


図4-7 エネルギー消費量



## 第5章

# 将来像と計画の目標

## 5-1 目指す将来像

地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が連携を図り、ゼロカーボンシティの実現を目指す必要があります。

各主体が同じ方向に向かい取組を推進するため、将来像として「人と自然が響き合う 心豊かな島」～ みんなで作るゼロカーボンの島 Suo-Oshima ～」を掲げました。

### 目指す将来像

“人と自然が響き合う 心豊かな島”  
～ みんなで作るゼロカーボンの島 Suo-Oshima ～

### 地域課題同時解決の考え方

国の第六次環境基本計画では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策のみならず、人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化等、様々な社会経済的な課題を抱えていることから、これらの課題を複合的に解決していくことが求められています。

本町においても、地球温暖化対策と併せて地域の諸課題を解決することを念頭に施策を推進し、SDGsへの貢献、住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指します。



図5-1 SDGsへの貢献と、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現イメージ

## 5-2 温室効果ガス削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

国の目標を踏まえつつ、第4章における温室効果ガス排出量の推計結果から本町はより高い目標を目指すことが可能であると考え、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、本町における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり定めます。

令和12(2030)年度までに、  
2013年度比で **59%削減** を目指します。

令和17(2035)年度までに、  
2013年度比で **73%削減** を目指します。

令和22(2040)年度までに、  
2013年度比で **86%削減** を目指します。

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に、  
**二酸化炭素排出量実質ゼロ** の実現を目指します。

## 5-3 再生可能エネルギー導入目標

前述の温室効果ガス削減目標達成とともに、町内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことも目指します。エネルギーの地産地消による地域経済の活性化や、非常時の電源として活用することも念頭に置き、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

令和12(2030)年度導入目標

電気：10,170MWh/年  
熱：866GJ/年

■令和17(2035)年度導入目標

電気：17,301MWh/年 熱：1,733GJ/年

■令和22(2040)年度導入目標

電気：22,942MWh/年 熱：2,599GJ/年

令和32(2050)年度導入目標

電気：48,946MWh/年  
熱：11,847GJ/年

表5-1 再生可能エネルギー導入目標の内訳

エネルギー種別	2030年度導入目標	2035年度導入目標	2040年度導入目標	2050年度導入目標	2050年度の実現イメージ
太陽光(建物系)	3,756 MWh/年	8,362MWh/年	13,161MWh/年	23,095MWh/年	新築建物の屋根全ての屋根及び新耐震基準を満たした建物の約75%と、町内の半分の公共施設に太陽光発電設備が設置されている。
太陽光(土地系)	—	—	—	9,340MWh/年	本町における導入ポテンシャルのうち約2.5% (約52,000㎡) に、太陽光発電設備が設置されている。
再エネ由来電力の導入	6,414 MWh/年	8,938 MWh/年	9,781 MWh/年	16,511MWh/年	町内の約75%の世帯と、庁舎で使われる電力の60%が、再生可能エネルギー由来の電力を使用している。
太陽熱	866 GJ/年	1,733 GJ/年	2,599 GJ/年	4,332 GJ/年	町内の約14%の世帯が太陽熱利用設備を導入している。
木質バイオマス熱利用	—	—	—	7,515GJ/年	一般民有林かつ人工林である森林の整備が進み、発生する未利用材を燃料として最大限活用することができる。
計	(電気) 10,170 MWh/年 (熱) 866 GJ/年	(電気) 17,301 MWh/年 (熱) 1,733GJ/年	(電気) 22,942 MWh/年 (熱) 2,599 GJ/年	(電気) 48,946 MWh/年 (熱) 11,847 GJ/年	—
エネルギー自給率目標	3.8%	6.9%	9.7%	23.3%	—



## コラム⑧ 1kWh、1t-CO<sub>2</sub>ってどれくらい？

1kWhは、1kW(1,000W)の電力を1時間使ったときに使用した電気の量(電力量)のことです。例えば、消費電力1kW(1,000W)のドライヤーを6分間使ったときに使用された電気の量は、0.1kWhということになります。

環境省による「令和5年度 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査(確報値)」によると、世帯当たりの年間エネルギー消費量(電気)は3,911kWhとなっています。

周防大島町における令和32(2050)年度の再生可能エネルギー導入目標(電気)は58,522MWh/年であり、約15,000世帯の電力を賄うことができる計算になります。

カーボンニュートラル達成のためには、省エネの取組を行うとともに、化石燃料から再エネへ転換することも重要です。

また、環境省による「令和5年度 家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査(確報値)」によると、世帯当たりの年間CO<sub>2</sub>排出量は2.47t-CO<sub>2</sub>となっています。

周防大島町における令和32年度(2050)の二酸化炭素排出量削減目標達成のためには89,976t-CO<sub>2</sub>の削減が必要です。これは、約36,427世帯の二酸化炭素排出量(年間)に相当します。

1t-CO<sub>2</sub>は、体積で考えると、ちょうど25mプールと同じ大きさです。また、1t-CO<sub>2</sub>吸収するためには、スギの木が約71本必要です。

身近な例で例えると、レジ袋を約30回使用しないことで1kg-CO<sub>2</sub>削減されます。1t-CO<sub>2</sub>に換算するとレジ袋を約30,000回使用しないことに相当します。

このことから、本計画の目標達成は、できる取組を着実かつ積極的に推進する必要があります。それだけに、いかに一人ひとりが当事者意識を持って二酸化炭素排出量の削減に取り組めるかが目標達成の鍵となります。

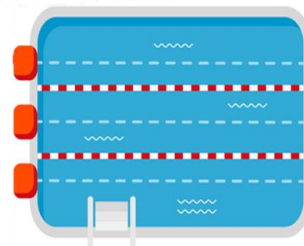


スギの木約71本の  
吸収量



レジ袋を約30,000回  
使用しないことに相当

25mプールと  
同じ大きさの体積


















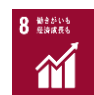











## 第6章

# 目標達成に向けた対策

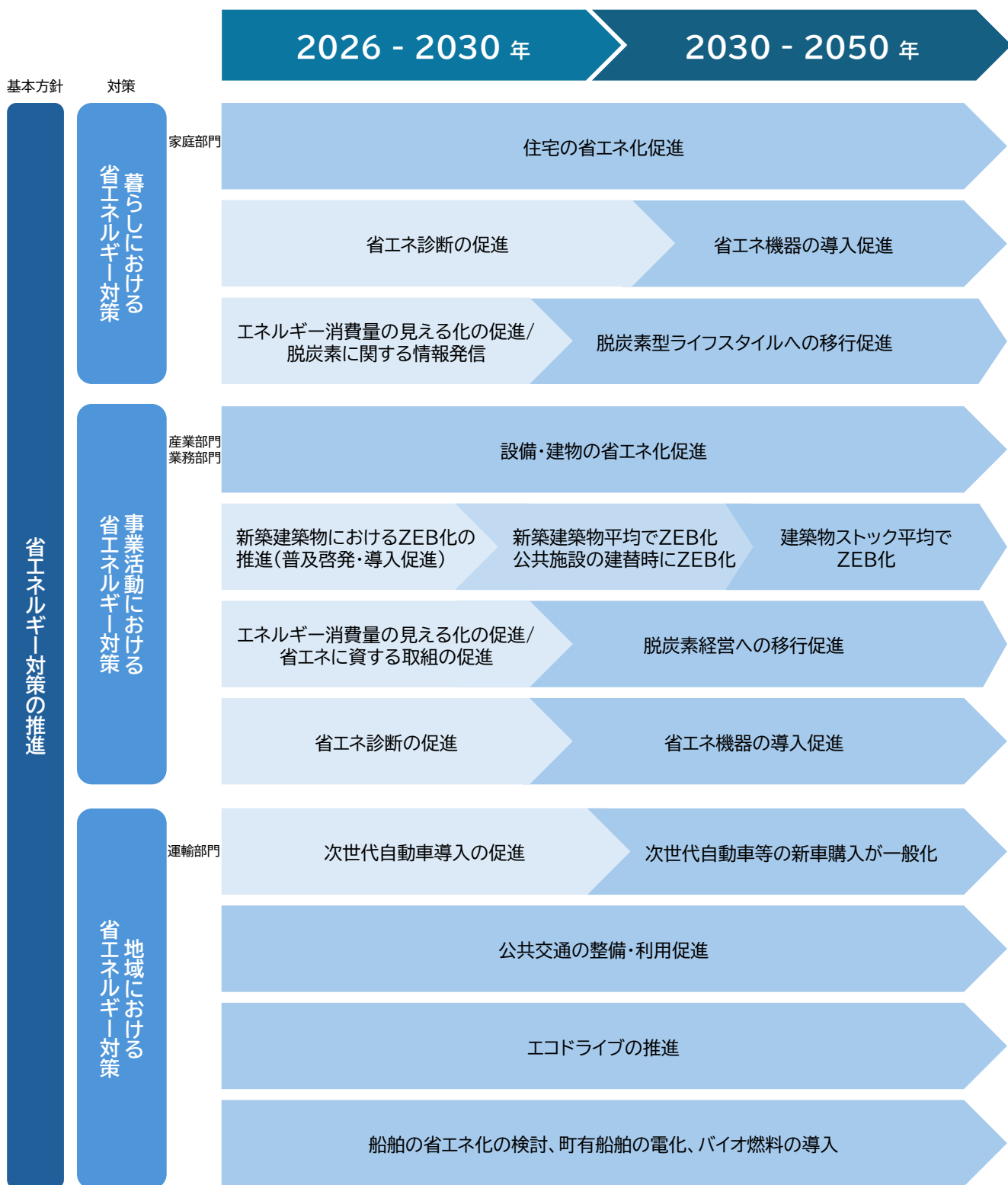
# 6-1 対策の体系図

基本方針	対策	関連するSDGs
<p><b>STEP 1</b> <b>まずは減らす!</b></p> <p>省エネルギー対策の推進</p> <p>まずは、エネルギーの消費量を減らす 省エネルギーを徹底。</p> 	<p>暮らしにおける省エネルギー対策</p> <p>事業活動における省エネルギー対策</p> <p>地域における省エネルギー対策</p>	    
<p><b>STEP 2</b> <b>創る!</b></p> <p>再生可能エネルギーの普及拡大</p> <p>省エネ対策をしてもなお必要となるエネルギーについては 再生可能エネルギーにより賄う</p> 	<p>公共施設等への率先的な再生可能エネルギーの導入</p> <p>町内への再生可能エネルギー導入・活用推進</p>	   
<p><b>STEP 3</b> <b>その他手段も!</b></p> <p>総合的な地球温暖化対策</p> <p>温暖化対策に資するあらゆる手段の対策を検討。</p> 	<p>ごみの減量化・資源化の促進</p> <p>吸収源対策</p> <p>基盤的対策の推進</p> <p>気候変動への適応</p>	            

目指す将来像

## 6-2 施策の推進と各主体の取組

### 省エネルギー対策の推進 ロードマップ






# 各ページの見方

## 基本方針I 省エネルギー対策の推進

### 対策○ ●●における省エネルギー対策

下記の表に記載されている対策の、基本方針と概要について説明しています。

省エネルギー性能に優れた機器の導入や、リフォームの普及啓発を進めるとともに・・・

対策	主体別の取組		関連テーマ
省エネ促進	町民	・電気代や家電の性能、住み心地といった温暖化対策以外の利点にも目を向けて・・・	 建物・住宅
	事業者	・電気やガス等の領収書を毎月確認し・・・	 健康
	町(行政)	・省エネ性能の高い機器の導入や断熱リフォーム等を促進・・・	 教育・学習

対策の概要を記載しています。

対策に関連するテーマや課題を、アイコンで示しています。







町民・事業者・町(行政)が取り組むことについて主体別にまとめています。

## 基本方針I 省エネルギー対策の推進

## 対策I 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた機器の導入や、リフォームの普及啓発を進めるとともに、省エネ診断やエネルギー使用量の可視化も促進します。日常の生活と紐づけた情報提供や支援を行うことで、脱炭素化に向けた普及啓発と意識醸成を推進します。

対策	主体別の取組		関連テーマ
住宅の省エネ促進  削減量 518t-CO <sub>2</sub>	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温暖化対策に付随する、電気代節約や家電の性能向上、住み心地の向上といった利点にも目を向けて、住宅の省エネ化、ZEH※1化を検討する</li> <li>・省エネ化を支援する制度やツールについて情報収集するとともに、実際に活用する</li> </ul>	 建物・住宅
	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ性能の高い機器の導入や住宅の新築、断熱リフォームを促進</li> <li>・家計へのメリットや生活の快適さ等の利点も周知</li> </ul>	 教育・学習
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の根拠
ヒートポンプ給湯器の追加導入世帯数	0.53t-CO <sub>2</sub> /世帯	432世帯	住民アンケートにおける「導入検討中」の回答率
高効率照明の追加導入世帯数	0.17t-CO <sub>2</sub> /世帯 (1世帯当たりの照明数が17と仮定)	1,697世帯	



対策	主体別の取組		関連テーマ
省エネ診断の促進  削減量 0.45t-CO <sub>2</sub>	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「うちエコ診断」を受診して専門家から助言をもらい、できることから取り組む</li> </ul>	 建物・住宅   教育・学習
	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「うちエコ診断」ホームページを活用した省エネ診断の受診を促進</li> <li>・地球温暖化防止活動推進員と必要に応じて連携し、広報紙やホームページへの掲載等により省エネ診断の情報提供を図る</li> </ul>	
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の根拠
「うちエコ診断」の累計受診件数	0.03t-CO <sub>2</sub> /世帯	累計15件の受診	他県の実施例を参考に設定



※1 ZEH



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。省エネによって使うエネルギーを減らし、太陽光発電等でエネルギーを作り出すことで、消費するエネルギーを実質ゼロにする住宅のこと。

## 基本方針I 省エネルギー対策の推進

## 対策I 暮らしにおける省エネルギー対策

対策	主体別の取組		関連テーマ
省エネ行動の促進  削減量 520t-CO <sub>2</sub>	町民	・エアコンや冷蔵庫の設定温度、照明の利用時間など、身近なことから省エネに取り組む	 建物・住宅  教育・学習
	町(行政)	・節電・節水等の取組に関する情報提供	
指標	削減効果	目標値(2030年度)	目標値の根拠
冷蔵庫の温度設定を「中」に設定	0.03t-CO <sub>2</sub> /世帯	3,106世帯	住民アンケートにおける「今後取り組みたい」の回答率
エアコンの冷房・暖房時の温度を1℃緩和	0.18t-CO <sub>2</sub> /世帯	2,361世帯	
照明利用時間を1日1時間短縮	0.0015t-CO <sub>2</sub> /世帯	1,409世帯	

対策	主体別の取組		関連テーマ
エネルギー消費量の見える化の促進	町民	・HEMS※1(ホームエネルギーマネジメントシステム)の導入を検討する ・電気やガス等の領収書を毎月確認し、エネルギーの料金や使い方について記録をつけてみる	 建物・住宅  教育・学習
	町(行政)	・HEMSの情報提供 ・エネルギー消費量を可視化するツールの導入を検討	

対策	主体別の取組		関連テーマ
脱炭素に関する情報発信	町民	・脱炭素に関するアプリや取組について調べ、実践してみる	 建物・住宅  教育・学習
	町(行政)	・「ぶちエコアプリ※2」や「デコ活※3」等の普及促進	

## ※1 HEMS

家庭における電気やガス等のエネルギー使用量を表示したり、最適な利用状況になるよう管理するシステム。

## ※2 ぶちエコアプリ

山口県が配信しているアプリ。日々の暮らしの中のCO<sub>2</sub>排出量を『知って』、省エネ・エコな暮らしについて『学んで』、暮らしの中で『実践する』ことでポイントが貯まる。

たまったポイントを使って抽選に挑戦でき、カタログギフトなどの景品があたることも。

※令和7(2025)年時点での情報です。

## ※3 デコ活

2050年カーボンニュートラル実現に向けて環境省が展開する国民活動。



「デコ活アクション」等の身近な取組も紹介されている。



## 基本方針I 省エネルギー対策の推進

## 対策2 事業活動における省エネルギー対策

設備や建物の省エネルギー化とともに、クールビズやアロハビズ、ウォームビズ等の行動変容も推進します。

省エネ診断の受診も促進し、事業所の経営改善とも関連付けた形での普及啓発を行います。

対策	主体別の取組		関連テーマ
設備・建物の省エネ化促進 削減量 546t-CO <sub>2</sub>	事業者	・燃料に係る経費節約等、温暖化対策に付随する利点にも目を向けて、事業所内での省エネ化を推進する	 建物・住宅  教育・学習
	町(行政)	・照明や空調機器、給湯器等の新設・更新に関する支援や、補助制度の情報発信 ・業務用建物の新築やリフォームの際のZEB* <sup>1</sup> 化を促進	
指標	削減効果	目標値(2030年度)	目標値の根拠
ヒートポンプ給湯器の追加導入事業者数	9.51t-CO <sub>2</sub> /事業者	43事業者	事業者アンケートにおける「導入検討中」の回答率
高効率照明の追加導入事業者数	0.71t-CO <sub>2</sub> /事業者 (1事業者当たりの照明数が34と仮定)	191事業者	

対策	主体別の取組		関連テーマ
省エネ行動の促進 削減量 57t-CO <sub>2</sub>	事業者	・脱炭素に関する取組やアプリについて調べ、実践してみる ・クールビズ・アロハビズ・ウォームビズの実施	 建物・住宅  教育・学習
	町(行政)	・クールビズ・アロハビズ・ウォームビズや節電・節水等の取組に関する情報提供	
指標	削減効果	目標値(2030年度)	目標値の根拠
照明の利用時間を1日1時間短縮	0.03t-CO <sub>2</sub> /事業者	165事業者	事業者アンケートにおける「今後取り組みたい」の回答率
冷房時・暖房時の設定温度をそれぞれ1℃緩和	0.20t-CO <sub>2</sub> /事業者	130事業者	
PCの省電力モード及びダークモードを設定して使用	0.04t-CO <sub>2</sub> /事業者	104事業者	
複合機のスリープモード及び省電力モードを設定し使用	0.21t-CO <sub>2</sub> /事業者	104事業者	
紙の両面印刷	0.003t-CO <sub>2</sub> /事業者	216事業者	

## ※1 ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。省エネによって使うエネルギーを減らし、太陽光発電等でエネルギーを作り出すことで、消費するエネルギーを実質ゼロにする建物のこと。



 コラム⑨ アロハビズ



本町では、毎年夏にアロハシャツを着て勤務する「アロハビズ」を行っています。クールビズの一環として、ハワイ気分て夏を涼しく過ごしてみるのはいかがでしょうか。



## 基本方針1 省エネルギー対策の推進

## 対策2 事業活動における省エネルギー対策

対策	主体別の取組		関連テーマ
省エネ診断の促進	事業者	・省エネ診断※1を受診し、設備の運用改善や各種支援・助成制度について情報収集し、積極的に活用する	 建物・住宅  教育・学習
	町（行政）	・事業者向け省エネ診断の情報を発信し受診を促進	

対策	主体別の取組		関連テーマ
エネルギー消費量の見える化の促進	事業者	・BEMS※2（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入を検討する ・電気やガス等の領収書を毎月確認し、エネルギーの消費量や料金を振り返る	 建物・住宅  教育・学習
	町（行政）	・BEMSの情報提供 ・県が実施する、二酸化炭素排出量算定・見える化に関する事業等についての情報提供	

## ※1 省エネ診断

山口県で例年実施している取組。

県内の中小企業を対象に、省エネの専門家が、設備の運用改善や省エネ設備への更新、再エネの導入等について、無料でアドバイスしている。

## ※2 BEMS






事務所やオフィスにおけるエネルギー使用量を表示・分析し、照明や空調といった設備を最適に管理するシステム。



## 基本方針I 省エネルギー対策の推進

## 対策3 地域における省エネルギー対策

本町における移動手段は自動車ほぼ必須であるという前提の下、蓄電・給電機能等の防災価値に着目した次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車等、化石燃料以外の動力で走る車）の導入や、公共交通の利用を促進します。



併せて、同じく重要な移動手段である船舶の省エネ化を検討します。



対策	主体別の取組			関連テーマ
次世代自動車の導入促進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">削減量 685t-CO<sub>2</sub></div>	町民	・非常時の電源になるメリットも考慮し、次世代自動車（特に電気自動車）への転換を検討	 車  防災  観光  建物・住宅  教育・学習	
	事業者	・航続距離やバッテリーのサイズといった技術動向を注視し、導入が現実的な段階にあるかどうかを定期的に確認		
	町（行政）	・補助金等の支援制度について情報発信 ・「走る蓄電池」としての防災価値の普及啓発 ・町内の充電設備の整備や、設置場所について情報発信し、町民はもちろん町外からの観光客にとっての利便性も高める ・災害時等協力登録車制度を構築		
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の根拠	
次世代自動車の導入台数	40.7%（ガソリンのみで走行する自動車から変更した場合）	875台	住民アンケートにおける次世代自動車を「導入検討中」の回答率	

対策	主体別の取組		関連テーマ
公共交通の整備・利用促進	町民 事業者	・まずは公共交通を一度利用してみる ・日々の移動において、自家用車や社用車から公共交通に無理なく転換できる場面があれば積極的に実践する	 車  教育・学習
	町（行政）	・路線の見直しや割引制度を検討し、利便性の向上や利用者数の増加を促進 ・デマンド交通の導入促進と利用促進	

## 基本方針I 省エネルギー対策の推進

## 対策3 地域における省エネルギー対策

対策	主体別の取組		関連テーマ
エコドライブの 促進  削減量 284t-CO <sub>2</sub>	町民	・車を運転する際、エコドライブを心がける	 車
	事業者	・燃料使用量や走行コースについて検討し、社内で認識統一を図る	
	町 (行政)	・アイドリングストップや緩やかな加減速の実践を促進するため、「エコドライブ10のすすめ」等について周知	 教育・学習
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の 根拠
エコドライブの実施台数	0.12t-CO <sub>2</sub> /台	2,281台	住民アンケートにおける「今後取り組みたい」の回答率

対策	主体別の取組		関連テーマ
船舶の省エネ化 の検討  削減量 63t-CO <sub>2</sub>	事業者	・電化や新燃料について情報収集する	 船   教育・学習
	町 (行政)	・速度や航路、船体のメンテナンスなど適正な運航管理の推進 ・省エネ設備の導入を検討 ・更新の際には電化や新燃料の導入について検討する	
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の 根拠
町有船舶の燃料における新燃料への転換率	250.37t-CO <sub>2</sub> /年	25%	他自治体の事例を基に設定

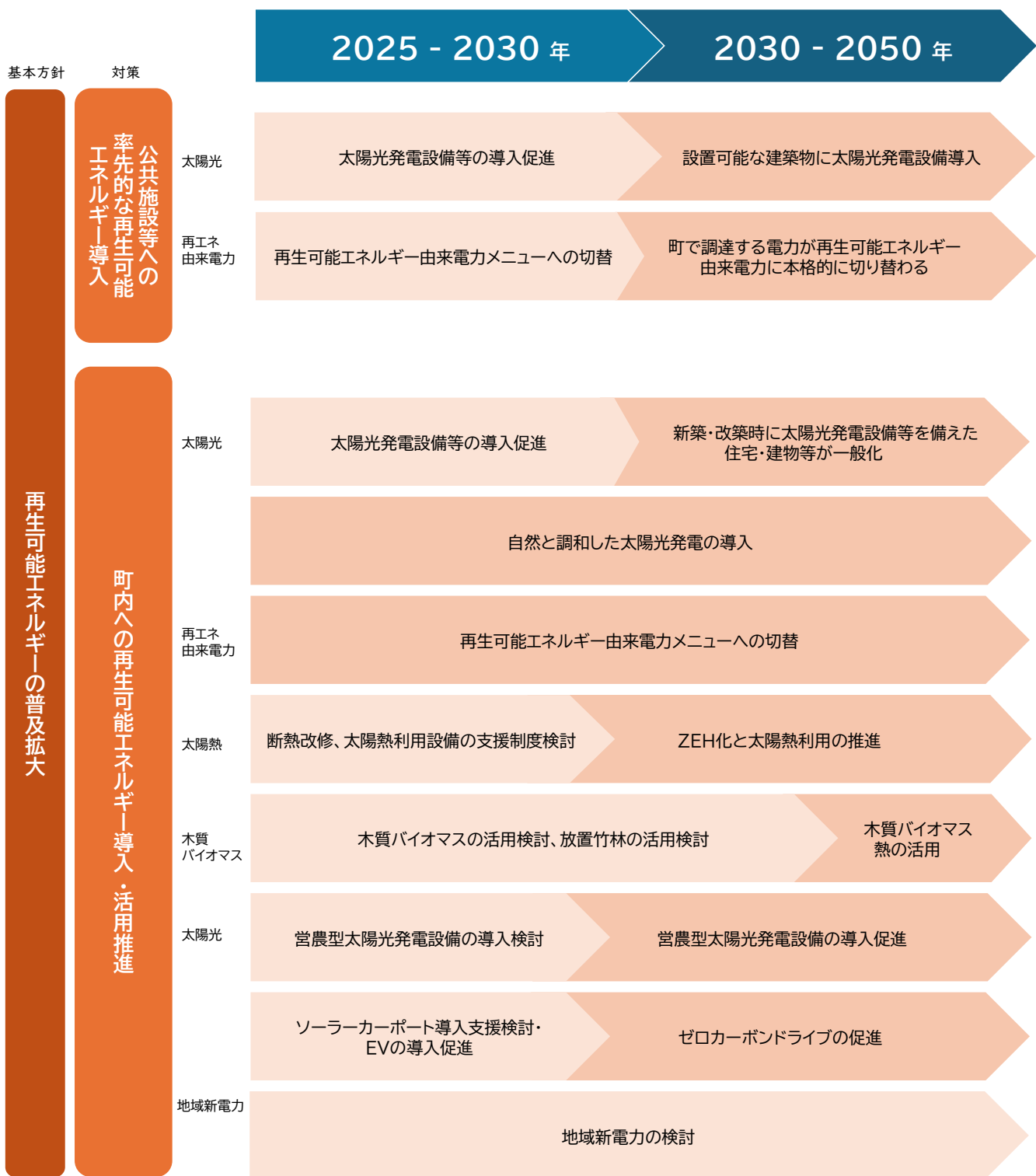

 コラム⑩  
エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料の使用量をできるだけ少なくする運転技術や心がけの事です。環境に優しいのはもちろん、燃料代の削減や事故の防止にもつながります。以下の「10のすすめ」を参考に、無理なくできる取組から始めていきましょう。

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

出典：国土交通省


# 再生可能エネルギーの普及拡大 ロードマップ



## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

## 対策1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、行政が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時の対応力の強化を推進します。

対策	主体別の取組		関連テーマ
公共施設への太陽光発電設備等の導入促進  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             削減量 104t-CO<sub>2</sub> </div>	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置可能な地方公共団体保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す</li> <li>・災害時のエネルギー供給手段確保のため、日中のみの発電となる太陽光発電を補う蓄電池の導入も推進</li> <li>・太陽光発電設備の設置を手掛ける事業者と、非常時の町内への電気供給に関する協定を締結</li> <li>・CO-LPG(カーボンオフセットLPガス)の活用によるエネルギー供給のリスク分散を目指す</li> <li>・導入する施設を分散し、非常時に幅広い地域をカバーできるよう留意</li> </ul>	 防災
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の根拠
公共施設における太陽光発電設備の導入率	公共施設の電力による排出量の削減	50%	国の政府実行計画に沿って設定



## コラム① 非常時のエネルギー

本町では、島外からの電気を送る送電線が災害等により途絶した場合、町全体が停電となる恐れがあります。このような状況に備えるため、町内でエネルギーを確保できる仕組みを整えていくことが重要です。太陽光発電設備は、晴れている時間帯であれば自立して電気をつくることができ、蓄電池を併用することで、夜間や非常時にも電気を利用することが可能となります。さらに、ガスを活用した発電設備や調理・暖房機器は、電気の供給が止まっても使用できる場合があり、基本的な生活機能を維持する手段として有効です。

非常時に町民の安全を守れるよう、まずは町が率先してエネルギー確保のための対策を進めていきます。



## コラム⑫ CO-LPG (カーボンオフセットLPガス)

CO-LPG(カーボンオフセットLPガス)とは、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにできるLPガスです。

ガスの生産から使用に至るまでに発生する温室効果ガスを、環境保全の取組による削減量と相殺させることにより、実質的な排出量がゼロとなる、環境に配慮した取組です。

本町は、全国の自治体で初めて、公共施設にCO-LPG(当時の名称はCN-LPG)を導入しました。役場庁舎や海洋センター、給食センター等、本町の複数施設で導入されています。

今後は、LPガスに限らずカーボンオフセットが可能な燃料の活用について、情報収集や検討を行っていきます。



### ボランティア型

オフセットの範囲：ライフサイクル全体(採掘～燃焼工程で発生するCO<sub>2</sub>)  
クレジットの種類：森林保全等により創出されたボランティア-クレジット




### CO-LPG(カーボンオフセットLPガス)のメリット

- LPG設備を変更することなく、LPG利用に伴い発生するCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロが実現できる
- 燃料油を使用している場合、LPG使用に転換することで、LPG化による省エネ・省コスト+カーボンオフセットLPGによるCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ化が実現可能
- <ボランティア型>導入企業社内におけるCO<sub>2</sub>排出状況の認識・削減の意識付けに加えて、社外向けの環境貢献取組み報告(IR・CSR)として活用できる

出典：アストモスエネルギー(株)ホームページ

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

## 対策1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

対策	主体別の取組		関連テーマ
再生可能エネルギー由来電力メニュー※1への切替  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">             削減量 2,023t-CO<sub>2</sub> </div>	町 (行政)	・庁舎で使用する電気の購入について、令和12(2030)年度までに60%以上を再生可能エネルギー由来の電気とすることを旨す	 建物・住宅
指標	削減効果	目標値 (2030年度)	目標値の根拠
庁舎で使用する電気のうち、再生可能エネルギー由来の電気の導入率	庁舎の電力による排出量の削減	60%	国の政府実行計画に沿って設定

## ※1 再生可能エネルギー由来電力メニュー





火力や原子力ではなく、太陽光や風力等の再生可能エネルギーによってつくられた電気を購入するメニューのこと(自家発電とは異なる)。

「再エネ電気プラン」等とも呼ばれ、今日では多くの小売電気事業者が、電気プランを選ぶ際の選択肢として提示している。

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大



## 対策2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進



温暖化と防災の両方に対する解決策として、住宅や事業所における再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）の導入に関する普及啓発、導入支援を行います。

対策	主体別の取組		関連テーマ
住宅や事業所への太陽光発電・蓄電設備の導入促進  削減量 1,849t-CO <sub>2</sub>	町民事業者	・非常時の電源になるメリットも考慮し、太陽光発電・蓄電設備の設置を検討	 建物・住宅
	建築事業者	・住宅や建物の新築の際に、太陽光発電・蓄電設備を含んだZEH・ZEB化について情報提供	 防災
	町（行政）	・住宅や事業用建物への太陽光発電・蓄電設備導入に対する支援を検討 ・補助制度や防災価値についての情報発信 ・土地への設置を行う場合は、景観や生態系への影響を十分に検討	 教育・学習   自然環境
指標	削減効果	目標値（2030年度）	目標値の根拠
住宅や事業用建物における太陽光発電設備の導入率	2.53t-CO <sub>2</sub> /戸	732戸 (新築の60%、新耐震基準を満たした既存住宅の12%)	町の2050年ゼロカーボン達成に必要な削減量から逆算

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大



## 対策2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

対策	主体別の取組		関連テーマ
再生可能エネルギー由来電力メニューへの切替 削減量 1,313t-CO <sub>2</sub>	町民事業者	・再生可能エネルギー導入による環境へのメリットや、実際に利用するまでの手続きについて情報を集める	 建物・住宅   教育・学習
	町(行政)	・環境へのメリットについて普及啓発 ・利用のための手続きについて支援・情報発信	
指標	削減効果		目標値の根拠
切り替えた世帯数	2.40t-CO <sub>2</sub> /世帯		目標値 (2030年度) 548世帯
			住民アンケートにおける「ぜひ利用したい」「条件付きで利用したい」の回答率が2050年度に達成されると想定し、逆算


対策	主体別の取組		関連テーマ
ZEH化と太陽熱利用の推進 削減量 125t-CO <sub>2</sub>	町民事業者	・住宅や建物の新築・リノベーション・リフォームの際に、ZEH・ZEB化や太陽熱設備について情報を集める	 建物・住宅   教育・学習
	町(行政)	・ZEH化に向けた断熱改修や、太陽熱利用設備の導入工事に対する支援制度の検討 ・建築事業者と連携し、ZEHの住み心地について実感できる機会を創出 ・住宅のZEH化支援により移住や定住を促進する制度の検討	
指標	削減効果		目標値の根拠
太陽熱利用設備を導入した世帯数	1.25t-CO <sub>2</sub> /世帯		目標値 (2030年度) 100世帯
			住民アンケートにおける「導入検討中」「効果が分からないから導入予定はない」の回答率が2050年度に達成されると想定し、逆算

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大


## 対策2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進


対策	主体別の取組		関連テーマ
木質バイオマス熱の活用検討	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林や畑の未利用材を活用した木質バイオマス熱について、活用可能性を検討する</li> <li>・本町の課題である放置竹林の解決につながる可能性のある技術・用途(例:農業ハウスや温浴施設での燃料利用)についても情報収集を行い、エネルギーとしての活用可能性を検討する</li> <li>※竹の用途については、堆肥化、土壌改良剤、竹炭として利活用することも検討</li> </ul>	 農業   自然環境

2030年度時点では削減量としては見込んでおらず、情報収集や活用法の検討を行います。  
2050年度においてバイオマスポテンシャルを最大限熱利用として活用した場合の削減量は510t-CO<sub>2</sub>を見込んでいます。

対策	主体別の取組		関連テーマ
営農型太陽光発電設備の導入促進	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農型太陽光発電設備の導入可能性を検討する</li> <li>・町内の農業従事者に営農型太陽光発電設備について情報発信するとともに、現場の疑問や懸念点を把握する</li> </ul>	 農業

2030年度時点では削減量としては見込んでおらず、普及啓発を行います。  
土地に設置する太陽光発電設備による削減量(2050年:4,857t-CO<sub>2</sub>)として換算する予定であり、現実的に可能な導入量を今後調査していく想定です。生産者の意向を最優先し、そのうえで、作物との相性も考慮しながら導入を検討します。

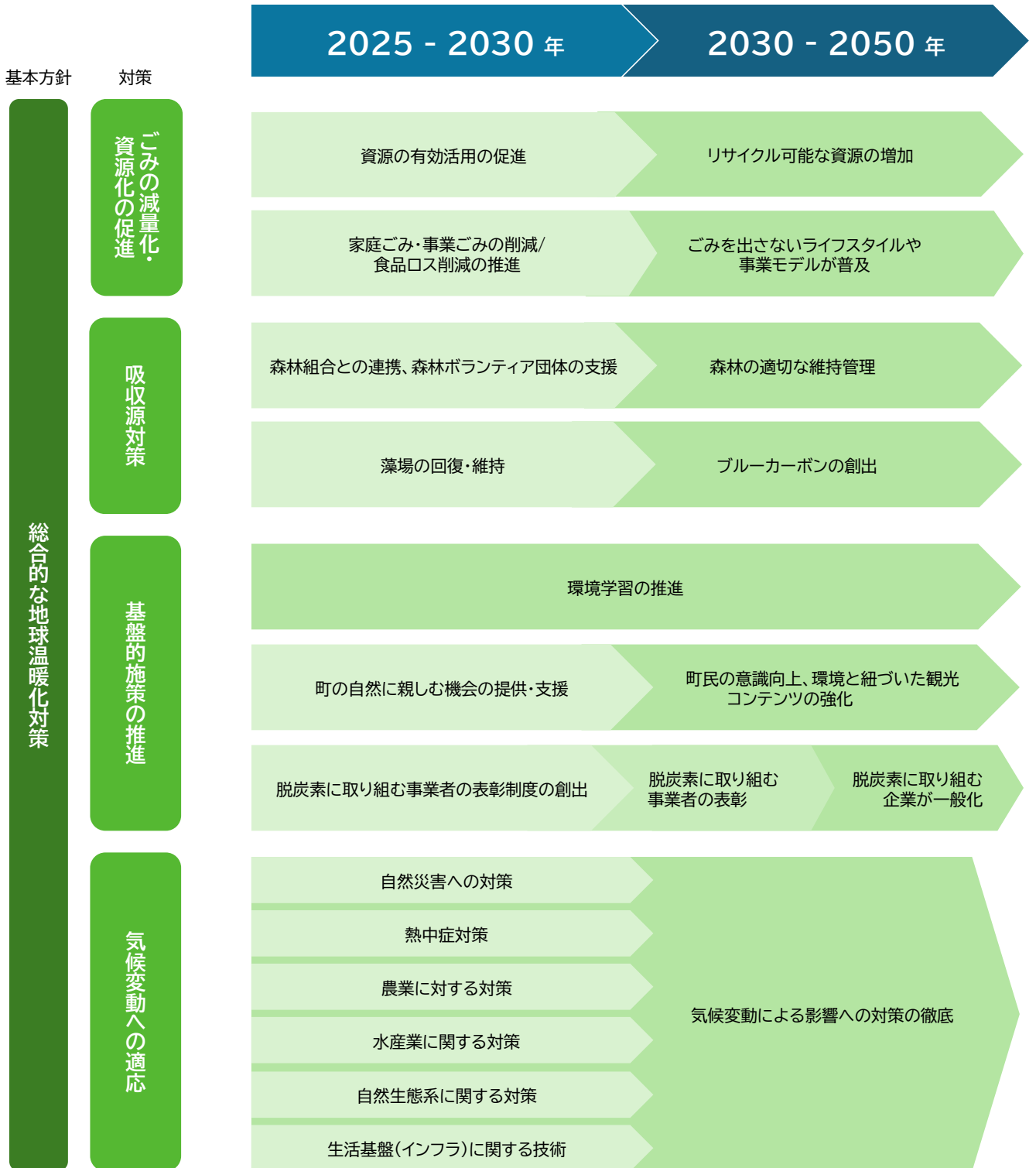
対策	主体別の取組		関連テーマ
ゼロカーボンドライブの促進	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーラーカーポートの導入に対する支援を検討</li> <li>・補助制度についての情報発信</li> <li>・EVの導入促進、再生可能エネルギー由来電力への切替(再掲)</li> </ul>	 車

対策	主体別の取組		関連テーマ
地域新電力※1の検討	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に適した地域新電力の在り方を検討</li> <li>・先行事例について、引き続き情報収集を行う</li> </ul>	 建物・住宅

## ※1 地域新電力

地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者を指す。地域外へのエネルギー料金流出の抑制、雇用創出、ローカルシンクタンク(自治体の相談相手)の役割を担うといった、地域への価値創出が期待される。


# 総合的な地球温暖化対策 ロードマップ




## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策1 ごみの減量化・資源化の促進

ごみの減量化を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物発生抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

対策	主体別の取組		関連テーマ
家庭ごみ・事業 ごみ削減の促進  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">削減量 217t-CO<sub>2</sub></div>	町民	・ごみとなるものをできる限り買わない	 教育・学習
	事業者	・ごみと資源の分別を正しく行い、適正排出を行う	
	町 (行政)	・家庭や事業所で実践できるごみ削減の取組の普及啓発 ・エコバッグやマイボトル等の利用を促進 ・生ごみを減量・堆肥化するコンポスト※1を普及促進 ・ごみの回収窓口の情報発信	
指標		目標値 (2030年度)	目標値の根拠
周防大島町清掃センターで焼却する可燃ごみの量		2,837t	周防大島町一般廃棄物処理基本計画の、2030年度の目標値に沿って設定

対策	主体別の取組		関連テーマ
食品ロス削減の 推進  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">削減量 38t-CO<sub>2</sub></div>	町民 事業者	・食品の購入量や保存に気を配り、廃棄を減らす ・フードドライブ※2を活用する ・すぐに食べる商品は、商品棚の手前から取る「てまえどり」を心がける。売り手側は、賞味期限が近いものの配置や割引といった工夫で、廃棄を減らす	 教育・学習
	町 (行政)	・フードドライブについて広報・周知し活用を促進 ・商品の「てまえどり」を促進	
指標		目標値 (2030年度)	目標値の根拠
周防大島町清掃センターの「年間処理量」のうち「ちゅう芥類」の量		83t	周防大島町一般廃棄物処理基本計画の「食べ残し・手付かず食品を20g/人・日削減する」という目標に沿って設定

## ※1 コンポスト

生ごみなどの有機物を微生物の働きによって発酵・分解し、量を減らしたり堆肥にしたりできる容器のこと。市販の材料で誰でも作ることができる。


## ※2 フードドライブ

食べきれずに廃棄してしまう食材を、必要としている別の人に寄付できる仕組み。缶詰やレトルト食品、菓子などの常温で保存できる食材が、寄付にあたっては適している。

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策1 ごみの減量化・資源化の促進

ごみの減量化を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物発生抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

対策	主体別の取組		関連テーマ
資源の有効活用促進	町民	・ごみとして出す前に再利用や回収の窓口がないかを確認する	 教育・学習
	事業者	・資源物や使用済み製品の回収、再利用に取り組む	
	町(行政)	・3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)の推進 ・使用済み商品や空容器等の店頭回収の推進 ・環境センターに収集される廃棄物をリサイクルして再利用する仕組みづくりの検討 ・古紙が回収可能な地域拠点の整備を検討	



## コラム⑬ 海洋ごみの問題

海洋ごみのおよそ8割は、陸地に捨てられて流れ出たものだとされています。マイクロプラスチックとして海の生き物の体内に吸収されてしまったり、海岸の景観を悪化させたりするなど、海洋ごみは本町にとって非常に身近な課題であると言えます。また、本計画を策定するにあたり町内の中学生に向けて実施したアンケート調査では、町の環境で気になる点として課題としてごみを挙げる回答が多く見られました。



本町は令和4(2022)年に「海ごみゼロ宣言」を表明しているほか、定期的な海岸の清掃活動、打ち上げられた海洋ごみの再生利用の検討を行っています。ごみの適切な分別・処理の普及啓発や美化活動を継続し、町の美しい海を未来につないでいくことが重要です。


## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策2 吸収源対策

周囲を海に囲まれている本町において、海洋が吸収する二酸化炭素である「ブルーカーボン」を、将来的な吸収源として検討します。

また、森林の適切な維持管理を行うことで、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

対策	主体別の取組		関連テーマ
ブルーカーボンの創出	漁業事業者	・藻場再生活動に協力し、付加価値の高い海藻を生産・販売する	 水産業   自然環境
	町（行政）	・藻場の回復・維持を推進 ・ブルーカーボンとしての認証を検討	
削減量 （簡易推計による参考値） 83t-CO <sub>2</sub>			

対策	主体別の取組		関連テーマ
森林の適切な維持管理	建築事業者	・工務店は、建築物に山口県産の木材を活用するように努める	 自然環境
	町（行政）	・適度な間伐等により森林を整備できる体制を検討	
削減量 213t-CO <sub>2</sub>			

## 事例紹介 ブルーカーボン

ふるさとを幸せにする力 ～海を守るのは子どもたちのアイデア～

森林が二酸化炭素を吸収することはよく知られていますが、実は海も二酸化炭素を吸収していることをご存知でしょうか。

海洋が吸収する二酸化炭素のことを「ブルーカーボン」と呼びます。海の生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その二酸化炭素が海底や深海に蓄積されることで、二酸化炭素の減少につながります。近年、吸収源対策の新しい選択肢として、世界的に注目が集まるようになりました。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場や干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。

また、ブルーカーボン生態系には、二酸化炭素の吸収以外にも様々な価値があります。たとえば、海水の栄養分の増加や、生態系に関する教育の場の提供など、地域の海や人に多くの恩恵をもたらします。

近年、本町の海域において、海藻や藻場といった生き物の基盤となる環境が失われつつあります。「海がきれいになったのに魚がいない」という現場での気付きから、本町では、東和小学校とJFEスチール株式会社で連携してのプロジェクトを開始しています。プロジェクトでは、牡蠣の殻やヒノキの枝を利用した「手作り漁礁」や、JFEスチール株式会社の開発した製品を用いて、藻場が再生するよう取り組むとともに、ブルーカーボンの創出も目指しています。

子どもたちは「多様な生き物が住める豊かな海を未来につないでいきたい」という目的意識をもち、この活動に取り組んでいます。観察を通じて海の変化をとらえ、海と人との関係を改めて問い直すことがこのプロジェクトの重点です。これは、海に囲まれている本町だからこそ、町の人と未来を創っていく取組と言えます。

なお、手作り漁礁や藻場の再生等を含む東和小学校の取組は、文部科学省の「令和7年度 第18回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」として表彰されており、外部からも高い評価を受けています。



ブルーカーボンの仕組み



藻場が再生されたことで戻ってきたタコ

出典：周防大島町



## 事例紹介 ブルーカーボン

ふるさとを幸せにする力 ～海を守るのは子どもたちのアイデア～

### 【東和小学校のプロジェクトの特色】

#### ■産官学民が手を取り合い、海を守る

本プロジェクト最大の特徴は学校や地域住民、役場の関係部署、漁業協同組合、企業等がチームとなり、子どもたちのアイデアを科学的知見や専門的技術で支え、実行する「共創」の仕組みにあります。

藻場の再生にあたっては、「JFEスチール株式会社」が開発した鉄鋼スラグ製品や、漁協の協力を得て地元のヒノキの枝や牡蠣殻を組み合わせた「手作り魚礁」を制作・設置しました。

さらに、豊かな海を育むためには豊かな森が必要であることを学び、アベマキを苗から育て、植樹する活動にも取り組んでいます。

結果が出るまでに時間のかかる取組もありますが、小学校からスタートした活動が中学生以降でも継続できるよう、今後、地域部活動の活動内容に位置付けていきます。

#### ■人材育成につながる教育

環境保護活動を持続的に進めていくためには、「環境を守る具体的な活動」と「それを担う人材の育成」の両輪が必要不可欠です。本プロジェクトの真の目的は、環境保護そのものに留まらず、地域の課題を自分事として捉え、自ら考え、行動し、解決を図ることのできる人材を育成することです。

子どもたちは教室を飛び出し、プロフェッショナルな人々と向き合います。自分の思いを言葉にして、大人の知恵や技術を借りながら社会実装へとつなげていく実体験が自己肯定感を高め、地域への深い愛着と誇りを育みます。

#### ■ふるさとの幸せをつくりだす

本プロジェクトを通じて、子どもたちは、感じ、考え、実行し、その結果を確かめています。自然環境にかかわる様々な課題が重なり合う中で海を守っていく。これは「正解のある学び」ではなく、「自ら問いを立て、求める成果の創出に向けて何をするかを判断・決定していく学び」です。この学びの経験が、未来の周防大島をつくりだす力になっていくと考えます。

やがて子どもたちは、地域の担い手として、あるいは外で得た知見を持ち帰る存在として、再び周防大島とつながっていきます。「ふるさとを幸せにすることが、自分たちの幸せにつながる。」その価値観が息づく地域社会をつくっていくこと。それこそが、この取組のゴール地点であると考えます。





出典：周防大島町






鉄鋼スラグ製品を入れたことで藻場の再生が進む様子

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策3 基盤的対策の推進






学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図ります。地域の団体や事業者と連携し、環境に関する取組を活性化していきます。

対策	主体別の取組		関連テーマ
環境学習の推進	町民	・環境に関する事業を企画・実施	 自然環境   教育・学習
	町 (行政)	・豊かな自然資源やそれに関わる町民と接する環境教育を推進 (環境イベントの開催、外部講師による出前授業等) ・環境に関する企画を行う地域団体への支援 ・環境教育の内容や成果について町内外に情報発信	

対策	主体別の取組		関連テーマ
町の自然に親しむ機会の提供・支援	町民 事業者	・町の自然に関するイベントやアクティビティを体験する、もしくはそのような場を創出する	 農業   水産業   観光   自然環境   教育・学習
	町 (行政)	・海や森林、地元の食材に親しむイベントや講座の支援・開催 ・観光事業者との連携体制を検討・構築し、エコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズムを推進 ・上記のような環境と紐づいたツアーのガイド役ができる人材を募集・育成し、町民の郷土愛向上と町外の人への魅力発信を目指す	

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策3 基盤的対策の推進

対策	主体別の取組		関連テーマ
脱炭素に取り組む事業者の表彰	町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮という観点で、身の周りの商品やサービスを観察してみる</li> </ul>	 農業  水産業  観光  自然環境  教育・学習
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に対する取組を自社のブランディングの材料として検討する</li> </ul>	
	町 (行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会や観光協会等の地元団体と連携し、CO<sub>2</sub>排出削減に資する取組を実施する事業者の表彰制度を検討</li> <li>・受賞者とその取組について町のホームページや広報誌、公式SNS等で発信</li> </ul>	

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策4 気候変動への適応

国の気候変動影響評価報告書では、科学的な知見に基づき、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野に整理し、「重大性」「緊急性」「確信度」の3つの観点から気候変動が与える影響について評価をしています。

## 国の気候変動による影響評価

重大性	影響の程度、可能性、不可逆性、影響のタイミング、持続的な脆弱性または曝露、適応あるいは緩和を通じたリスク低減の可能性の6つの要素を切り口に「社会」「経済」「環境」の3つの観点から評価。特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」で表記。
緊急性	影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期に着目。高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。
確信度	「証拠の種類、量、質、整合性」、「見解の一致度」の2つの観点で評価。高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。

第2章における気象状況の調査結果や国・県の情報を基に、周防大島町における気候変動の影響が出ると考えられる分野・項目について、以下の影響評価を用いて評価しました。本計画においては、**町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。**

## 周防大島町の気候変動による影響評価

A (影響高)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度が●かつ、県の評価において既に現れているまたは将来予測される影響。
B (影響中)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるものの、県の評価で影響が確認されているもの。
C (影響低)	県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが周防大島町に当該地域特性がないもの。

## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策4 気候変動への適応

## 周防大島町気候変動影響評価（町への影響度「A」のみ抜粋）

分野・項目			国の評価			県の評価	周防大島町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在/将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稲	●	●	●	○	A
		果樹	●	●	●	○	A
		病虫害・雑草等	●	●	●	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	A
自然生態系	その他	分布・個体群の変動	●	●	●	○	A
	生態系サービス	サンゴ礁によるEco-DRR 機能等	●	●	●	○	A
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○	A
	沿岸	海面水位の上昇※	●	▲	●	○	A
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
健康	暑熱	熱中症	●	●	●	○	A
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○	A
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A


※「海面水位の上昇」については、国の評価における緊急性が▲となっていますが、海に囲まれた本町の地域特性を考慮し、本町への影響度はA評価としています。



## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策

## 対策4 気候変動への適応①

本対策は温室効果ガス排出量の削減ではなく、**地球温暖化により生じている気候変動に対する適応**を目的としたものです。

豪雨や土砂災害といった自然災害、熱中症による健康への悪影響において対策を実施します。


対策	主体別の取組		関連テーマ
自然災害への対策	町民事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの確認や非常時の行動、防災用グッズの備蓄といった災害に対する備えを行う</li> </ul>	 防災
	町(行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所への太陽光発電設備と蓄電池の設置を検討</li> <li>・災害時に備えた備蓄場所の確保と備蓄物資の品目の充実</li> <li>・ハザードマップについて、WEBや紙媒体にて情報発信</li> <li>・防災についての普及啓発や、自主防災組織や消防団等、地域団体の共助力の強化を促進</li> </ul>	


対策	主体別の取組		関連テーマ
熱中症対策	町民事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内では適切にエアコンの運転を行う、カーテンを閉めるなど温度を上げない工夫をする</li> <li>・屋内外でこまめな水分補給を心がけるとともに、気温や暑さ指数を適宜確認し、連続した長時間の作業・運動とならないよう注意する</li> </ul>	 建物・住宅   健康
	町(行政)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌や回覧板、防災行政無線、SNS等の様々な媒体で、予防について普及啓発及び注意喚起</li> <li>・庁舎内・関係機関との連携体制の整備</li> <li>・地域団体と協力した普及啓発活動の展開</li> <li>・空調機器の導入やエアコンの省エネ製品への更新について普及啓発</li> <li>・クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の開放</li> </ul>	


## 基本方針3 総合的な地球温暖化対策


## 対策4 気候変動への適応②

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に適応していくために、農業、水産業、生物多様性、生活基盤（インフラ）の各分野において対策を実施するとともに、引き続き気候変動が本町にもたらす影響についてモニタリングを行います。

対策	主体別の取組		関連テーマ
農業に関する対策	町民	・地域の農産物を積極的に購入する	 農業
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境変化に応じた栽培品種の導入検討や、栽培計画の見直し</li> <li>・規格外の農産物について、活用方法を検討し食品ロスに努める</li> <li>・農産物を地域内で販売・購入できる販路の拡大に努める</li> </ul>	
	町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質や収量の低下、栽培品種の適地の変化について情報収集</li> <li>・農産物の変化に対応した製品や調理メニュー等開発、地産地消に向けた販路拡大の支援や広報</li> </ul>	

対策	主体別の取組		関連テーマ
水産業に関する対策	町民	・地域の水産物を積極的に購入する	 水産業
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁獲量の減少や対象魚種・生息域の変化について情報収集</li> <li>・未利用の漁獲物について、活用方法を検討し食品ロスに努める</li> <li>・新魚種の活用や養殖の検討</li> <li>・水産物を地域内で販売・購入できる販路の拡大に努める</li> </ul>	
	町（行政）	・水産物の変化に対応した製品や調理メニュー等開発、地産地消に向けた販路拡大の支援や広報	

対策	主体別の取組		関連テーマ
自然生態系に関する対策	町民	・生物多様性に関するイベントや学習の機会に積極的に参加する	 自然環境
	町（行政）	・ニホンアワサンゴやアマモといった本町ならではの自然環境の周知・保全	

対策	主体別の取組		関連テーマ
生活基盤（インフラ）に関する対策	町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な町道の整備促進、地域の道路の整備支援</li> <li>・ケーブルテレビ網及び防災行政無線施設の保全・充実</li> </ul>	 防災



## コラム⑭ ニホンアワサンゴ

ニホンアワサンゴは温帯性のサンゴの一種であり、本町を代表する生物の一つです。本町には世界最大級のニホンアワサンゴの群生地が存在し、白木半島の「周防大島町地家室園地拠点施設」「環境省地家室園地休憩所」で見学や学習もできます。

以前は浅瀬で見られたニホンアワサンゴですが、約20年の定点観測により、海水温の上昇や土砂の流入により死滅、あるいは生存をかけてより深い場所（水深20m付近）や岩陰へ移動している可能性が示唆されています。継続的なモニタリングによってニホンアワサンゴの現況を把握しつつ、状況に応じて保全のための取組を推進していくことが重要です。



提供：藤本正明

ニホンアワサンゴ



## コラム⑮ 気候変動の情報を知るために

「山口県気候変動適応センター」では、気候変動に関する基本的な情報や、関連イベント、気候変動への適応事例等が紹介されています。

また、「やまぐち気候変動適応プラットフォーム」では、県民が気付いた身の周りの気候変動の影響をシェアできるページも公開されています。身近な変化に気付くきっかけとして、あるいは自分の気づきを他の人にも共有する手段として、ぜひ一度利用してみてください。



<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/246/122114.html>

山口県気候変動適応センター



<https://yplat-ylccac.hub.arcgis.com/apps/172cb16a3ff64508b03c8ad4d18f6c9a/explore>

やまぐち気候変動適応プラットフォーム  
「これって気候変動？みんなで調査！」

できることから始めよう！できたらチェック☑！

まずは減らす！

- 身近な省エネルギーの取組を、無理のない範囲で行う
- 電化製品を購入するときは、省エネ型のものを選択する
- 公共交通機関をまずは一度利用してみる
- マイカーを購入する際は、次世代自動車を選択する
- 住宅の新築・改築時は、省エネ性能の高い建築を選択する

等

エネルギーを創る！再エネに変える！

- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム・蓄電システム等の再エネ設備を導入する
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える
- マイカーを購入する際は、次世代自動車を選択する（再掲）

等

その他にもできることはたくさん！

- エアコンの適切な使用や、暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入・注文する
- 不用となった製品は、資源回収・フードドライブ・地元コミュニティ内での譲渡等により再使用・再利用する

等

周防大島町ゼロカーボンシティ！

	アクション内容	CO <sub>2</sub> 排出削減効果
省エネ	<input type="checkbox"/> テレビをつける時間を短縮する	0.02 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> シャワーに使用する水をこまめに止める	0.10 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> 便座の設定温度を低くして使用する	0.10 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> エアコンを使用する時間を短縮する	0.40 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> 宅配便を1回目の配送で受け取る	0.20 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車で移動する	1.20 kg-CO <sub>2</sub> /km
	<input type="checkbox"/> 洗濯物を自然乾燥する	1.10 kg-CO <sub>2</sub> /回
	再エネ	<input type="checkbox"/> 自宅に太陽光設備設置・調理器をIHにする
<input type="checkbox"/> 自宅の電力を再エネにする		1,230 kg-CO <sub>2</sub> /年
<input type="checkbox"/> 自宅に太陽熱温水器を導入する		120 kg-CO <sub>2</sub> /年
<input type="checkbox"/> マイカーを電気自動車にする（再エネ充電）		470 kg-CO <sub>2</sub> /年
総合		<input type="checkbox"/> 紙本ではなく電子書籍を購入して読む
	<input type="checkbox"/> 詰め替え洗剤を購入して使用する	0.30 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> 使用済み食品トレイを資源ごみとしてリサイクルに出す	0.01 kg-CO <sub>2</sub> /個
	<input type="checkbox"/> レジ袋をもらわずマイバッグを使用する	0.02 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> ペットボトルをリサイクルに出す	0.10 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> 賞味期限が近い食材を購入して食べる	0.01 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> 食べ残しをしない	0.01 kg-CO <sub>2</sub> /日

出典：環境省デコ活データベース及び国立環境研究所カーボンフットプリントと削減効果データブック

できることから始めよう！できたらチェック☑！

まずは減らす！

- クールビズ・アロハビズ・ウォームビズを推進し、適切な冷暖房の設定を行う
- 省エネ診断を受診し、結果に基づいた改善活動を実施する
- 支援制度を活用するなどし、積極的に省エネ機器導入を図る
- 会議のオンライン化などWEBを活用し、出張などを控える

等

エネルギーを創る！再エネに変える！

- 太陽光発電システム・太陽熱利用システム・業務用燃料電池・蓄電システム等の再エネ設備を導入する
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える
- 事業用自動車を購入する際は、次世代自動車を選択する

等

その他にもできることはたくさん！

- 取引文書や資料について、両面印刷やデジタル化により用紙類の削減を行う
- 生産・流通・販売時のプラスチックの使用抑制や、過剰包装の抑制を行う
- 夏期の屋外作業の際は時間制限や耐暑機器を取り入れるなど、従業員の熱中症対策を行う

等

周防大島町ゼロカーボンシティ！

	アクション内容	CO <sub>2</sub> 排出削減効果
省エネ	<input type="checkbox"/> オフィスで複合機のスリープモードを設定して使用する	0.40 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> オフィスで照明を使う時間を短縮する	0.10 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> 通勤で公共交通機関や自転車を活用する	2.9 kg-CO <sub>2</sub> /日 ※バス利用の場合
	<input type="checkbox"/> オフィスでアロハビズ(クールビズ)を実施する	0.30 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> エコドライブを実施する	0.30 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> パソコンを省エネモードで使用する	0.08 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> 労働時間内で業務を完了し退社する	0.10 kg-CO <sub>2</sub> /日
再エネ	<input type="checkbox"/> 省エネ診断を受診する	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <b>事業規模による</b>                      省エネ診断や再エネ提案を活用して削減効果をチェックしてみよう！                 </div>
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電、太陽熱利用設備を導入する	
	<input type="checkbox"/> 電気契約を再エネ由来電力メニューにする	
	<input type="checkbox"/> バイオマス由来の燃料を使用する	
総合	<input type="checkbox"/> 紙を両面印刷する	0.01 kg-CO <sub>2</sub> /部
	<input type="checkbox"/> 4ページを1枚にまとめて印刷する	0.03 kg-CO <sub>2</sub> /部
	<input type="checkbox"/> 電子契約を実施する	0.04 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> リサイクルするためにごみを分別する	0.50 kg-CO <sub>2</sub> /日
	<input type="checkbox"/> 再利用可能な水筒(マイボトル)を利用する	0.10 kg-CO <sub>2</sub> /回
	<input type="checkbox"/> 出張時は宿泊者情報をインターネット上で登録できる(紙帳簿を利用しない)宿泊施設を利用する	0.20 kg-CO <sub>2</sub> /泊

出典：環境省デコ活データベース及び国立環境研究所カーボンフットプリントと削減効果データブック(再エネ部分のみ一部編集)



## 第7章

# 地域課題解決に向けた 「分野横断プロジェクト」

## 7-1 「分野横断プロジェクト」の考え方

前章にて、本町における地球温暖化対策を、3つの基本方針（省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの普及啓発、総合的な地球温暖化対策）に分類して整理しました。

しかし、先述した対策や取組の中には、地球温暖化以外の環境課題に関連するものや、環境課題の枠を超えて本町の地域特性や課題と密接に関わっているものも少なくありません。

そこで本章では、前章にて整理した対策の中から複数の地域課題解決に資する、分野横断的な要素が強いものについて抽出し、本町の地域特性や目指したい姿と紐づけた「分野横断プロジェクト」として定めます。また、分野横断プロジェクトの推進に当たっては、町民や町の関係者にとって確かなメリットを生み出し、かつ持続可能な取組であるために、以下の「3つの柱」の要素に基づいて実施します。

### プロジェクトの「3つの柱」



#### ①安心・エネルギーの柱

海・山と共生し、災害などの非常時においてもしなやかに対応・回復できる状態を作っておくための施策



#### ②経済・環境の柱

地域内の資源に付加価値を与えて経済的メリットを生み出すとともに、資源循環型のまちづくりを推進するための施策



#### ③交流・定住の柱

町民同士の豊かなつながり、そして観光地ならではの人の行き来を活かし、町に関わる人同士の交流をさらに深めていくための施策

## 7-2 目指す未来像と「3つの柱」

本町の良さや魅力と、本町特有の地域特性を踏まえ、分野横断プロジェクトによって目指す未来像を以下のように定めます。

### 目指す未来像

“人と自然が響きあう 心豊かな島”  
 ～みんなで作る ゼロカーボンの島 Suo-Oshima～

また、前章にて掲げた施策の一部を、「3つの柱」として再整理します。





## ①安心・エネルギーの柱

海・山と共生し、災害などの非常時においてもしなやかに対応・回復できる状態を作っておくための施策

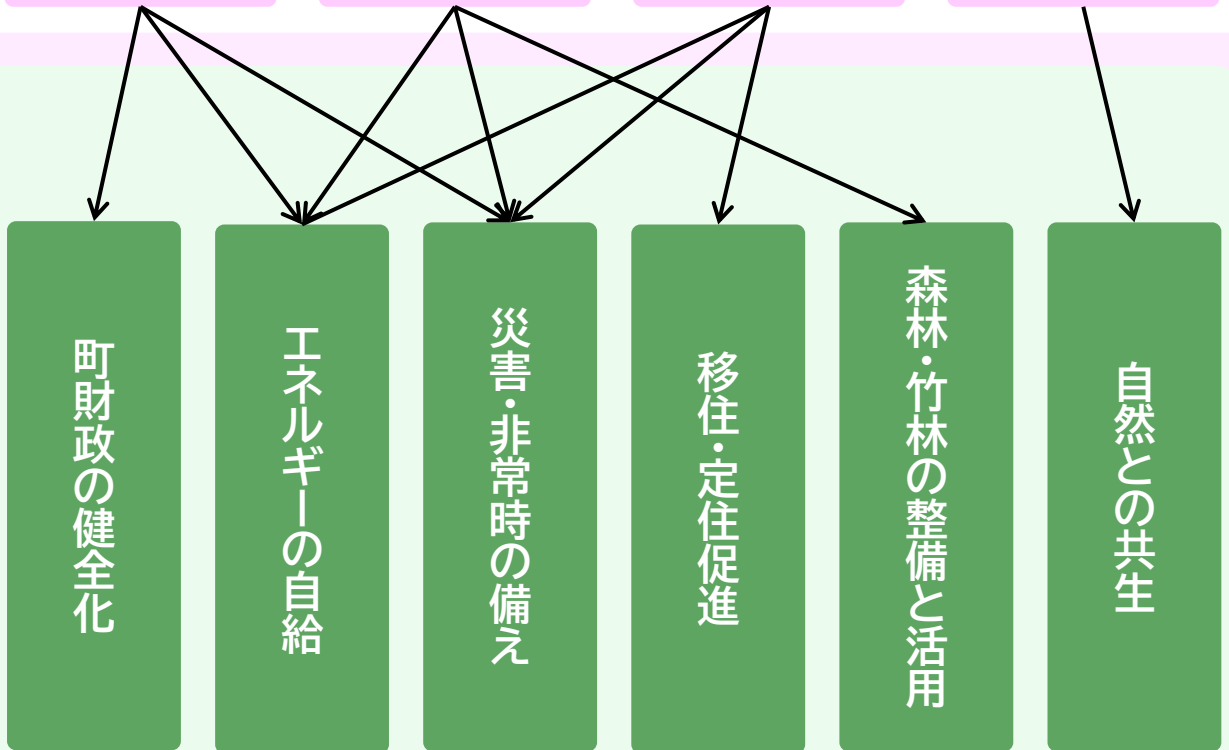
### 地球温暖化対策

公共施設への  
太陽光発電設備等の  
導入促進

熱利用に特化した  
小規模バイオマス事業

住宅の新築・リノベ・  
リフォーム時のZEH  
化と太陽熱利用の  
推進

自然と調和した  
太陽光発電設備の  
導入



### 関連する取組・地域課題

#### プロジェクトによる恩恵

- 町民：災害時に太陽光・蓄電池に加えガスによる供給で「安心」が向上  
太熱光発電導入支援と補助金活用で、光熱費の安い快適な暮らしを実現
- 事業者：竹林整備の課題解決に加え、熱を農業ハウスや温浴施設で利用し、エネルギーコストを大幅削減
- 町民・事業者：島の景観と自然が守られる「安心」の確保
- 町(行政)：エネルギー供給のリスク分散を達成



## ②経済・環境の柱

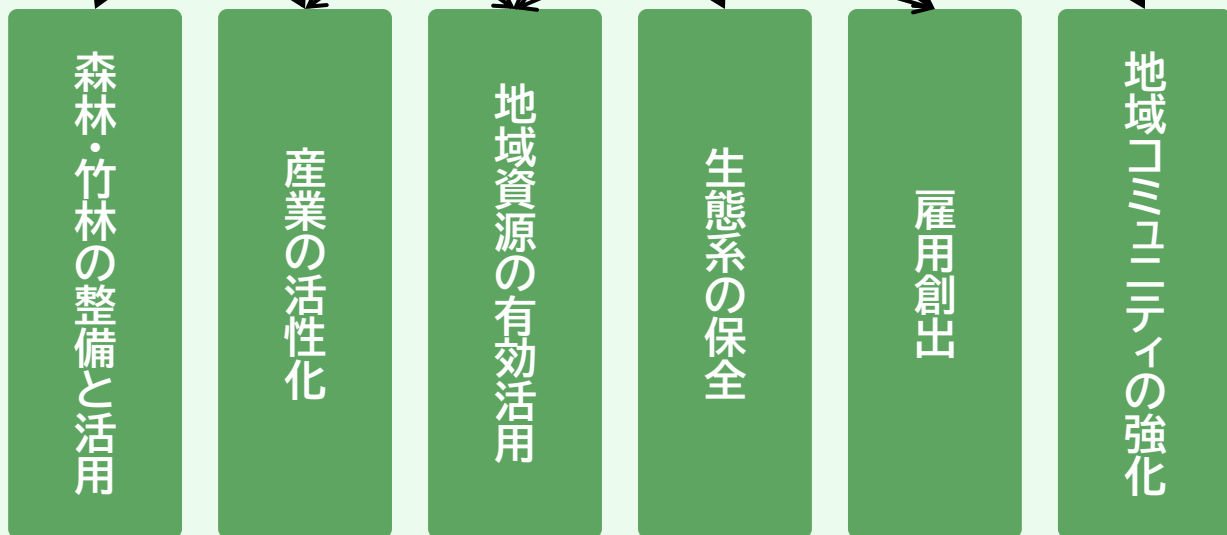
地域内の資源に付加価値を与えて経済的メリットを生み出すとともに、資源循環型のまちづくりを推進するための施策

### 地球温暖化対策

地域循環型農業ブランド化  
と複合堆肥の活用

ブルーカーボン推進  
と  
付加価値漁業の連携

地域拠点回収型の  
古紙リサイクルと  
リユース・マッチング



関連する取組・地域課題

#### プロジェクトによる恩恵

- 町民:ブルーカーボンや藻場の再生に関連した環境・地域学習の機会
- 漁業従事者:藻場再生に貢献しつつ、付加価値の高い海藻を生産・販売
- 町(行政):放置竹林という地域課題を資源として活用、3Rの徹底、新しいブランド発信
- 農業従事者:竹活用の堆肥を用いた、高付加価値農作物の販売(所得向上)



### ③交流・定住の柱

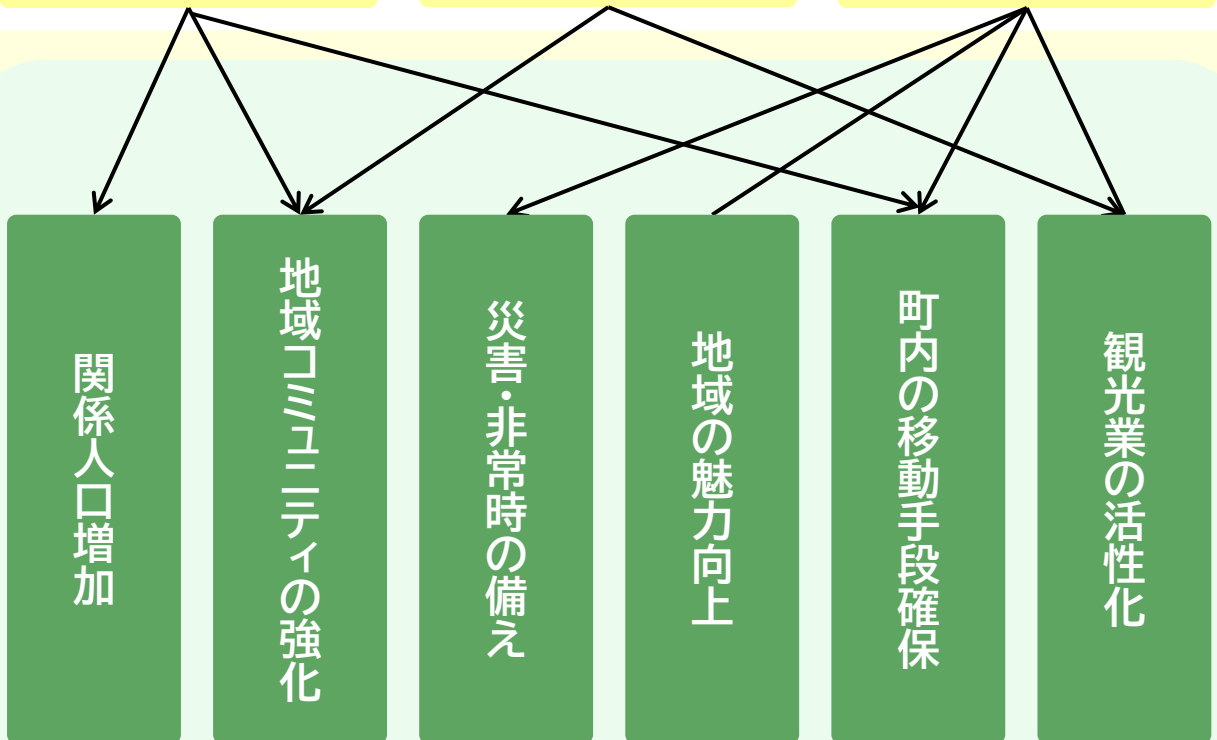
町民同士の豊かなつながり、そして観光地ならではの人の行き来を活かし、町に関わる人同士の交流をさらに深めていくための施策

#### 地球温暖化対策

島のガイド育成プログラムの強化

環境配慮施設の認証制度と交流拠点化の促進

既設EV充電器を活用した周遊観光・災害時利用促進



関連する取組・地域課題

#### プロジェクトによる恩恵

- 町民：郷土愛
- 町民・移住者：認証施設が交流の場となり、コミュニティへの定着を支援
- 移住者・観光客：島の「温かい人々」に触れ、定住への不安を解消安心してEVで島内を周遊できる利便性の向上
- 観光・サービス事業者：環境配慮施設としての認証による集客力向上と販路確保



## 第8章

# 町の事務事業における 対策

## 8-1 計画の基本的事項

### ■ はじめに

本章では、本町の公共施設や、町が行う事務事業から排出される温室効果ガスを対象にした「周防大島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「事務事業編」といいます）」の内容を記載しています。

事務事業編は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」といいます）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画です。

本町においては、平成22（2010）年度に第1次計画を策定し、町が行う事務事業に関する温室効果ガス排出量削減の取組を開始しました。その後、平成27（2015）年度、令和2（2020）年度に計画の改定を行っています。そして今回、前計画の目標年度である令和7（2025）年度を迎えたことから、計画の改定を行いました。

なお、今回の計画改定においては、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき内容を再構成し、改定第1次計画として整理します。

本町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、温暖化対策の推進を図ります。

町全体で温室効果ガス排出量の削減をより推進していくために、まずは職員一人一人が温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組み、環境への負荷を軽減することで、町民や事業者に対する先導的な役割を果たしていきます。

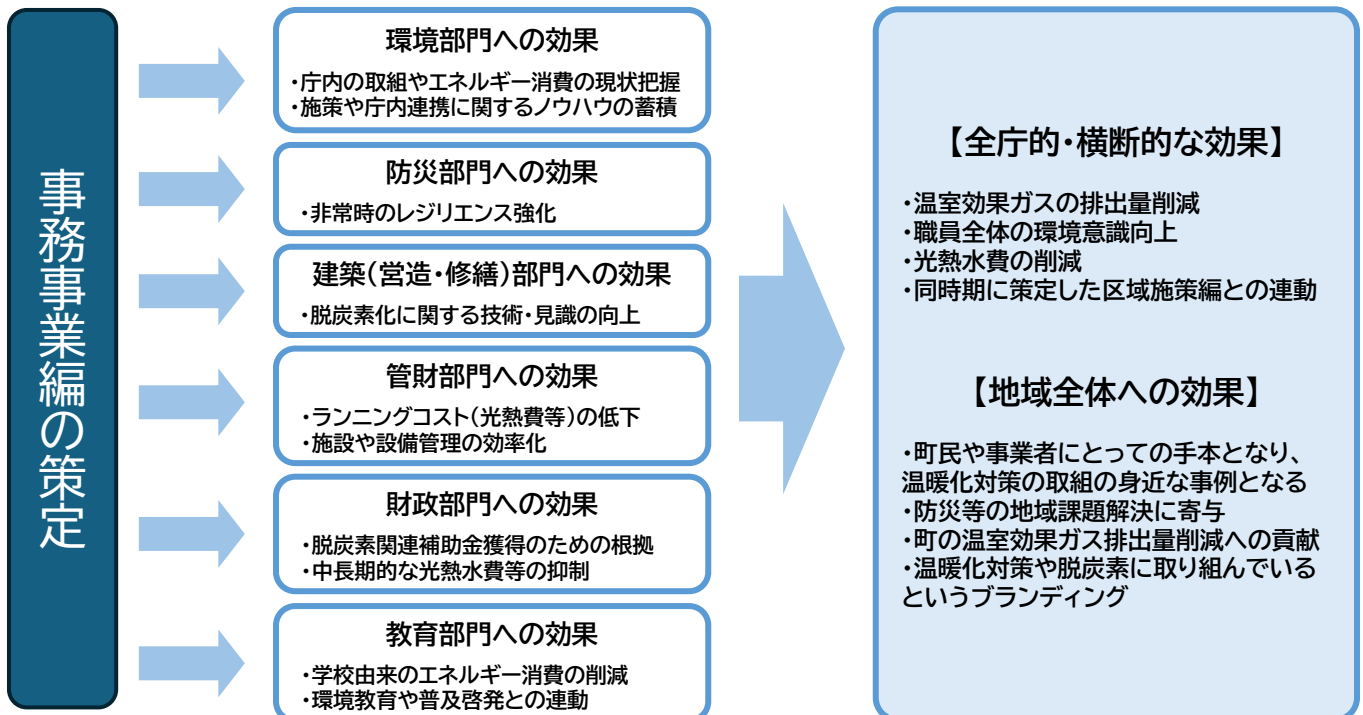


図8-1 事務事業編の策定による庁内への効果

## ■ 計画の対象

本計画の対象は、本町の組織及び施設における全ての事務事業とします。また、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。温対法に定められているその他の温室効果ガスについては、把握が困難であることから対象外とします。

なお、排出量についての算定対象は、本町が排出量を自ら管理できる(エネルギー管理権限を有する)範囲とします。外部委託等により個別のエネルギー使用量の把握が困難な施設や事業は対象から除外しますが、温室効果ガスの排出抑制について、可能な限り本計画の趣旨に沿った取組実施を要請するものとします。対象となる部局や施設は以下のとおりです。

表8-1 対象となる部局・課・施設

町長部局						
議会事務局	議事課		産業建設環境部	商工観光課	施設整備課	
会計管理者	会計課			農林水産課	生活衛生課	
総務部	総務課	財務課	総合支所(出張所を含む)	地域交通課		
	税務課	政策企画課		大島総合支所	久賀総合支所	
	空家定住対策課			東和総合支所	橘総合支所	
健康福祉部	福祉課	健康増進課	下水道部	下水道課		
	介護保険課					
教育委員会						
教育委員会	総務課		学校教育課	社会教育課		
病院事業局						
病院事業局	周防大島町病院事業局総務部	周防大島町立東和病院	周防大島町立橘医院	周防大島町立大島病院	周防大島町立介護医療院やすらぎ苑	大島看護専門学校

## ■ 計画の期間及び対象とする温室効果ガス

本計画の期間は、令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間とします。

また、対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみとします。温対法に定められているその他の温室効果ガスについては、把握が困難であることから対象外とします。

期間

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

対象とする温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

## ■ 現状の取組

令和7(2025)年度までの、本町の事務事業に関連する主な取組は以下のとおりです。

表8-2 現状の取組一覧

取組	詳細
周防大島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定	平成21(2009)年度を基準に計画を策定(平成22(2010)年度)。以降、計画の対象期間が終了した時期に改定。
エコオフィスマニュアルの作成	節電・ごみ削減のためのマニュアルを作成し運用(平成22(2010)年度～)。
エコドライブ推進	燃費向上とCO <sub>2</sub> 削減を目的としたエコ運転を励行(平成22(2010)年度～)。
ノー残業デーの設定	毎週水曜日をノー残業デーとして設定(平成22(2010)年度～)。
ライトダウン活動	昼休憩時や不要箇所の照明消灯を実施(平成22(2010)年度～)。
幹部会議等のオンライン・ペーパーレス化	会議のペーパーレス化・オンライン化を促進するためタブレット端末を導入(令和元(2019)年度～)。
議会におけるペーパーレスの推進	議会資料のデジタル化のためタブレット端末を導入(令和元(2019)年度～)。
WEB会議環境の整備	WEB会議を行える環境整備のため端末を導入(令和2(2020)年度～)。
公共施設へのCO-LPG導入	施設でカーボンオフセットLPガス(CO-LPG)を導入(令和4(2022)年度～)。
ゼロカーボンシティ宣言	「周防大島町ゼロカーボンシティ宣言」を表明(令和6(2024)年度)。
協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゼロカーボン社会の実現に向けた持続可能な地域づくりに関する包括連携協定」をTerra Charge 株式会社と締結(令和6(2024)年度)。</li> <li>「電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定」を日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社と締結(令和7(2025)年度)。</li> </ul>
公共施設へのEV充電器整備	公共施設にEV充電器を整備(令和6(2024)～7(2025)年度)。
周防大島町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定	令和8(2026)年度～12(2030)年度を対象とした改定版を策定(令和7(2025)年度)。
公用車の転換	公用車として電気自動車やハイブリッドカーの導入を促進。
ビズスタイルの推進	アロハビズ、クールビズ、ウォームビズを推進し、エネルギー消費削減に寄与。

## ■ 取組の達成状況

令和2(2020)年度に改定された前計画では、町内の「LED化率」について、令和7(2025)年度における目標値(20%)を設定しました。しかし、令和2年度時点から施設の統廃合等による状況の変化があったため、現時点では正確な進捗状況を把握することが困難です。そのため、令和8(2026)年度に、対象となる施設のリストアップと、その中でLED化が完了している施設数の調査を行います。

また、公用車については、令和2(2020)年4月1日時点で電気自動車3台、ハイブリッド車9台を所有していましたが、令和8(2026)年1月時点では、公用車221台のうち、電気自動車4台、ハイブリッド車27台が導入されています。部局ごとの内訳は、下記の表3のとおりです。

今後も公用車からの排出量削減を図るため、代替可能な公用車については引き続き、電気自動車やハイブリッド車への転換を推進していきます。加えて、使用する公用車の台数の最適化についても検討します。

表8-3 公用車の現況

部局	全公用車	電気自動車	ハイブリッド車
町長部局	147台	3台	22台
教育委員会	32台	1台	4台
病院事業局	42台	—	1台
合計	221台	4台	27台

## 8-2 温室効果ガス排出量の現況

### ■ 排出量の現況

本町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、平成25(2013)年度では10,698 t-CO<sub>2</sub>、令和6(2024)年度では6,869 t-CO<sub>2</sub>となっており、36%削減されています。主な要因としては、中国電力の電力排出係数の低下による電気由来の排出量の削減や、施設の統廃合、公用車の転換等が考えられます。

なお、A重油については、病院事業局による利用が大半を占めています。病院事業局によるA重油由来の排出量については、入手できるデータの都合上、利用量ではなくその年度の給油量を用いて算定していますが、2024年度はA重油の給油がなかったため、数値としては0という結果となっています。ただし、実際の利用量が無くなったわけではないため、実際の利用量の把握及び削減に向けた取組を継続して行っていきます。

表8-4 排出量の内訳と変化

区分	種別	基準年度 (2013年度)	現況年度 (2024年度)	増減率
排出源	電気	9,225 t-CO <sub>2</sub>	5,928 t-CO <sub>2</sub>	-36%
	ガソリン	213 t-CO <sub>2</sub>	117 t-CO <sub>2</sub>	-45%
	軽油	403 t-CO <sub>2</sub>	371 t-CO <sub>2</sub>	-8%
	灯油	344 t-CO <sub>2</sub>	282 t-CO <sub>2</sub>	-18%
	A重油	277 t-CO <sub>2</sub>	6.1 t-CO <sub>2</sub>	-98%
	LPガス	235 t-CO <sub>2</sub>	164 t-CO <sub>2</sub>	-30%
	一般廃棄物	1.4 t-CO <sub>2</sub>	0.5 t-CO <sub>2</sub>	-63%
合計		10,698 t-CO <sub>2</sub>	6,869 t-CO <sub>2</sub>	-36%

排出源別に見ると、基準年度(平成25(2013)年度)及び現況年度(令和6(2024)年度)のいずれにおいても、電気の使用による排出量が8割以上を占めています。

今後の排出量削減のためには、電力由来の排出量を削減するための取組が特に重要です。

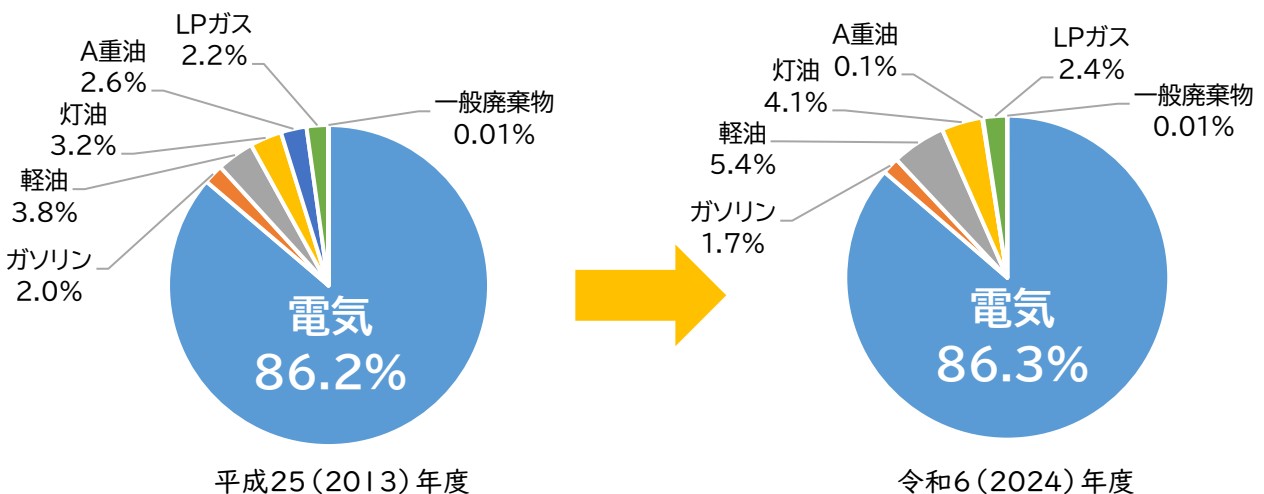


図8-2 排出源の内訳と変化

## ①町長部局の温室効果ガス排出量

### ■ 排出量の現況

町長部局における排出量は、平成25(2013)年度は本町の事務事業全体の約43%、令和6(2024)年度は約47%を占めています。2013年度から2024年度にかけての削減率は30%であり、町の事務事業全体での削減率(36%)よりも低くなっています。

排出源の種別に見ると、軽油とLPガスの削減率が低く、灯油は1%ではありますが増加しています。一方で電気、ガソリンの削減は進んでいます。ガソリンについては、公用車がハイブリッド車や電気自動車に転換されたこと、走行距離が減少傾向になっていることが理由として考えられます。走行距離減少の要因の一つとして、WEB会議の実施により、公用車を利用した移動を削減していることが挙げられます。

表8-5 町長部局における排出量の内訳と変化

区分	種別	基準年度 (2013年度)	現況年度 (2024年度)	増減率
排出源	電気	3,791 t-CO <sub>2</sub>	2,542 t-CO <sub>2</sub>	-33%
	ガソリン	149 t-CO <sub>2</sub>	97 t-CO <sub>2</sub>	-35%
	軽油	341 t-CO <sub>2</sub>	311 t-CO <sub>2</sub>	-9%
	灯油	244 t-CO <sub>2</sub>	247 t-CO <sub>2</sub>	+1%
	A重油	33 t-CO <sub>2</sub>	6.1 t-CO <sub>2</sub>	-81%
	LPガス	12 t-CO <sub>2</sub>	11 t-CO <sub>2</sub>	-4%
合計		4,570 t-CO <sub>2</sub>	3,215 t-CO <sub>2</sub>	-30%

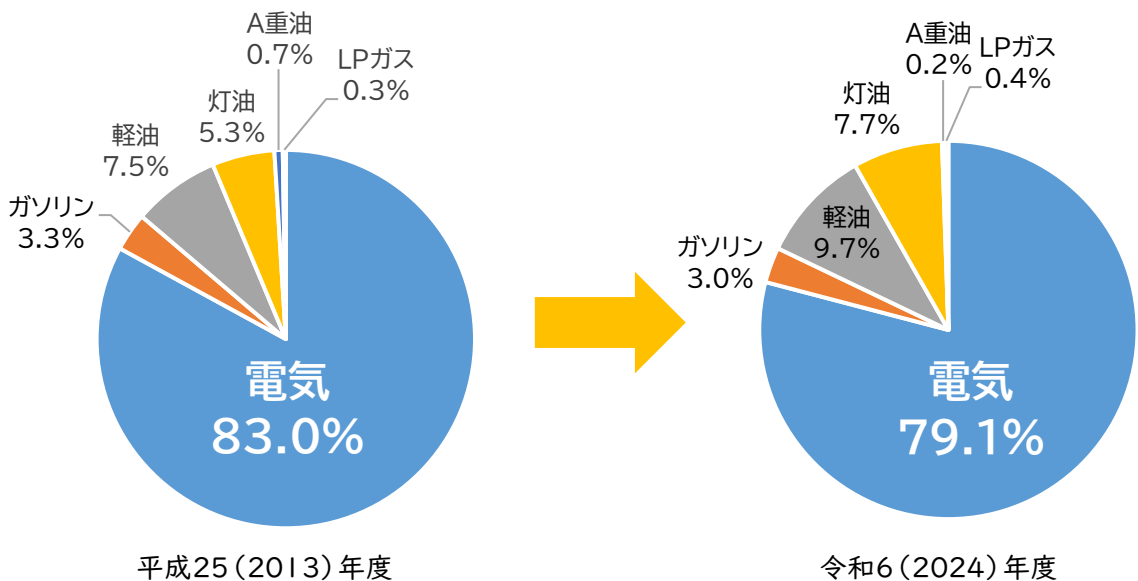


図8-3 町長部局における排出源の内訳と変化

## ②教育委員会の温室効果ガス排出量

### ■ 排出量の現況

教育委員会における排出量は、平成25(2013)年度は本町の事務事業全体の約15%、令和6(2024)年度は約14%を占めています。2013年度から2024年度にかけての排出削減率は39%であり、町の事務事業全体での削減率(36%)よりも高くなっています。

排出源の種別に見ると、LPガスの削減率が低くなっていますが、その他の排出源の削減は進んでいます。小中学校の統廃合が行われたことが、排出量減少の一因と考えられます。

表8-6 教育委員会における排出量の内訳と変化

区分	種別	基準年度 (2013年度)	現況年度 (2024年度)	増減率
排出源	電気	1,348 t-CO <sub>2</sub>	830 t-CO <sub>2</sub>	-38%
	ガソリン	21 t-CO <sub>2</sub>	13 t-CO <sub>2</sub>	-39%
	軽油	18 t-CO <sub>2</sub>	9.2 t-CO <sub>2</sub>	-48%
	灯油	100 t-CO <sub>2</sub>	35 t-CO <sub>2</sub>	-65%
	LPガス	80 t-CO <sub>2</sub>	65 t-CO <sub>2</sub>	-18%
合計		1,566 t-CO <sub>2</sub>	952 t-CO <sub>2</sub>	-39%

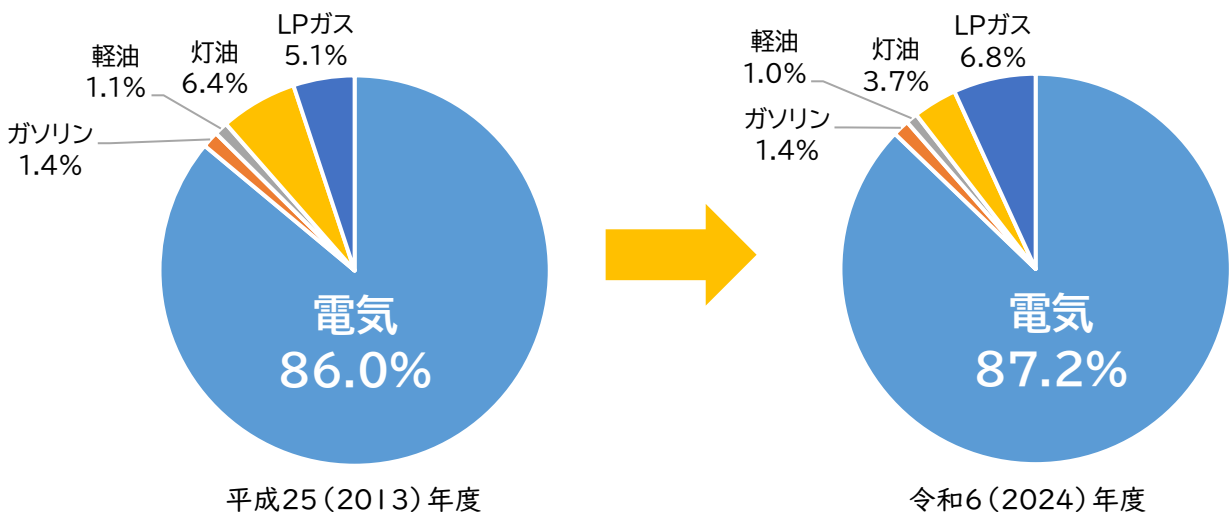


図8-4 教育委員会における排出源の内訳と変化

### ③病院事業局の温室効果ガス排出量

#### ■ 排出量の現況

病院事業局における排出量は、平成25(2013)年度は本町の事務事業全体の約43%、令和6(2024)年度は約39%を占めています。2013年度から2024年度にかけての排出削減率は41%であり、町の事務事業全体での削減率(36%)よりも高くなっています。

排出源の種別に見ると、軽油の使用量が15%増加し、2013年度には使用されていなかった灯油が2024年に使用されています。原因としては、小型の送迎用乗用車の走行距離が減少し、その分軽油を燃料とする大型車の走行距離が増加したこと等が考えられます。

それ以外の排出源の削減は町全体の削減量を上回るペースで進んでいます。なお、先述のとおり、病院事業局によるA重油由来の排出量については、利用量ではなくその年度の給油量を用いて算定している関係上、2024年度の数値としては0としていますが、実際の使用がなかったわけではありません。

表8-7 病院事業局における排出量の内訳と変化

区分	種別	基準年度 (2013年度)	現況年度 (2024年度)	増減率
排出源	電気	4,086 t-CO <sub>2</sub>	2,555 t-CO <sub>2</sub>	-37%
	ガソリン	42 t-CO <sub>2</sub>	6.6 t-CO <sub>2</sub>	-84%
	軽油	44 t-CO <sub>2</sub>	51 t-CO <sub>2</sub>	+15%
	灯油	0 t-CO <sub>2</sub>	0.5 t-CO <sub>2</sub>	皆増
	A重油	245 t-CO <sub>2</sub>	0 t-CO <sub>2</sub>	皆減
	LPガス	143 t-CO <sub>2</sub>	87 t-CO <sub>2</sub>	-39%
合計		4,561 t-CO <sub>2</sub>	2,701 t-CO <sub>2</sub>	-41%

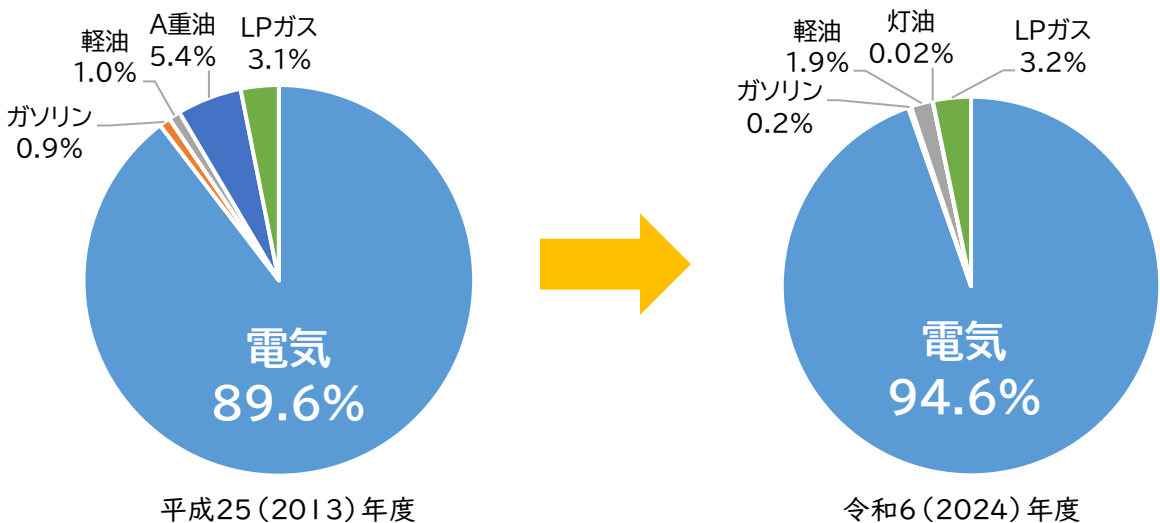


図8-5 病院事業局における排出源の内訳と変化

## ④CO-LPG（カーボンオフセットLPガス）による削減量

### ■ CO-LPGによる削減量とその扱い

本町の事務事業において使用しているLPガスの一部は、第6章のコラム⑫にて紹介しているCO-LPGです。そのため、CO-LPGを使用した分の排出量削減効果が見込まれます。ただし、国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」では、「カーボン・クレジット制度などによる措置は、地球温暖化対策推進法施行令第3条に定められている温室効果ガスを排出する活動ではないため、「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲には含まれていません。」としています。そのため、本計画においては、CO-LPGの使用を考慮せずに算定した排出量を、本町の事務事業による温室効果ガス総排出量として扱います。

一方で、同マニュアルでは、温室効果ガス総排出量と合わせて、カーボン・クレジット等を反映した排出量の公表が推奨されています。CO-LPGは本町における先進的な取組でもあるため、令和6（2024）年度における使用量と削減効果についても算定しました。結果は表8、表9のとおりです。町長部局と教育委員会において、排出量の実質的な削減に貢献しています。

表8-8 各施設のCO-LPG使用量

部局	施設	CO-LPGの使用量（2024年度）
町長部局	大島文化センター	1.8 m <sup>3</sup>
	沖家室シーサイドキャンプ場	40.3 m <sup>3</sup>
	大島斎場	4.9 m <sup>3</sup>
	衛生センター	13.1 m <sup>3</sup>
	大島庁舎	12.8 m <sup>3</sup>
教育委員会	明新小学校	1.0 m <sup>3</sup>
	B&G海洋センター	1.5 m <sup>3</sup>
	B&G体育館空調用	450.6 m <sup>3</sup>
合計		526.0 m <sup>3</sup>

表8-9 CO-LPGによる各部局の削減量

部局	温室効果ガス排出量 （2024年度）	CO-LPGの使用を反映した排出量 （2024年度）	排出量削減率
町長部局	3,215.0 t-CO <sub>2</sub>	3,214.6 t-CO <sub>2</sub>	0.01%
教育委員会	952 t-CO <sub>2</sub>	949 t-CO <sub>2</sub>	0.3%
病院事業局	2,701 t-CO <sub>2</sub>	2,701 t-CO <sub>2</sub>	0.0%
合計	6,869 t-CO <sub>2</sub>	6,865 t-CO <sub>2</sub>	0.1%

## 8-3 温室効果ガス削減目標

### ■ 削減目標

令和7(2025)年2月に閣議決定された国の政府実行計画では、政府の事務事業における温室効果ガスの排出量について、「令和12(2030)年度までに50%削減(平成25(2013)年度比)」という目標が掲げられています。

国の目標値に加え、先述した本町の事務事業における排出量の現況を考慮し、本町における二酸化炭素排出量の削減目標を次のとおり定めます。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、今後も事務事業に伴うエネルギー使用量の把握・整理を進めるとともに、その結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて次の計画改定時に削減目標の見直しを行います。

### 温室効果ガス削減目標(2013年度比)

- 2030年度までに **50%** の削減を目指します。
- 2035年度までに 65% の削減を目指します。
- 2040年度までに 79% の削減を目指します。
- 2050年度までに **100%** の削減を目指します。

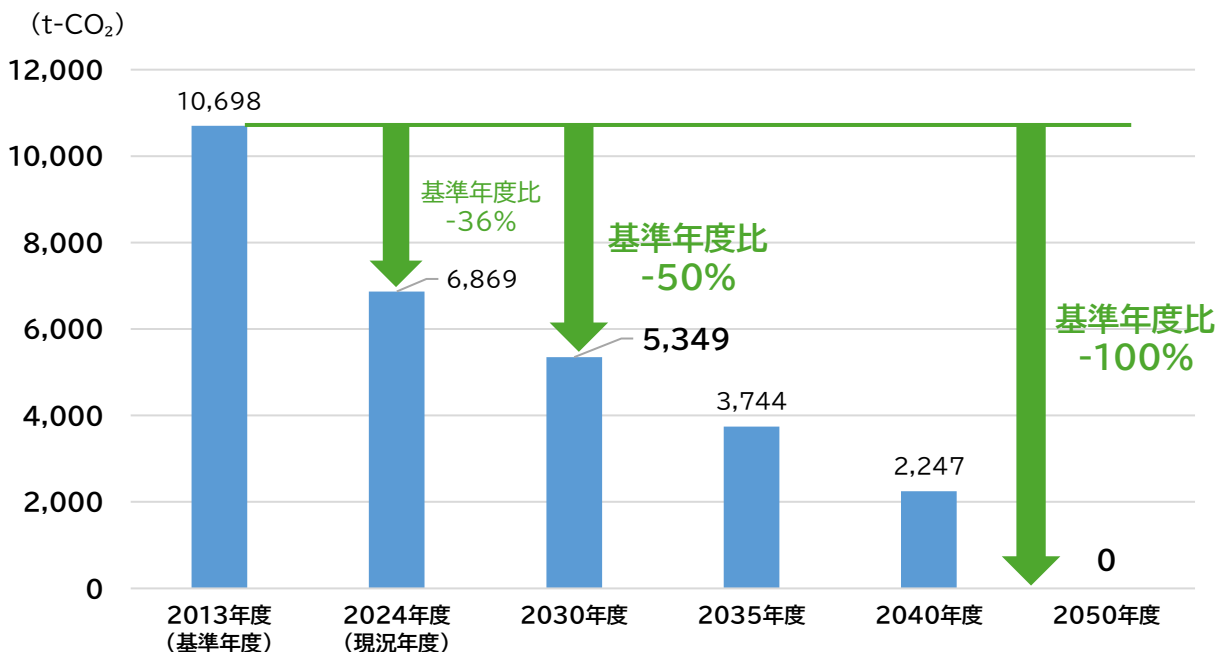


図8-6 温室効果ガス削減目標

## 8-4 目標達成に向けた取組

### ■ 取組の基本方針

先述した目標の達成に向け、本町では以下の3つの方針をもとに排出量削減に取り組めます。

まずは、職員一人一人の行動変容により無駄なエネルギー使用を抑える「省エネルギー対策」に取り組めます。並行して、公共施設における化石燃料への依存を低減し、持続可能なエネルギー利用を進めるための「再生可能エネルギーの導入」を進めます。加えて、ごみ削減や庁内における普及啓発といった「総合的な取組」により、排出量削減に資する取組を幅広く行いつつ、日々の行動について全庁的に意識が浸透するよう働きかけます。

上記の方針により、特定の施設や部局に限らない、**全庁的な排出量の削減**を推進します。

### 削減目標達成に向けた基本方針

基本方針1 省エネルギー対策

基本方針2 再生可能エネルギーの導入

基本方針3 総合的な取組

### ■ 省エネルギー対策

対策	内容
施設設備の改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築建築物の性能は原則ZEB Oriented<sup>※1</sup>相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready<sup>※2</sup>相当となることを目指す。</li> <li>既存建築物についても、改築をする時は環境に配慮した先端的な省エネルギー設備の率先的な導入を含む工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。</li> <li>LED照明の導入率100%を目指す。</li> <li>公用車の新規導入・更新については、代替可能なものは全て電動車<sup>※3</sup>にするとともに、2030年までに代替可能なすべての公用車を電動車にすることを旨とする。また、台数の最適化についても検討する。</li> </ul>

#### ※1 ZEB Oriented

30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネ効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち、1万㎡以上のもの。

#### ※2 ZEB ready

50%以上の省エネルギーを図った建築物。

#### ※3 電動車

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指す。

## ■ 省エネルギー対策

対策	内容
物品購入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。</li> <li>GX製品※1の率先調達に取り組む。</li> </ul>
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な事務処理に努め、残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。</li> <li>昼休みの消灯や不必要箇所の消灯を行う。</li> <li>退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。</li> <li>OA機器等の電源をこまめに切るように努める。</li> </ul>
燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコドライブを行う。</li> <li>車両を適正に整備・管理し、排ガスの削減に努める。</li> <li>公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。</li> </ul>
水利用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に節水を心がける。</li> <li>自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。</li> </ul>
環境保全に関する意識向上、率先実行の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>クールビズ・ウォームビズ・アロハビズを推進する。</li> <li>施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。</li> </ul>

## ※1 GX製品

グリーントランスフォーメーション製品。原材料、製造過程、使用、廃棄といった観点において、総合的に二酸化炭素排出の削減に貢献している製品のこと。

## ■ 再生可能エネルギーの導入

対策	内容
施設設備の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置可能な地方公共団体保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。</li> <li>災害時のエネルギー供給手段確保のため、日中のみの発電となる太陽光発電を補う蓄電池の導入も推進する。</li> <li>ペロブスカイト太陽電池の動向を適宜確認し、公共施設の壁面や屋根への導入を検討する。</li> <li>その他、バイオマス熱等の本町で活用が見込める再生可能エネルギーについて、技術革新や森林整備といった状況を踏まえながら導入を検討する。</li> </ul>
再エネ電力の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎で使用する電気について、令和12（2030）年度までに60%以上を再生可能エネルギー由来の電気とすることを目指す。</li> </ul>

## ■ 総合的な取組

対策	内容
物品購入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。</li> <li>環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）のついた製品を購入する。</li> </ul>
ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）や修理（リペア）による長期利用に努め、ごみの減量を図る。</li> </ul>
用紙類の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>両面印刷、不要紙の裏面へのコピーを徹底し、用紙の削減に努める。</li> <li>リサイクル用紙の購入を徹底する。</li> <li>実物の紙が必須でない場面ではペーパーレス化を促進し、会議資料や各種申請等の電子化を図る。</li> </ul>
脱炭素に関する意識向上、率先実行の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、全庁舎の職員が参加できる研修や講演会を実施する。</li> <li>「デコ活」を奨励する。</li> <li>職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。</li> </ul>



## 第9章

# 計画の推進体制・ 進捗管理

## 9-1 計画の推進体制

### ■ 計画全体の推進体制

町民、事業者、国、県等の様々な主体と連携・協働すると共に、庁内での連携も密に行い、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、下図に示すように町民、事業者、関係団体、学識経験者で組織する「周防大島町地球温暖化対策推進委員会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、評価するとともに、結果については、町のホームページで公表を行い、町民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「推進本部」において、計画の進捗確認や新たな施策の検討等を行います。

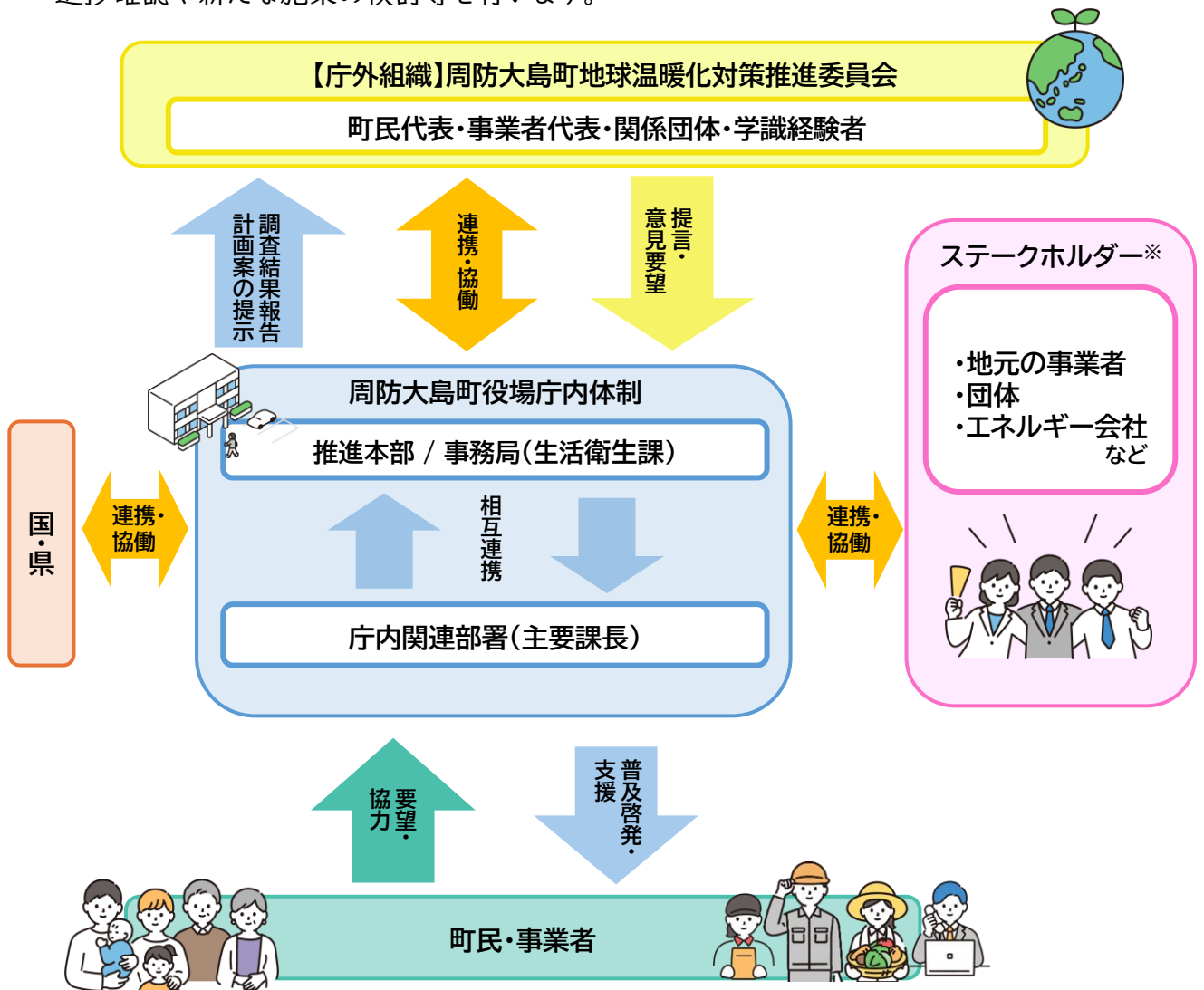


図9-1 計画の推進体制

※ ステークホルダー

日本語では「利害関係者」を意味する。

図内の人々以外にも、観光客や有識者等、町外に住みながらも本町の地域課題解決に資する人や団体を表す。

## ■ 事務事業編の推進体制

事務事業編における排出量削減の推進にあたっては、庁内に「推進本部」と「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

推進本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他管理職等の構成員をもって組織します。事務局からの報告等を受け、計画の見直しや推進状況の点検を行います。

事務局は生活衛生課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

推進本部と事務局で協働しながら計画の方針を決定し、庁内関連部局の主要課長クラスを通して取組の指示やエネルギー消費量等の情報収集を行うことで、全庁的な取組の推進を図ります。

また、事務事業編の進捗状況及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回HP等により公表します。

## 9-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。

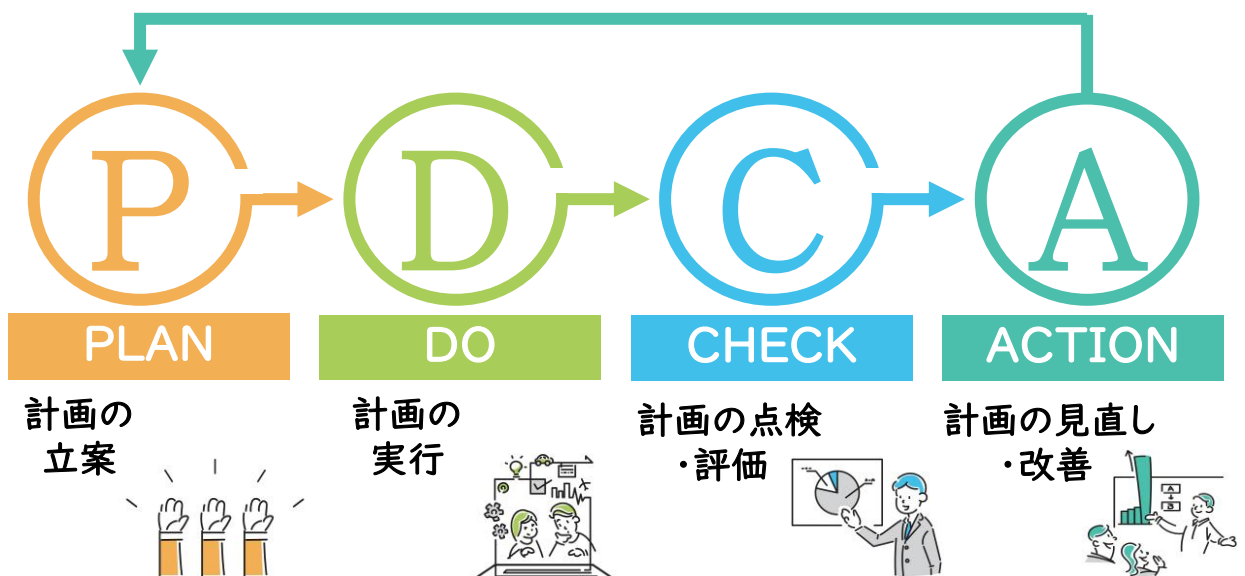


図9-2 PDCAサイクル



# 資料編

# 1 周防大島町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の策定経過

## 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づき、周防大島町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定するにあたり、その基本的事項や内容等について検討するため、周防大島町地球温暖化対策実行計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) その他実行計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 事業者の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該事案の審議が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償費)

第7条 委員の報償の額は、1日の出務につき5,000円とする。

2 委員の交通費は、周防大島町報酬及び費用弁償条例(平成16年周防大島町条例第37号。以下「費用弁償条例」という。)第5条第3項及び第4項の規定に準じ、前項の額に加算して支払うものとする。

3 委員の報償の支払方法は、費用弁償条例第3条第4項の規定に準じて支払うものとする。

4 前3号の規定にかかわらず、公務員の身分をもって委嘱された委員については、報償を支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業建設環境部生活衛生課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月7日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定委員会 委員名簿

役職	団体名	要綱
委員長	副町長	副町長
副委員長	周防大島町地球温暖化防止活動推進員	住民の代表者
委員	周防大島町地球温暖化防止活動推進員	住民の代表者
委員	周防大島町地球温暖化防止活動推進員	住民の代表者
委員	住民の代表者	住民の代表者
委員	大島郡水産共励会	事業者の代表者
委員	JA山口県 周防大島統括本部	事業者の代表者
委員	周防大島観光協会	事業者の代表者
委員	周防大島町商工会	事業者の代表者
委員	教育長	行政関係者
委員	その他特に町長が必要と認める者	その他特に町長が必要と認める者

## 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定委員会の開催状況

開催日	審議内容
令和7(2025)年10月10日(金)	周防大島町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の方向性や地域の基礎情報、アンケート調査結果等について審議
令和7(2025)年11月20日(木)	周防大島町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関する、温室効果ガスの排出量推計や削減対策、再生可能エネルギーの導入方針等について審議
令和7(2025)年12月18日(木)	周防大島町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の前回からの修正部分や、排出量推計、削減対策、計画書内の記載の仕方等に関して、さらに修正が必要な部分を審議

## パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和8(2026)年2月10日(火)～令和8(2026)年3月12日(木)
周知方法	町ホームページ
閲覧場所	生活衛生課窓口、各総合支所窓口
結果	提出人数:2名、提出件数9件

## 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） アンケート調査実施状況（再掲）

アンケート期間	■住民・事業者：令和7（2025）年8月20日（水）～令和7（2025）年9月10日（水） ■中学生：令和7（2025）年9月11日（木）～令和7（2025）年9月16日（火）	
調査方法	■住民・事業者：二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収 ■中学生：各中学校に調査票を配布し、WEB上で回収	
対象	アンケート実施数	回答数（回答率）
住民	1,000名（18歳以上の町民を対象）	312件（31.2%）
事業者	461社（周防大島町商工会会員を対象）	83件（18.0%）
中学生	95件（周防大島中学校及び大島中学校の2・3年生を対象）	

## 町民ワークショップ実施状況（再掲）

実施日	令和7（2025）年9月7日（日）
参加者	町民14名
議論の内容	本町の「良いところ」「温暖化や気候変動の影響」「どんな町になってほしいか」について、各自の意見を付箋に書き出しながら議論

## 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 事業者ヒアリング実施状況

調査方法	対面またはオンラインで、ヒアリングシートを基に脱炭素に関する取組等をヒアリング
実施日	事業者名
令和7（2025）年11月19日（水）	有限会社久観交通
令和7（2025）年11月19日（水）	株式会社はちとひとと
令和7（2025）年11月21日（金）	株式会社大島電機
令和7（2025）年11月21日（金）	株式会社くろき建築工房

## 2 二酸化炭素排出量の算定方法

### 二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

部門	考え方
産業部門 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業から排出されるCO<sub>2</sub>は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定</li> <li>都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、周防大島町の製造品出荷額等を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=都道府県の製造業炭素排出量/都道府県の製造品出荷額等×周防大島町の製造品出荷額等×44/12</p>
産業部門 (建設業・鉱業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業・鉱業から排出されるCO<sub>2</sub>は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定</li> <li>都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して周防大島町の従業者数を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=都道府県の建設業・鉱業炭素排出量/都道府県の従業者数×周防大島町の従業者数×44/12</p>
産業部門 (農林水産業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業から排出されるCO<sub>2</sub>は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定</li> <li>都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、周防大島町の従業者数を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=都道府県の農林水産業炭素排出量/都道府県の従業者数×周防大島町の従業者数×44/12</p>
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務その他部門から排出されるCO<sub>2</sub>は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定</li> <li>都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、周防大島町の従業者数を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=都道府県の業務その他部門炭素排出量/都道府県の従業者数×周防大島町の従業者数×44/12</p>
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭部門から排出されるCO<sub>2</sub>は、世帯数に比例すると仮定</li> <li>都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、周防大島町の世帯数を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=都道府県の家庭部門炭素排出量/都道府県の世帯数×周防大島町の世帯数×44/12</p>
運輸部門 (自動車)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運輸部門(自動車)から排出されるCO<sub>2</sub>は、自動車の保有台数に比例すると仮定</li> <li>全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、周防大島町の保有台数を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=全国の自動車車種別炭素排出量/全国の自動車車種別保有台数×周防大島町の自動車車種別保有台数×44/12</p>
運輸部門 (船舶)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運輸部門(船舶)から排出されるCO<sub>2</sub>は、入港する船舶総トン数に比例すると仮定</li> <li>全国の入港船舶トン数当たり炭素排出量に対して、周防大島町の入港船舶総トン数を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=全国の船舶における炭素排出量/全国の入港船舶総トン数(内航船)×周防大島町の入港船舶総トン数(内航船)×44/12</p>
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物から排出されるCO<sub>2</sub>は、周防大島町が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計</li> <li>環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO<sub>2</sub>/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO<sub>2</sub>/t)」を乗じて推計</li> </ul> <p>&lt;推計式&gt; 周防大島町のCO<sub>2</sub>排出量=焼却処理量×(1-水分率)×プラスチック類比率×2.77+焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×2.29</p>

## 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢（BAU）ケース）

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。（BAU排出量＝現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量）

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータ※1を基に、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※2の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の製造出荷額を予測令和32（2050）年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※3の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の製造出荷額を予測令和32（2050）年度の従業者数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21（2009）年度から令和6（2024）年度※4の16年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の従業者数を予測
家庭部門		人口について、平成25（2013）年度から令和4（2024）年度の12年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の人口を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の自動車保有台数を予測
	船舶	入港船舶総トン数（内航船）について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の入港船舶総トン数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間のデータを基に、令和12（2030）年度、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度、令和32（2050）年度の二酸化炭素排出量を予測

※1：製造品出荷額の全体的な増減の傾向を把握するため、例年から極端に低かった年度（2015）と極端に高かった年度（2018～2020）を、その他の年度（2013～2022）の平均値に修正。

※2、4：経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6（2024）年度までは令和2（2020）年度と同数値で推移すると仮定。

※3：国勢調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6（2024）年度までは令和4（2022）年度と同数値で推移すると仮定。

## 3 気候変動の将来予測及び影響評価

### (1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末(2100年頃)に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

#### ア 農業・林業・水産業

項目	予測される影響
水稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>高温により、内部が白濁する米の白未熟粒の発生などの品質低下が懸念されています。</li> </ul>
果樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>高温により、みかんの浮皮など果樹の品質低下が懸念されています。</li> </ul>
病害虫・雑草等	<ul style="list-style-type: none"> <li>病害虫による農作物への被害増加が懸念されています。</li> </ul>
農業生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>多雨や渇水による農業生産基盤への影響が懸念されています。</li> </ul>

#### イ 自然生態系

項目	予測される影響
分布・個体群の変動	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県内では、2013(平成25)年には、九州北部から山口県に至る約200kmの海岸線沿いで、高水温が要因と考えられるアラメやカジメなどの海藻の衰退現象が発生しています。</li> </ul>
サンゴ礁によるEco-DRR機能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水温の上昇等によりサンゴの白化現象が発現しており、熱帯・亜熱帯性のサンゴは、日本近海の生育域が消滅する可能性が危惧されています。</li> </ul>

#### ウ 自然災害・沿岸域

項目	予測される影響
洪水	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県内では近年、平成22(2010)年、平成25(2013)年、平成26(2014)年、平成30(2018)年に、豪雨による甚大な浸水被害が発生しています。</li> <li>発生頻度は低いものの、施設の能力を大幅に上回る外力(災害の原因となる豪雨等の自然現象)による水害の発生や土砂災害の発生が懸念されています。</li> <li>今世紀末には現在に比べて浸水被害が1~3割増加する可能性もあるとされ、施設の能力を上回る水害の頻発が懸念されています。</li> </ul>
海面水位の上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>海面水位の上昇が生じると、台風、低気圧の強化が無い場合にも、現在と比較して高潮、高波、津波による被災リスクや海岸の侵食傾向が高まります。</li> <li>河川の取水施設、沿岸の防災施設、港湾・漁港施設等の機能の低下や損傷が生じ、沿岸部の水没・浸水、海岸侵食の加速、港湾及び漁港運用への支障、干潟や河川の感潮区間の生態系への影響が想定されます。</li> </ul>
土石流・地すべり等	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雨状況が厳しくなる面が予想され、山地崩壊や人家に影響のある土砂災害も懸念されます。</li> <li>発生頻度は低いものの、施設の能力を大幅に上回る外力(災害の原因となる豪雨等の自然現象)による水害の発生や土砂災害の発生が懸念されています。</li> </ul>

## エ 健康

項目	予測される影響
熱中症等	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症患者の救急搬送者数は、一定の気温以上になると急激に増加するため、将来的にも熱中症や熱ストレスの増加などによる健康影響への低減に向けた措置が必要になってきます。</li> <li>快適性の損失など暑熱による生活への影響や熱ストレスが懸念されています。</li> </ul>

## オ 国民生活・都市生活

項目	予測される影響
水道・交通等	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動による短時間の豪雨・強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等による、インフラ・ライフライン等への影響が危惧されています。</li> </ul>
暑熱による生活への影響等	<ul style="list-style-type: none"> <li>快適性の損失など暑熱による生活への影響や熱ストレスが懸念されています。</li> </ul>

## (2) 周防大島町における気候変動適応評価

第3章における気象状況の調査結果や国、山口県の情報を基に、本町における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。

なお、表中における記号について、凡例は以下のとおりです。

## 【凡例】

国の影響評価	
重大性	影響の程度、可能性、不可逆性、影響のタイミング、持続的な脆弱性または曝露、適応あるいは緩和を通じたリスク低減の可能性の6つの要素を切り口に「社会」「経済」「環境」の3つの観点から評価。 特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」で表記。
緊急性	影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期に着目。 高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。
確信度	「証拠の種類、量、質、整合性」、「見解の一致度」の2つの観点で評価。 高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。

町への影響度	
A(影響高)	国の影響評価で重大性が●、緊急性・確信度が●かつ、県の評価において既に現れているまたは将来予測される影響。
B(影響中)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるものの、県の評価で影響が確認されているもの。
C(影響低)	県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本町に当該地域特性がないもの。

## 【影響評価表】

分野・項目			国の評価			県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在/将来 予測される 影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	A
		野菜等	◆	●	▲	○	B
		果樹	●	●	●	○	A
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	—	C
		畜産	●	●	▲	—	C
		病虫害・雑草等	●	●	●	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	A
	林業	食料需給	◆	▲	●	—	C
		木材生産(人工林等)	●	●	▲	—	C
	水産業	特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲	—	C
		回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	○	B
		増養殖業	●	●	▲	○	B
水環境・水資源	水環境	沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲	○	B
		湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B
		河川	◆	▲	■	○	B
	水資源	沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	B
		水供給(地表水)	●	●	●	—	C
		水供給(地下水)	●	▲	▲	—	C
自然生態系	陸域生態系	水需要	◆	▲	▲	—	C
		高山・亜高山帯	●	●	▲	—	C
		自然林・二次林	●	●	●	—	C
		里地・里山生態系	◆	●	■	—	C
		人工林	●	●	▲	—	C
		野生鳥獣の影響	●	●	■	—	C
	淡水生態系	物質収支	●	▲	▲	—	C
		湖沼	●	▲	■	○	B
		河川	●	▲	■	○	B
		湿原	●	▲	■	○	B

分野・項目			国の評価			県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在/将来予測される影響	
自然生態系	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●	○	B
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	B
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	○	B
	その他	生物季節	◆	●	●	—	C
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	A
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■	○	B
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲	○	B
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●	○	A
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■	—	C
	自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○
内水			●	●	●	—	C
沿岸		海面水位の上昇※	●	▲	●	○	A
		高潮・高波	●	●	●	—	C
		海岸侵食	●	▲	●	—	C
山地		土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
その他		強風等	●	●	▲	○	B
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲	—	C
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	—	C
		熱中症等	●	●	●	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	—	C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	○	B
		その他の感染症	◆	■	■	—	C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	—	C
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲	—	C
その他の健康影響		◆	▲	▲	—	C	

※「海面水位の上昇」については、国の評価における緊急性が▲となっていますが、海に囲まれた本町の地域特性を考慮し、本町への影響度はA評価としています。

分野・項目			国の評価			県の評価	町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在/将来 予測される 影響	
産業・敬座活動	製造業	—	◆	■	■	○	B
	食品製造業	—	●	▲	▲	○	B
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	○	B
	商業	—	◆	■	■	○	B
	小売業	—	◆	▲	▲	○	B
	金融・保険	—	●	▲	▲	○	B
	観光業	レジャー	◆	▲	●	○	B
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●	○	B
	建設業	—	●	●	■	○	B
	医療	—	◆	▲	■	○	B
	その他	海外影響	◆	■	▲	—	C
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○	A
	文化・歴史等を感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●	—	C
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

## 4 用語集

### あ行

#### ●アメダス

「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。

#### ●一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いですが、温室効果は二酸化炭素の265倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。

#### ●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイル。

#### ●うちエコ診断

効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を推進していくために、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行うこと。

#### ●営農型太陽光発電

農地に簡易な構造かつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。

#### ●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化等、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す仕組み。

#### ●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

### か行

#### ●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

#### ●渇水

河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダム貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。

#### ●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

#### ●環境ラベル

製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表等。

【例】



グリーンマーク



エコマーク



カーボン・オフセット  
認証ラベル

### ●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

### ●クーリングシェルター

熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村長が指定した施設。冷房設備を有し、極端な高温の発生時に誰でも休息することができる。

### ●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイル。

### ●グリーンツーリズム

自然が豊かな地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。

### ●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

平成27(2015)年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議であり、協議を重ねた結果新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

## さ 行

### ●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化。

### ●三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)

常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、クロロフルオロカーボン(CFC)等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約16,100倍。

### ●自治体排出量カルテ

環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。

### ●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

### ●スマートメーター

毎月の検針業務の自動化や電気使用状況の見える化を可能にする電力量計。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネ化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待されている。

## た 行

### ●脱炭素経営

気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営。

### ●脱炭素社会

実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会。

### ●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。

### ●地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

### ●地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。

### ●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

### ●中小水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力10,000kW~30,000kW以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。

### ●デマンド交通

予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式。

### ●電力排出係数

電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。

## な 行

### ●内水

洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。

### ●ネット・ゼロ

温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。

## は 行

### ●パーフルオロカーボン類(PFCs)

フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。

### ●バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

### ●バイオマス熱利用

木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として熱利用を行う技術。

### ●ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)

フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約1,300倍。

### ●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。

### ●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効された。

### ●ポテンシャル

「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なもの」と種々の制約要因(土地用途、法令、施工等)を満たさないものを除いたもの。

### ●ブルーツーリズム

島や沿海部の地域に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動。

## ま 行

●メタン(CH<sub>4</sub>)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。

## ら 行

## ●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラ。元々の英語(lifeline)の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道(上水道、下水道)等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送(交通)システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

## ●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

## 数字・アルファベット

## ●IPCC(アイピーシーシー)

「Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織。

## ●PDCA(ピーディーシーイー)サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

## ●REPOS(リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム)

我が国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。

## ●SDGs(エスディージーズ)

平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。



“人と自然が響きあう 心豊かな島”  
～みんなで作る ゼロカーボンの島 Suo-Oshima～

## 周防大島町地球温暖化対策実行計画

---

編集・発行

周防大島町 産業建設環境部 生活衛生課  
〒742-2301  
山口県大島郡周防大島町大字久賀5134番地  
Tel:0820-79-1012 Fax:0820-79-1022

発 行

令和8(2026)年 3月

---